

第4次  
秋田市障がい者プラン  
(素案)

平成24年12月  
秋田市

## 表記方法等について

### 1 「障がい」と「障害」

本プランにおける「障がい」または「障害」の表記については、「秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針」に基づいています。

### 2 関係法令等の名称とその略称

本プラン内における関係法令等の名称の表記については、次の略称を用いています。

- (1) **障害者基本法**：障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）
- (2) **障害者自立支援法**：障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）
- (3) **障害者総合支援法**：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年4月1日施行）
- (4) **障害者虐待防止法**：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
- (5) **障害者優先調達推進法**：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年6月27日法律第50号）

# 第4次秋田市障がい者プラン

## 目次

<b>第1部</b>	<b>秋田市障がい者プランの基本的な考え方</b>	<b>5</b>
1	プラン策定の趣旨および性格	6
2	計画期間等	7
3	他の計画との関係・位置づけ	9
4	計画の策定体制	10
5	国の障がい者施策の動向について	11
6	障がい者をとりまく諸情勢について	14
7	基本理念・施策の体系	16
8	重点プロジェクト等	19
<b>第2部</b>	<b>障がい者の状況および将来推計</b>	<b>21</b>
1	秋田市の人口と障がい者数の推移	22
2	秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移	25
3	第3期秋田市障がい福祉計画策定のための 障害福祉サービスに関するアンケート調査報告書	27
<b>第3部</b>	<b>サービス提供の目標および見込み</b>	<b>74</b>
1	平成26年度の数値目標	75
2	各年度における指定障害福祉サービス等の 必要な量の見込みと見込量確保のための方策	79
3	地域生活支援事業の実施に関すること	87
4	施設整備の推進に関すること	92

<b>第4部 障がい福祉施策の展開（施策体系）</b>	<b>93</b>
1 施策体系の目次	94
2 施策の展開	96
第1章 市民理解と権利擁護の促進	97
第1節 情報共有と相互交流の促進	97
1 公共媒体等を活用した普及啓発活動	97
2 イベント等を活用した相互交流の促進	98
第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進	99
1 成年後見制度等による権利擁護の推進	99
2 虐待防止対策の体制整備	100
第2章 地域生活支援の充実	101
第1節 相談支援の強化	101
1 相談支援体制の強化	101
2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備	102
3 地域自立支援協議会の機能強化	102
第2節 ライフステージに合わせた支援の充実	103
1 障がい児の早期発見および支援の充実	103
2 障がい者への支援の充実	105
3 高齢障がい者への支援の充実	107
4 孤立死防止への対応強化	108
第3節 障がい特性に応じた支援の充実	108
1 身体障がい者への支援の充実	109
2 知的障がい者への支援の充実	110
3 精神障がい者への支援の充実	112
4 その他の障がい者への支援の充実	113
第4節 保健・医療との連携	114
1 健康診査・健康相談の促進	114
2 医療受診支援の強化	115
3 心の健康づくりの強化	116
第3章 就労や社会参加の促進	117
第1節 障がい者の働く場づくり	117
1 就労に向けた普及啓発活動の促進	117
2 就労の場の確保	118

第2節	就労支援体制の充実	119
1	多様な就労ニーズへの対応	119
2	職場実習等の開催	120
3	就労支援の体制整備	121
第3節	スポーツ・文化・芸術活動への支援	121
1	障がい者スポーツ活動への支援強化	121
2	文化・芸術活動への支援強化	122
第4節	障がい者の自発的な社会活動への支援	123
1	自発的活動の推進	123
2	社会的活動への支援強化	124
第4章	サービス提供体制の整備	126
第1節	サービスの選択肢の拡大と質の向上	126
1	障害福祉サービスの提供体制の整備	126
2	地域生活支援事業の提供体制の整備	127
3	サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備	128
第2節	人的支援の充実	129
1	専門性を兼ね備えた人材の育成	129
2	ボランティアの養成と活動支援体制の整備	130
第5章	ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応	131
第1節	バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	131
1	ユニバーサルデザインの普及促進	131
2	公共施設のバリアフリーと ユニバーサルデザインの推進	132
3	心のバリアフリー化の推進	132
第2節	移動支援とコミュニケーション支援の充実	134
1	移動支援の充実	134
2	コミュニケーション支援の充実	135
第3節	冬期間の対応強化と安全確保	136
1	雪寄せ支援の充実	136
2	冬期間の移動の安全確保	137
第4節	災害対応の強化	138
1	災害対策の推進	138
2	災害時の避難支援態勢の整備	139
3	災害時のサービス提供体制の整備	140

<b>第5部 プラン推進の仕組み</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>141</b>
1 プラン推進に向けて（連携と協力の推移）	142
2 プランの点検・評価・見直し	143
<b>第6部 参考資料</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>144</b>
身体障害者手帳所持者数	146
療育手帳所持者数	147
精神障害者保健福祉手帳所持者数	147
病類別精神障害者数	148
難病対策について	150
市内の福祉施設等一覧	152
特別支援学校の概況	170
主な取組・事業の概要	171
コミュニケーション支援事業の概要	208
第4次秋田市障がい者プラン策定経過	209
秋田市社会福祉審議会条例	210
秋田市社会福祉審議会運営要綱	212
秋田市社会福祉審議会委員名簿	214
秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱	217
秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会名簿	219

# 第1部

## 秋田市障がい者プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨および性格
- 2 計画期間等
- 3 他の計画との関係・位置づけ
- 4 計画の策定体制
- 5 国の障がい者施策の動向について
- 6 障がい者を取りまく諸情勢について
- 7 基本理念・施策の体系
- 8 重点プロジェクト等

## 1 プラン策定の趣旨および性格

第4次秋田市障がい者プランは、本市の障がい者福祉施策の全体像を示すものです。また、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に障害者自立支援法(平成25年4月1日より障害者総合支援法)に基づく「市町村障害福祉計画」を包含させ、一体のものとして策定するもので、本市の障がい福祉施策を展開していく上での実施計画となるものです。

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活や社会生活を総合的かつ計画的に支援し、障がいのある方の社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を推進することを目指すものです。

本市では、平成10年2月に第1次秋田市障害者プランを策定して以来、2度の見直し改正を行ってきました。現在の第3次秋田市障害者プランの計画期間が24年度までであることや、平成23年8月に障害者基本法が改正され、さらには平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることなど踏まえて、新たに第4次障がい者プランを策定するものです。



## 2 計画期間等

### 1 計画期間

このプランの計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とします。

なお、プランに包含される「第3期秋田市障がい福祉計画」の計画期間は平成24年度から26年度までの3年間であり、平成26年度に必要な見直しを行った上で、平成27年度から29年度までを計画期間とする「第4期秋田市障がい福祉計画」を策定することとしています。

第1次障害者プラン	(平成10年2月策定)	計画期間：平成10年度～17年度)
第2次障害者プラン	(平成14年3月策定)	計画期間：平成14年度～18年度)
第3次障害者プラン	(平成19年3月策定)	計画期間：平成19年度～24年度)
第4次障がい者プラン	(平成25年3月策定)	計画期間：平成25年度～29年度)

### 2 障がい者プランと障がい福祉計画との関係

平成18年度に施行された障害者自立支援法において、市町村は3年を1期とする「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

そこで本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン(平成19年度～24年度)」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画(平成19年度～20年度)」も包含して策定しました。その後、平成21年3月には「第2期秋田市障害福祉計画(平成21年度～23年度)」を、平成24年3月には「第3期秋田市障がい福祉計画(平成24年度～26年度)」を策定し、「第3次秋田市障害者プラン」に包含しています。

「第4次秋田市障がい者プラン(平成25年度～29年度)」では、「第3期秋田市障がい福祉計画」と「第4期秋田市障がい福祉計画(平成27年度～29年度：予定)」が包含されることとなります。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成27年度 以降
------------	------------	------------	------------	------------	------------	--------------

「第3次秋田市障害者プラン」 (平成19年度～24年度)	「第4次秋田市障がい者プラン」 (平成25年度～29年度)
---------------------------------	----------------------------------

第2期秋田市障害福祉計画 (平成21年度～23年度)	第3期秋田市障がい福祉計画 (平成24年度～26年度)	第4期秋田市 障がい福祉計画 (平成27年度～ 29年度：予定)
-------------------------------	--------------------------------	---



第4次秋田市障がい者プラン

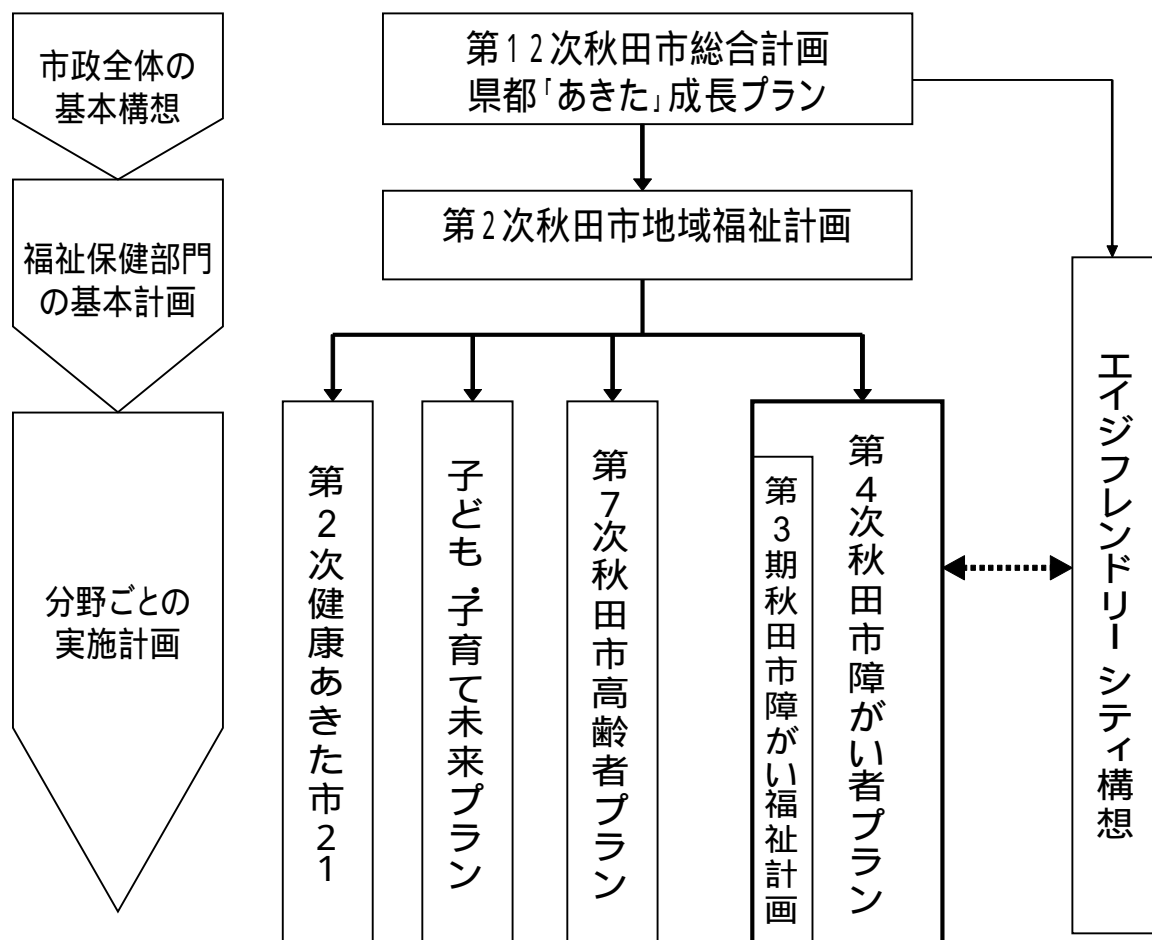
障害者基本法「市町村障害者計画」  
(障がい者施策に関する基本的計画)  
(期間：平成25～29年度)

障害者総合支援法「市町村障害福祉計画」  
(障がい福祉サービス等の提供体制確保に関する計画)  
第3期秋田市障がい福祉計画(24～26年度)  
第4期秋田市障がい福祉計画(27～29年度：予定)

参考 第1期秋田市障害福祉計画(平成19～20年度)  
第2期秋田市障害福祉計画(平成21～23年度)

### 3 他の計画との関係・位置づけ

このプランは、秋田市行政の基本構想である「第12次秋田市総合計画（県都「あきた」成長プラン）」のもと、「秋田市地域福祉計画」の理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「エイジフレンドリーシティ構想」とも整合性を図るものです。



## 4 計画の策定体制

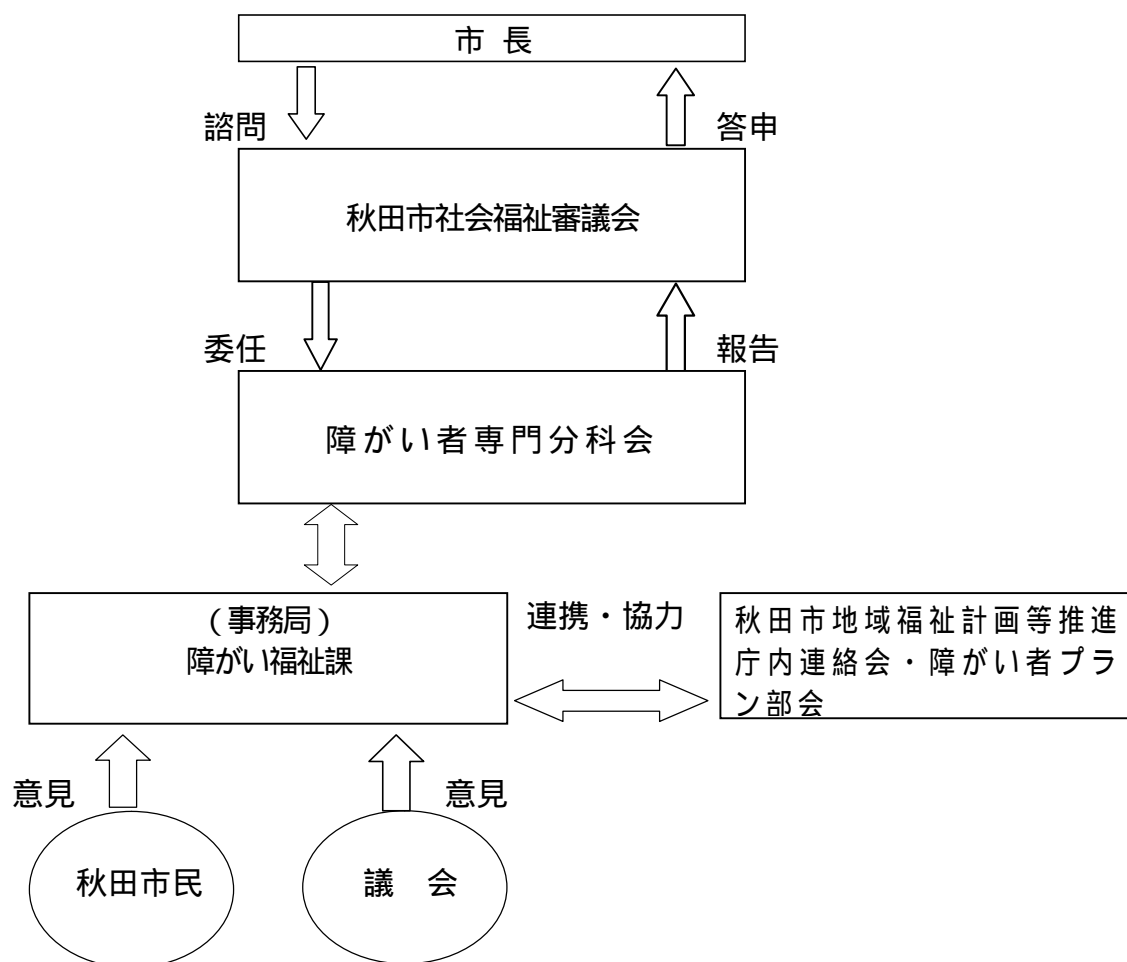
### 1 策定作業

策定作業は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関である「秋田市社会福祉審議会」の中の障がい者福祉に関する事項を調査審議する「障がい者専門分科会」を中心に、庁内関係部局からなる「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会・障がい者プラン部会」の協力も得ながら障がい福祉課が事務局となり進めました。

### 2 市民の意見の反映

平成23年度から実施した各種アンケート調査や事業者や関係団体等からの聴き取り調査、プラン素案についてのパブリックコメントを行い、広範な市民からの意見聴取を行いました。

また、前述の「秋田市社会福祉審議会・障がい者専門分科会」に臨時委員として、障がい者の当事者団体の代表を含む10名に加わっていただきました。



## 5 国の障がい者施策の動向について

### 1 近年の障がい者関係法令等の主な動き

平成15年4月には、社会福祉基礎構造改革に伴い、従来の、行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する「措置制度」から、身体障がい者・知的障がい者および障がい児に対する**支援費制度**が導入されるという大改革が行われました。

その特徴は、以下のようなものでした。

- 障がい者の自己決定の尊重
- 利用者本位のサービス提供
- 利用者と事業者の対等な関係の構築
- 障がい者自らのサービス選択
- 契約によるサービス利用
- 利用者の選択に答えられるサービスの質の向上

平成17年10月には、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から**障害者自立支援法**が成立しています。この法律による改革のねらいは、以下のようなものでした。

- 3障がい（身体・知的・精神）の福祉サービスの一元化
- 就労支援の強化
- 地域の社会資源を活用できるよう規制緩和
- 公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化
- 利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担
- 国の財政責任の明確化

その後、応益負担の原則を廃止するとともに制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「**障害者総合福祉法**」の制定にむけた検討が進められました。その間、

平成22年12月には、利用者負担は応能負担とすること等を盛り込んだ「**障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律**」が、平成23年6月には、障がい者に対する虐待の防止と早期発見による人権を守るための「**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**」（施行は平成24年10月1日）が、平成23年8月には、障がいの有無に関わらず全ての国民が共生する社会の実現のため、地域社会での共生や社会的障壁の除去等を基本原則とした「**障害者基本法の一部を改正する法律**」が、それぞれ成立しています。

## 2 障害者総合支援法の成立

こうした経過を経て、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。障がい者の日常生活・社会生活の支援を、障がい者の社会参加の確保および地域生活における共生、社会的障壁除去に資するよう総合的計画的に行うことを理念とするこの法律の概要は、以下のとおりです。

**障害者自立支援法という名称を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」としたこと**

制度の谷間を埋めるべく、従来の障がい者の範囲に難病等を加えたこと

「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めること  
障がい者に対する支援

ア 重度訪問介護の対象拡大

イ 共同生活介護の共同生活援助への一元化

ウ 地域移行支援の対象拡大

エ 地域生活支援事業の追加

サービス基盤の計画的配備

ア 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項および地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

イ 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直し

ウ 市町村が障害福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握を行うことの努力義務化

エ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画の明確化

なお、施行期日は平成25年4月1日(およびのア～ウについては平成26年4月1日)となっています。

### 障がい福祉施策のこれまでの主な経緯

平成18年 4月 12月	障害者自立支援法の施行(同年10月完全施行) 法の円滑な運営のための特別対策 利用者負担の更なる軽減 事業者に対する激変緩和措置 新法移行のための経過措置
平成19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 利用者負担の見直し 事業者の経営基盤の強化 グループホーム等の整備促進

平成20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
平成21年 3月	<u>「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」</u> 国会提出 同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
9月	<b>連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針</b>
平成22年 1月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 <b>障がい者制度改革推進会議において議論開始</b>
4月	低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 <b>障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始</b>
6月	<b>「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)</b>
12月	<u>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(議員立法)</u> が成立
平成23年 6月	<u>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(議員立法)</u> が成立
7月	<u>「障害者基本法の一部を改正する法律」</u> が成立
8月	<b>「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」</b> 取りまとめ
平成24年 3月	<u>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」</u> 閣議決定・国会提出
6月	<u>同法及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(議員立法)</u> が成立、公布

出典：厚生労働省資料

## 6 障がい者を取りまく諸情勢について

### 1 障がい概念の変容

平成13年、WHO(世界保健機関)において、従来のICIDH(国際障害分類)を改訂した、ICF(国際生活機能分類)が採択されました。

ICFでは、ICIDHで用いていた「機能障害」という概念を改め「心身機能と身体構造」と、同じく「能力障害」を「活動」と、同じく「社会的不利」を「参加」として規定しています。そして、この「心身機能と身体構造」「活動」「参加」の3つの生活機能が低下した状態を総称して障がい(生活機能低下)としています。

また、ICIDHでは、環境が障がいを与える影響について触れていませんでしたが、ICFでは、3つの生活機能には相互関係があること、また3つの生活機能には、環境因子(物的環境、社会的環境)、個人因子(性、年齢、価値観)が影響を与えています。従来の「医学モデル」(障がいは個人の問題であり、医学的側面から治療し、障がい者をより健常者に近づけようとする考え方)に対比して「社会モデル」(障がいは社会の問題であり、障がい者が健常者と均等な機会を妨げる原因を除去する必要があるという考え方(ノーマライゼーションの具現化))へ焦点があてられました。

### 2 国際社会と改正障害者基本法

平成18年、国際連合において、障がい者の人権および基本的自由の促進と確保並びに障がい者の尊厳の尊重を謳った障害者権利条約が採択されました。

この障害者権利条約の趣旨に沿った障がい者施策の推進を図るため、障害者権利条約に定められる障がい者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から障害者基本法の改正が行われました。目的は前述したとおりですが、他にも以下のような事項が定められています。

障がいの定義を見直し、身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされたこと  
地域社会における共生を図るため、全ての障がい者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されること

障がいを理由とした差別や権利利益の侵害をする行為の禁止など

また、雇用の促進、公共施設や情報利用のバリアフリー化、防災・防犯、消費者としての権利擁護、選挙等における配慮などの基本的施策が定められています。



### 3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

平成20年、内閣府は、障がいの有無や年齢といった個人の属性や置かれた状況に関わらず、国民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた環境を整備していくために標記の要綱を定めました。

ここでは、障がいのある方が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないこと、すなわち、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方「バリアフリー」とともに、施設や製品等については、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方「ユニバーサルデザイン」が必要であり、この両方に基づく取り組みを併せて推進することが謳われています。

### 4 秋田市地域福祉計画

平成21年度には、第2次秋田市地域福祉計画が策定されました。

この計画では「地域のしあわせをみんなで築く」ことを目指すものです。地域のしあわせとは、地域で暮らす一人ひとりがしあわせであること、すなわち、すべての市民が住み慣れた地域で生きがいをもって健康に暮らし、安心して自立した生活を営むことができることとしています。

複雑化、多様化する生活課題へ対応するためには、公助(行政等が行う公的な福祉サービス)の充実が必要不可欠ですが、それだけでは不十分です。共助(地域社会における相互扶助・市民活動による支援・市場(民間)における商品やサービスの提供)、自助(個人の自立・家族での支え合い・共助公助への参加参画)の各取組がバランスよく機能し、各主体の協働により市全体が一丸となって、強固な地域福祉をつくっていかうとするものです。

## 7 基本理念・施策の体系

第4次障がい者プランでは、秋田市行政の基本構想である第12次秋田市総合計画(県都「あきた」成長プラン)および第2次秋田市地域福祉計画を踏まえた上で、「障害者基本法の一部を改正する法律」および「障害者総合支援法」の理念に則り、国の新たな障がい保健施策にも対応するため基本理念を「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」と決めました。

この理念の実現を目指して、次ページに示す施策体系により関連事業等を展開するものです。

第12次秋田市総合計画(県都「あきた」成長プラン)の基本構想  
「ともに作り ともに生きる 人・まち・くらし」

第2次秋田市地域福祉計画の理念  
「地域のしあわせをみんなで築く」

改正障害者基本法・障害者総合支援法のキーワード

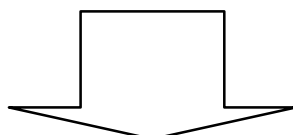
「個人の尊厳の尊重」

「共生社会の実現」

「社会参加の機会確保」

「サービス基盤の計画的整備」

「社会的障壁の除去」



第4次秋田市障がい者プランの基本理念

「誰もが人格と個性を尊重し  
相互に支え合う共生社会の実現」

第4次障がい者プラン 「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」

1 市民理解と権利擁護の促進

1 - 1 情報共有と相互交流の促進

1 - 2 権利擁護と虐待防止対策の推進

2 地域生活支援の充実

2 - 1 相談支援の強化

2 - 2 ライフステージに合わせた支援の充実

2 - 3 障がい特性に応じた支援の充実

2 - 4 保健・医療との連携

3 就労や社会参加の促進

3 - 1 障がい者の働く場づくり

3 - 2 就労支援体制の充実

3 - 3 スポーツ・文化・芸術活動への支援

3 - 4 障がい者の自発的な社会活動への支援

4 サービス提供体制の整備

4 - 1 サービスの選択肢の拡大と質の向上

4 - 2 人的支援の充実

5 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

5 - 1 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

5 - 2 移動支援とコミュニケーション支援の充実

5 - 3 冬期間の対応強化と安全確保

5 - 4 災害対応の強化

## 1 市民理解と権利擁護の促進

障がいのある方もそうでない人も同じ地域社会の構成員です。一人ひとりに違った個性があり、障がいもその人の個性のひとつです。誰もが互いの人権・生命・人格を尊重し、支え合う共生社会を実現するために、すべての市民の理解と協力のもと、心のバリアフリーを目指します。

## 2 地域生活支援の充実

障がいのある方が、地域の中で共生し、その人らしい毎日の暮らしを送ることができるよう、ソーシャル・インクルージョン(地域社会での支え合い)の考えに基づいた取組を推進します。また、性別・年齢・障がいの特性・生活環境などの違いを考慮し、障がいのある人一人ひとりにそった地域支援体制を目指します。

## 3 就労や社会参加の促進

障がいのある方への支援では、クオリティ・オブ・ライフ(生活の質)の向上という視点が必要不可欠です。障がいのある方が、地域の中でさまざまな分野において能力を発揮することができ、そして生きがいを持っていきいきと自立して暮らすことができるよう、就労や社会参加の促進を目指します。

## 4 サービス提供体制の整備

障がいのある方が、それぞれのニーズに対応するサービスを選択できるよう、必要性や実効性も見極めながら、ハード・ソフト両面からのサービス基盤の整備を推進します。また、サービスを利用する本人の意向が十分に尊重されるよう、障がいのある方の目線にたったの提供体制を目指します。

## 5 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

障がいのある方もそうでない人も等しく社会で活動できる共生社会の実現のためにはユニバーサルデザインのまちづくりが求められます。また、発生を完全に抑えることのできない自然災害に備えて減災対策を推進し、障がいのある方の自由な社会参加と安全を確保する体制を目指します。

## 8 重点プロジェクト等

### 1 重点プロジェクト

#### 障がい者等による自発的活動に対する支援事業の実施

～ 自助・共助・公助のバランスのとれた取組の推進 ～

共生社会の実現と障がい者福祉の増進を目指して、次に示す5つの重点事項を含む今後の本市の障がい者施策を効果的に推進していくためには、市の取組に加えて、障がい者やその家族、地域住民等、様々な団体等による地域における自発的な活動が盛んになることも重要です。

障がい者等やその家族、地域住民等からなる様々な団体が地域において行う「障がい者に対する理解の深化」や日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁の除去」、「地域の居場所づくり」などに向けた自発的な活動を支援する「(仮称)障がい者等自発的活動支援事業」等を行います。

### 2 重点事項

第4次障がい者プランでは、計画期間中に特に重点的に取り組むべき事項として以下の5つを「重点事項」と位置づけ取り組んでいくこととします。

中には、結果の見えやすい事項もありますが、結果が見えにくく時間をかけてじっくりと取り組んでいかなければならない事項や国の施策や社会情勢の変化等にも注視しながら進めていかなければならない事項もあります。

#### 1 心のバリアフリーの推進

##### 施策体系【第1章第2節、第5章第1節3】

- ・虐待防止や成年後見制度の活用など個人の尊厳を守る取組を進めます。
- ・市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を進めます。

#### 2 相談支援とコミュニケーション支援の充実

##### 施策体系【第2章第1節、第5章第2節2】

- ・障がいのある方やその保護者の多様化・複雑化する相談に対応するため、相談支援の充実を図ります。
- ・共生社会に不可欠な情報伝達・共有の手段の充実を図ります。

### 3 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

#### 施策体系【第5章第1節2】

- ・市庁舎や市民サービスセンター等でバリアフリーとユニバーサルデザインを進めます。

### 4 災害対応の強化

#### 施策体系【第5章第4節】

- ・障がいのある方一人ひとりに対応した災害時における支援体制づくりを進めます。

### 5 孤立死防止への対応強化

#### 施策体系【第2章第2節4】

- ・障がいのある方の孤立死の防止に向けた取組を探っていきます。

## 第2部

# 障がい者の状況および将来推計

- 1 秋田市の人口と障がい者数の推移
- 2 秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移
- 3 第3期秋田市障害福祉計画策定のための  
障害福祉サービスに関するアンケート調査報告書

# 1 秋田市の人口と障がい者数の推移(資料1)

秋田市の人口は、平成18年度から平成23年度にかけて、わずかながら減少しているものの、32万人台を維持しています。そのような中で、障がい者数は年々増加しており、障がい者比率を見ると、平成22年度で7%を超え、平成23年度では7.2%に至っています。

中でも、精神障がい者数の増加率が平成20年度以降、約6%～10%台と高い割合で推移しています。身体障がい者数の増加率については、平成19年度から平成22年度までは、1～2%台で推移していましたが、平成23年度は1%を下回りました。知的障がい者数の増加率については、ほぼ毎年度、1%台後半から2%台前半で推移しているという傾向が伺えます。

## 資料1

### 秋田市の人口と障がい者数の推移

#### 秋田市の人口の推移

年度	各年度末現在					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人口	328,723	326,309	324,512	323,425	322,092	320,904

数値は、住民基本台帳月報データベースから

#### 障がい者数の推移

区分\年度	各年度末現在					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障がい者	12,950	13,201	13,335	13,663	13,892	13,984
知的障がい者	1,702	1,739	1,774	1,807	1,843	1,900
精神障がい者	5,310	5,375	5,827	6,430	6,845	7,273
計(三障がい合計)	19,962	20,315	20,936	21,900	22,580	23,157
秋田市の人口に対する障がい者比率(%)	6.07	6.23	6.45	6.77	7.01	7.22

#### 手帳所持者数の推移

区分\年度	各年度末現在					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害者手帳	12,950	13,201	13,335	13,663	13,892	13,984
療育手帳	1,702	1,739	1,774	1,807	1,843	1,900
保健福祉手帳	982	1,027	1,092	1,267	1,372	1,479
計(手帳所持者)	15,634	15,967	16,201	16,737	17,107	17,363
秋田市の人口に対する手帳所持者比率(%)	4.76	4.89	4.99	5.17	5.31	5.41

#### 身体障がい者の等級別の推移

等級\年度	各年度末現在					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1級	4,388	4,496	4,558	4,622	4,697	4,710
2級	2,327	2,318	2,315	2,294	2,294	2,234
3級	2,386	2,407	2,450	2,570	2,619	2,660
4級	2,404	2,502	2,539	2,684	2,799	2,870
5級	762	779	780	788	789	792
6級	683	699	693	705	694	718
計	12,950	13,201	13,335	13,663	13,892	13,984
重度比率(%) (1～3級者の占める率)	70.28	69.85	69.91	69.43	69.18	68.68



身体障がい者の年齢別の推移

各年度末現在 単位:人

年齢階層 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
65歳以上	9,025	9,315	9,530	9,862	10,023	10,060
18～64歳	3,687	3,648	3,569	3,560	3,641	3,697
15～17歳	45	48	46	45	41	44
6～14歳	135	134	129	138	139	138
0～5歳	58	56	61	58	48	45
計	12,950	13,201	13,335	13,663	13,892	13,984
65歳以上の 高齢者比率(%)	69.69	70.56	71.47	72.18	72.15	71.94

知的障がい者の程度別の推移

各年度末現在(18,19年度は8/1現在) 単位:人

程度 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
最重度	206	279	392	446	461	475
重度	639	695	598	593	599	595
中度	552	485	417	397	400	409
軽度	323	255	367	371	383	421
計	1,720	1,714	1,774	1,807	1,843	1,900

知的障がい者の年齢別の推移

各年度末現在(18,19年度は8/1現在) 単位:人

年齢階層 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
65歳以上	163	153	159	164	164	162
18～64歳	1,144	1,167	1,229	1,262	1,310	1,341
13～17歳	180	173	183	194	191	215
7～12歳	165	157	157	146	144	142
0～6歳	68	64	46	41	34	40
計	1,720	1,714	1,774	1,807	1,843	1,900
65歳以上の 高齢者比率(%)	9.48	8.93	8.96	9.08	8.90	8.53

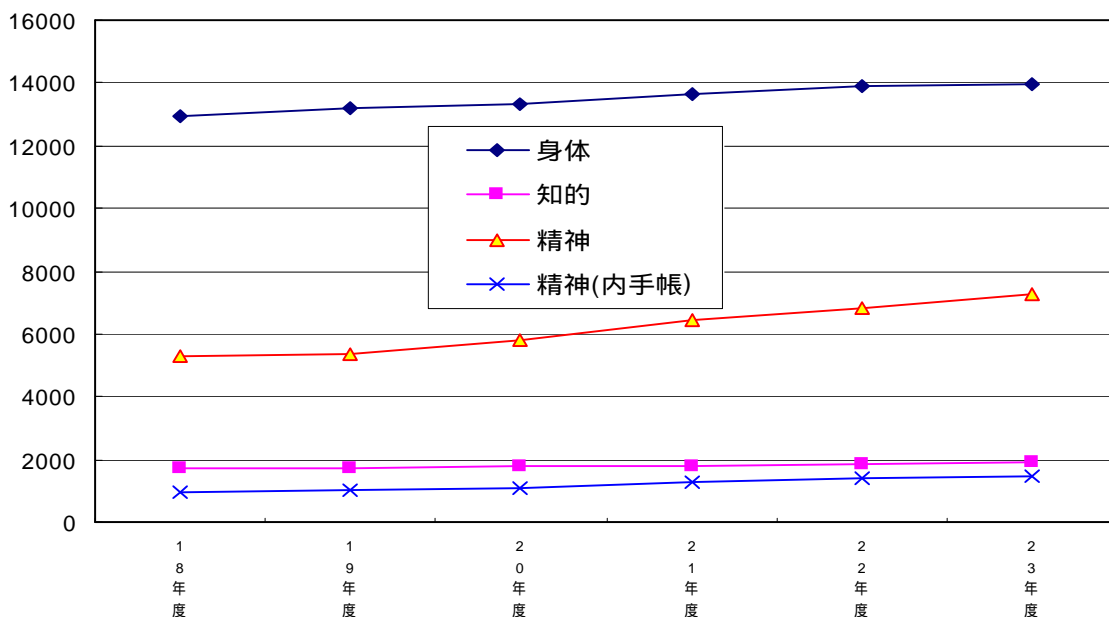
精神障がい者の等級別の推移

各年度末現在 単位:人

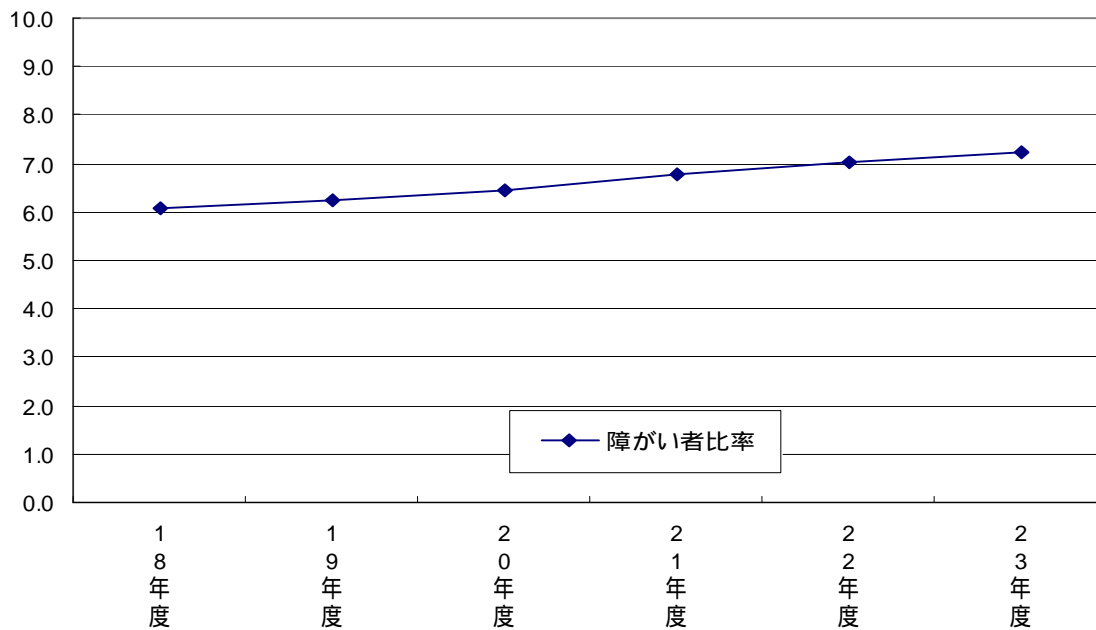
程度 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1級	161	173	178	251	307	348
2級	585	625	690	766	811	865
3級	236	229	224	250	254	266
計	982	1,027	1,092	1,267	1,372	1,479

精神障がい者の年齢別の推移に関する統計はありません。

障がい者数の推移(人)



障がい者の対人口比率(%)



**2 秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移(資料2)**

「1 秋田市の人口と障がい者数の推移」の影響により、秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移は、一般会計に占める割合は年々増加し、24年度(当初予算額ベース)では、4.95%を占めるに至っています。

障がい者数の増加が見込まれる中で、秋田市の障がい福祉関係決算額等は、今後も増加するものと考えられます。

資料2

**秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移**

表1 : 秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (当初予算額)
歳出決算額	3,857,462	4,152,235	4,577,195	5,067,035	5,466,677	5,883,529	6,022,670
対前年増減額		294,773	424,960	489,840	399,642	416,852	139,141
対前年増減率		7.64%	10.23%	10.70%	7.89%	7.63%	2.36%

単位:千円

歳出決算額は、障害者福祉費 + 福祉医療費(子どもに係る分を除く。)

グラフ1:秋田市の障がい福祉関係決算額等の推移

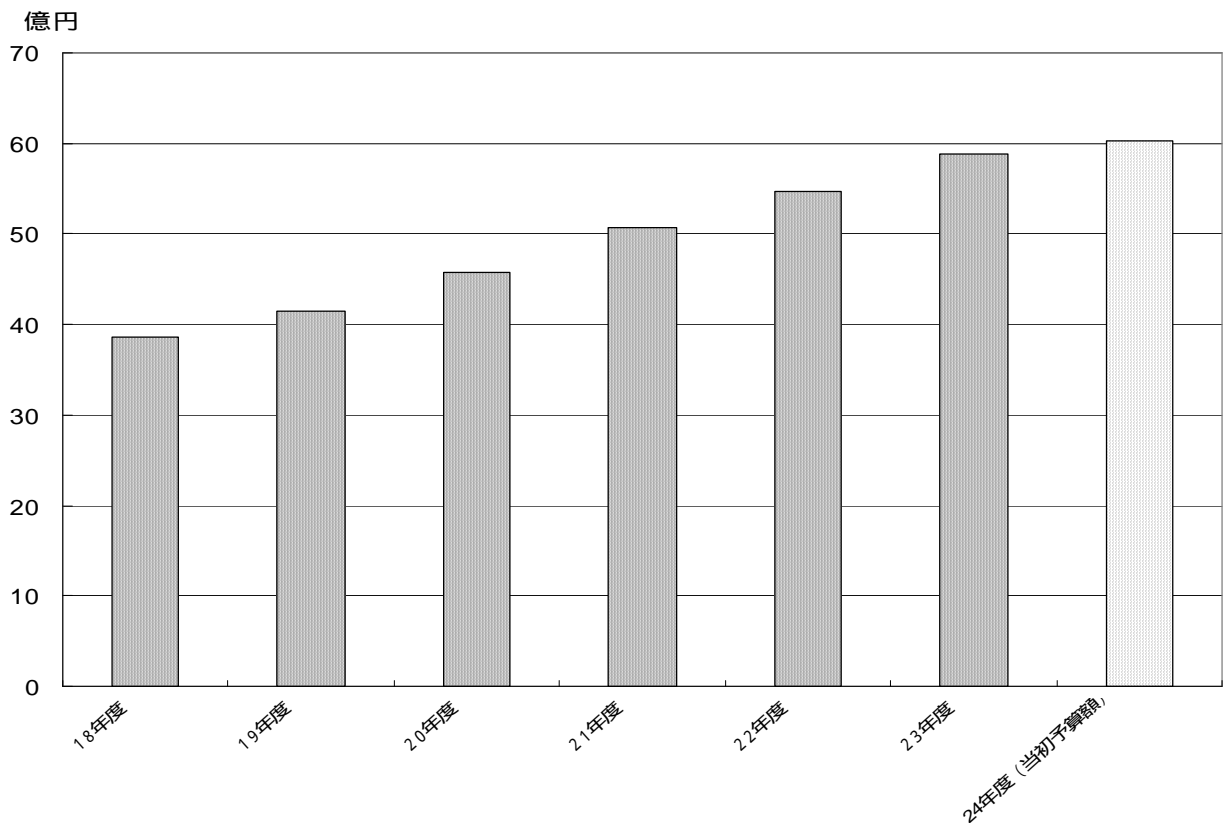
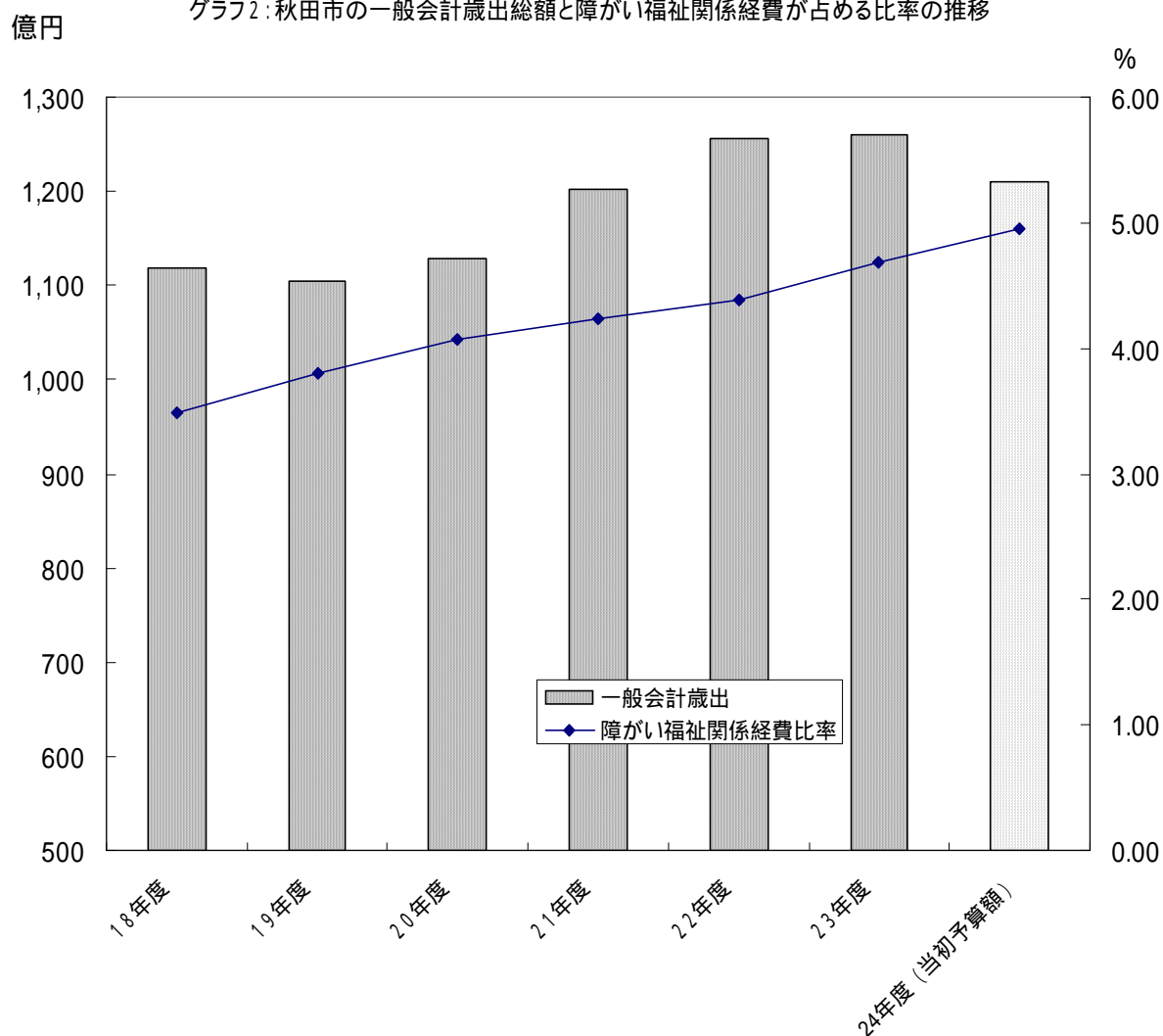


表2 : 秋田市の一般会計の歳出総額の推移

単位: 億円

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (当初予算額)
一般会計歳出総額	1,118	1,105	1,129	1,203	1,256	1,260	1,211
障がい福祉関係歳出	39	42	46	51	55	59	60
一般会計に占める割合(%)	3.49	3.80	4.07	4.24	4.38	4.68	4.95

グラフ2: 秋田市の一般会計歳出総額と障がい福祉関係経費が占める比率の推移



### 3 第3期秋田市障害福祉計画策定のための障害福祉サービスに関するアンケート調査報告書(資料3)(資料4)

第3期秋田市障がい福祉計画策定にあたり、今後の障害福祉サービスの提供体制確保のための基礎資料とするため、手帳所持者(無作為抽出)と特別支援学校高等部の在校生・保護者を対象にアンケート調査を行いました。

その調査結果の報告書を掲載します。

資料3

## 第3期秋田市障がい福祉計画策定のための 障害福祉サービスに関するアンケート調査報告書

### 第3期秋田市障害福祉計画策定のための 障害福祉サービスに関するアンケート調査概要

#### 1 目的

第3期秋田市障がい福祉計画策定にあたり、今後の障害福祉サービスの提供体制確立のための基礎資料とする。

#### 2 対象者

身体障害者手帳所持者	無作為抽出 600名
療育手帳所持者	無作為抽出 200名
精神障害者保健福祉手帳所持者	無作為抽出 200名

(いずれも市内在住の平成23年6月1日現在18歳から64歳)

#### 3 実施方法

郵送(返信用封筒同封)

発送日 平成23年6月15日(金)

返送締め切り平成23年7月8日(金)

なお、締め切り後に提出された調査票については、7/15までに到着したのものについては集計に加えています。

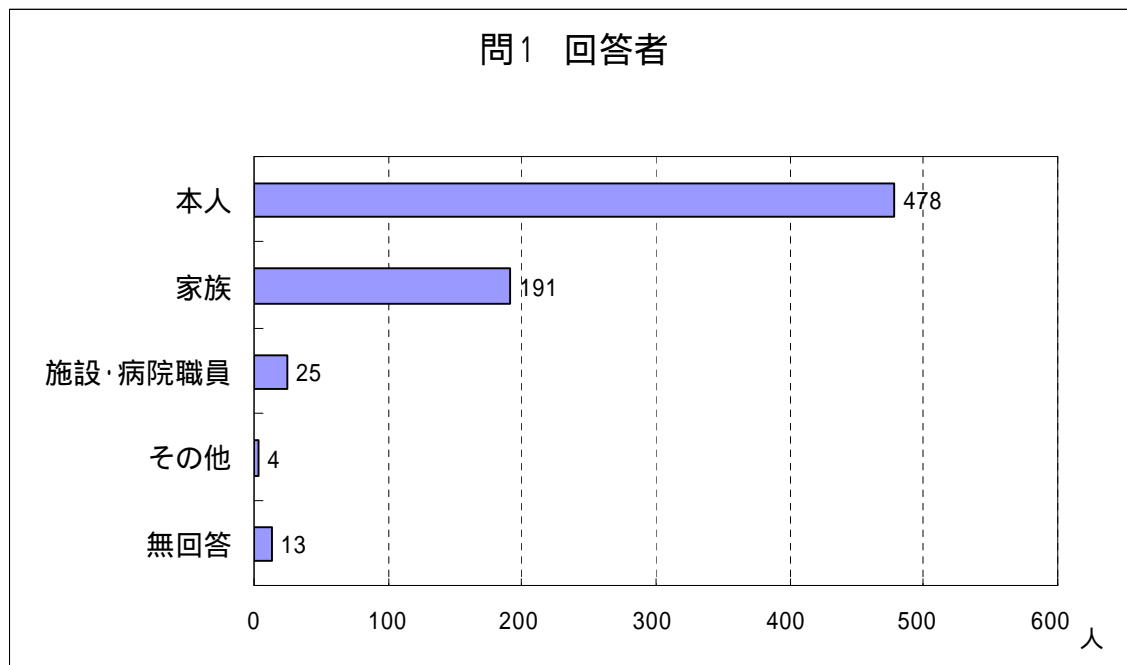
#### 4 調査票の回収状況

配布数：1,000 回収数：711 回収率71.1%

問1 お答えいただくのは、どなたですか。( は1つだけ)

(単位:人)

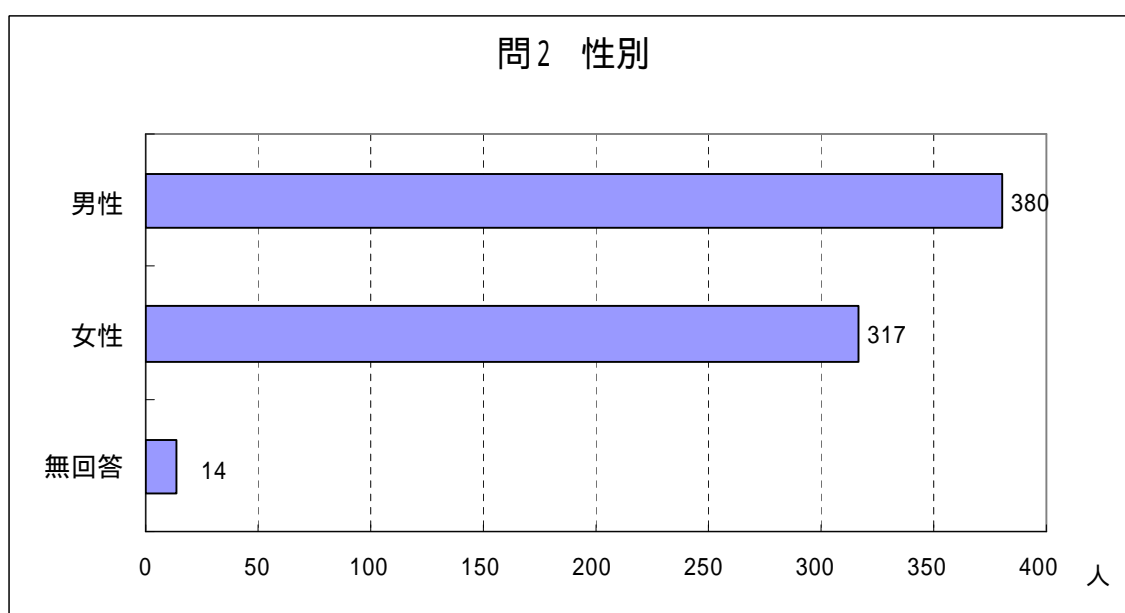
本人	家族	施設・病院職員	その他	無回答	計
478	191	25	4	13	711



問2 あなたの性別は、次のうちどれですか。( は1つだけ)

(単位:人)

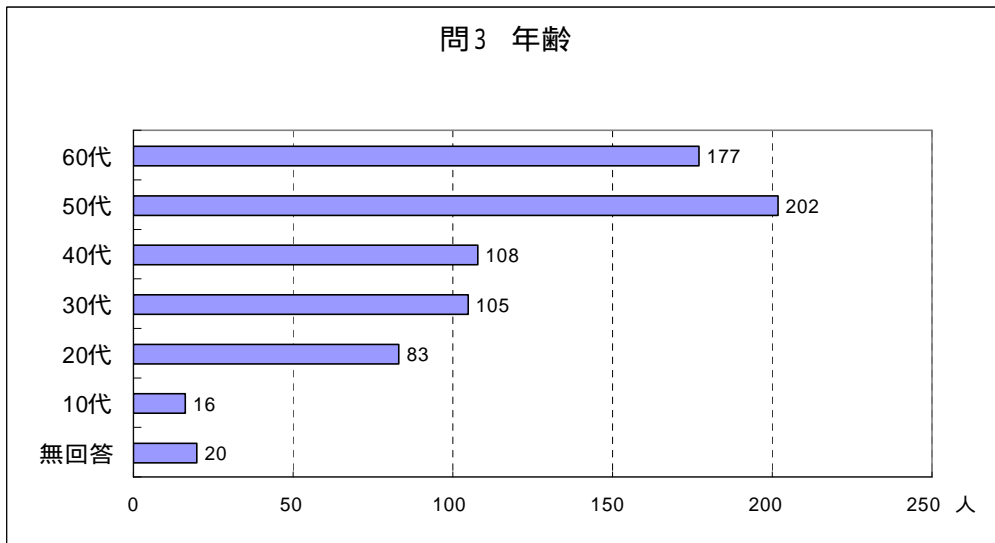
男性	女性	無回答	計
380	317	14	711



問3 あなたの年齢を記入してください。

(単位:人)

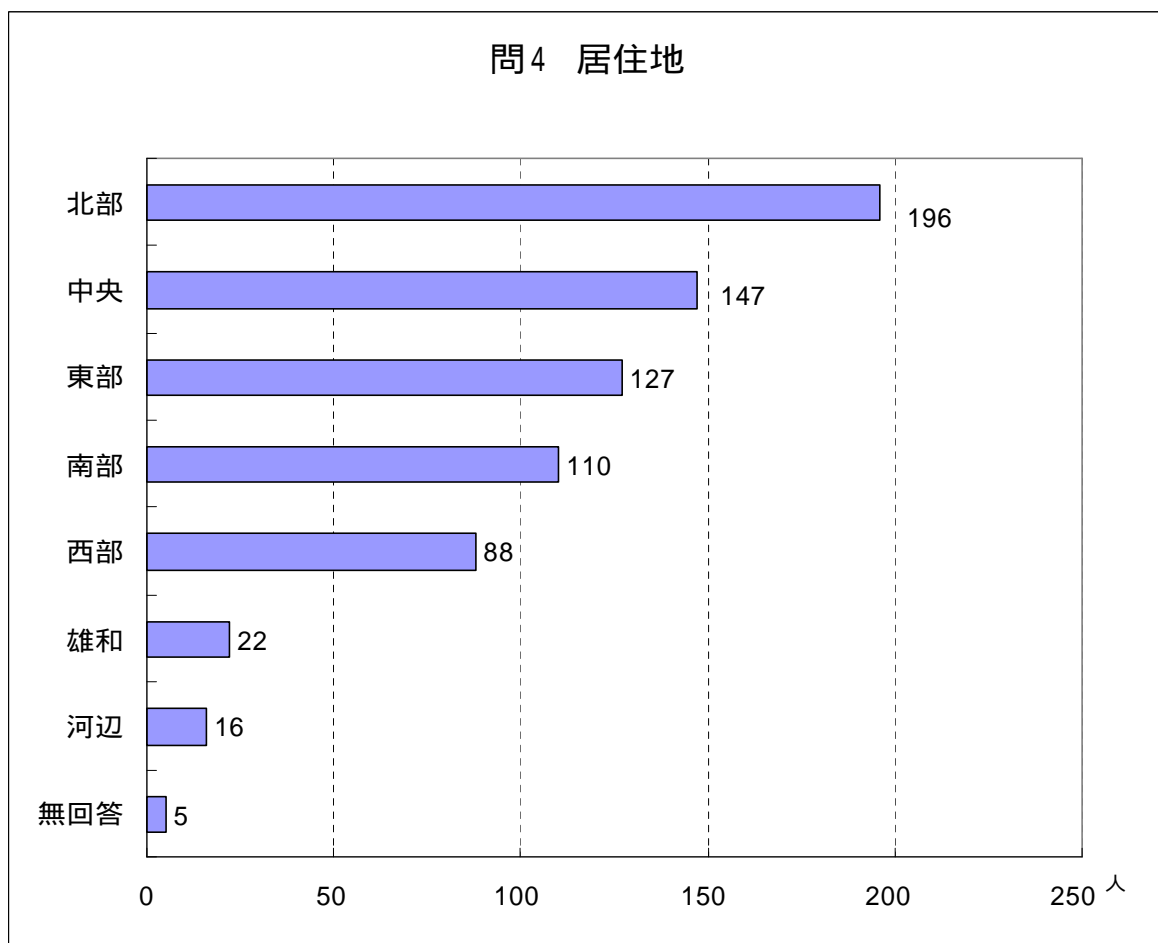
10代	20代	30代	40代	50代	60代	無回答	計
16	83	105	108	202	177	20	711



問4 あなたの居住地は、次のうちどれですか。( は1つだけ)

(単位:人)

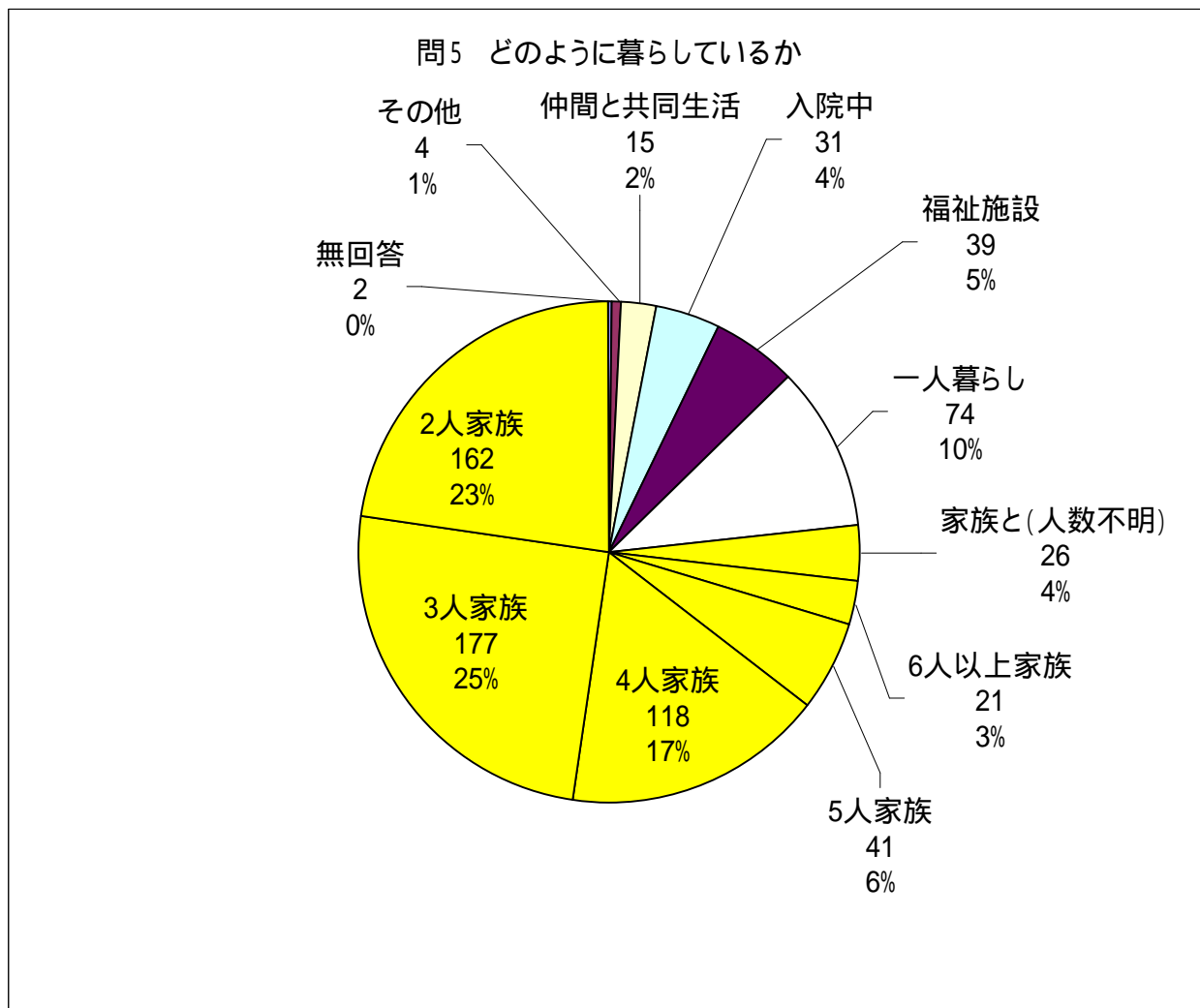
中央	東部	西部	南部	北部	河辺	雄和	無回答	計
147	127	88	110	196	16	22	5	711



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問5 あなたは現在、どのように暮らしていますか。( は1つだけ)  
(単位:人)

一人	家族と	福祉施設	仲間と共同生活	入院中	その他	無回答	計
74	545	39	15	32	4	2	711





問5のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	1人	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人以上家族	家族と (人数不明)	福祉施設	仲間と共同生活	入院中	その他	未回答	計
身体1級	10	35	40	27	10	6	7	5	0	10	0	1	151
身体2級	9	23	20	10	7	2	3	4	0	2	0	0	80
身体3級	10	24	20	13	5	4	2	0	0	0	0	0	78
身体4級	11	20	11	10	3	3	4	2	0	0	0	0	64
身体5級	7	13	7	8	1	0	0	1	0	0	1	1	39
身体6級	3	4	3	5	3	1	0	0	0	1	0		20
身体不明	1	4	4	0	0	0	1	0	0	1	0		11
<b>身体合計</b>	<b>51</b>	<b>123</b>	<b>105</b>	<b>73</b>	<b>29</b>	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>443</b>
療育A	0	13	27	22	5	2	3	20	3	2	0		97
療育B	6	8	16	17	5	3	4	4	4	1	1		69
療育不明	0	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0		6
<b>療育合計</b>	<b>6</b>	<b>22</b>	<b>44</b>	<b>40</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>26</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>172</b>
精神1級	0	3	8	0	0	0	2	1	0	6	0		20
精神2級	10	16	25	16	4	0	2	5	8	9	1		95
精神3級	8	9	6	2	0	0	2	0	0	0	0		27
精神不明	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1		6
<b>精神合計</b>	<b>20</b>	<b>28</b>	<b>39</b>	<b>19</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>8</b>	<b>17</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>148</b>

身体 = 身体障害者手帳

療育 = 療育手帳

精神 = 精神障害者保健福祉手帳

不明 = 等級等未記載

なお、手帳を重複して所有している方がいるため、身体 + 療育 + 精神 = 合計とはなりません。

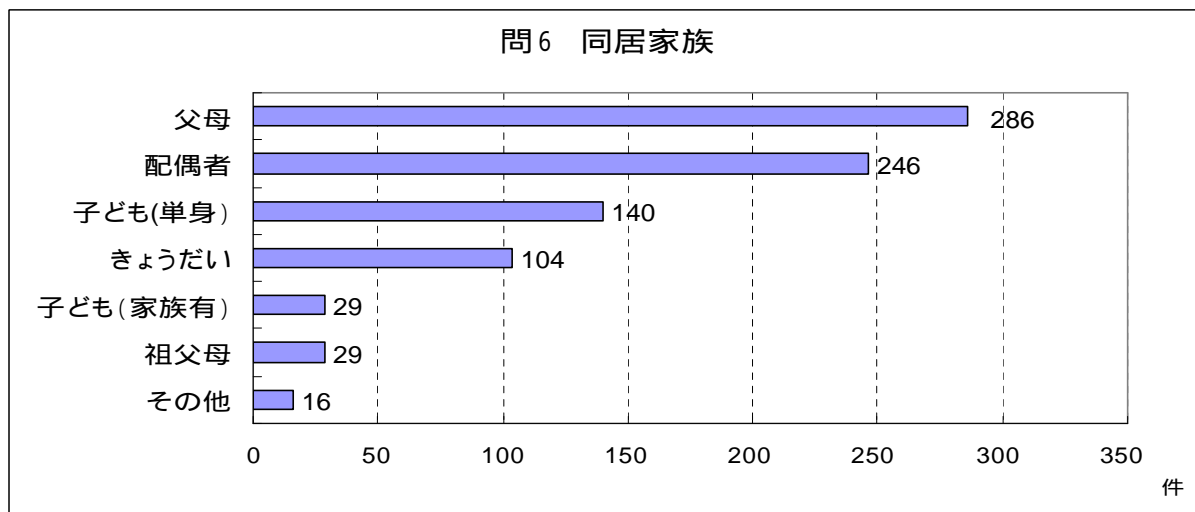
(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問6 家族と暮らしている方におたずねします。

現在一緒に暮らしている人はどなたですか?(はいいくつでも)

(単位:件)

父母	祖父母	きょうだい	配偶者	子ども(単身)	子ども(家族有)	その他	計
286	29	104	246	140	29	16	850



問6のクロス集計(障がい種別・等級別)

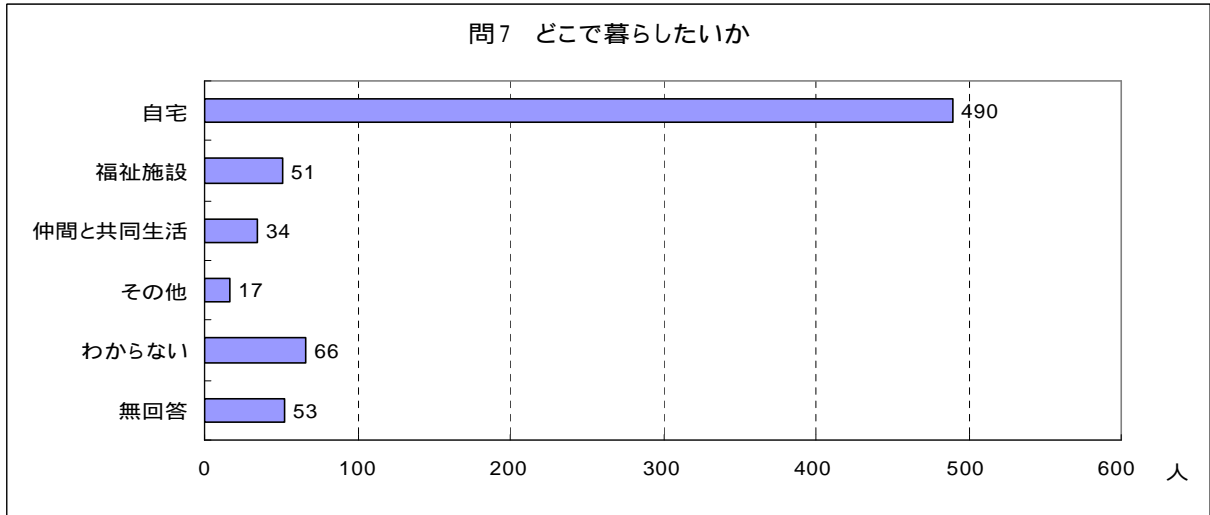
(単位:人)

	父母	祖父母	きょうだい	配偶者	子ども(単身)	子ども(家族有)	その他
身体1級	53	2	20	72	42	9	2
身体2級	28	4	12	33	16	4	4
身体3級	20	3	8	47	32	5	
身体4級	11	2	6	40	20	3	3
身体5級	12	1	4	16	8	1	0
身体6級	8	1	4	7	6	2	0
身体不明	1	0	0	6	4	0	2
身体合計	133	13	54	221	128	24	11
療育A	71	5	34	0	0	0	1
療育B	42	8	17	2	1	1	3
療育不明	3	0	1	0	0	0	0
療育合計	116	13	52	2	1	1	4
精神1級	15	0	0	0	0	0	0
精神2級	47	4	13	16	9	4	2
精神3級	15	0	3	3	2	0	0
精神不明	1	1	0	0	0	0	0
精神合計	78	5	16	19	11	4	2

問7 あなたは今後、どこで暮らしたいですか。( は1つだけ)

(単位:人)

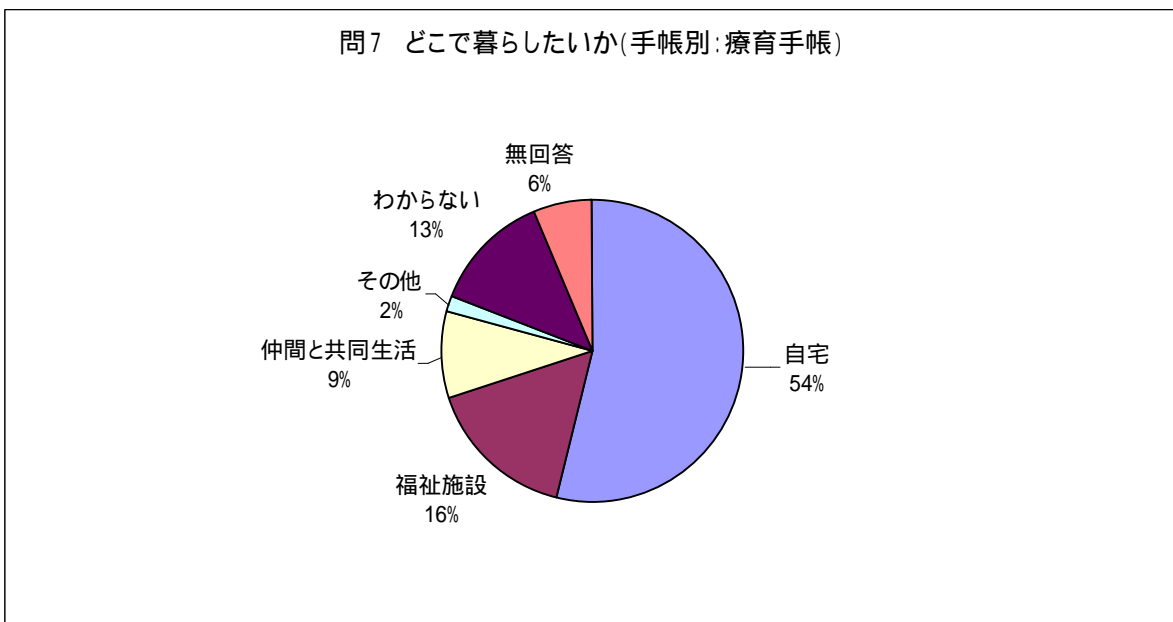
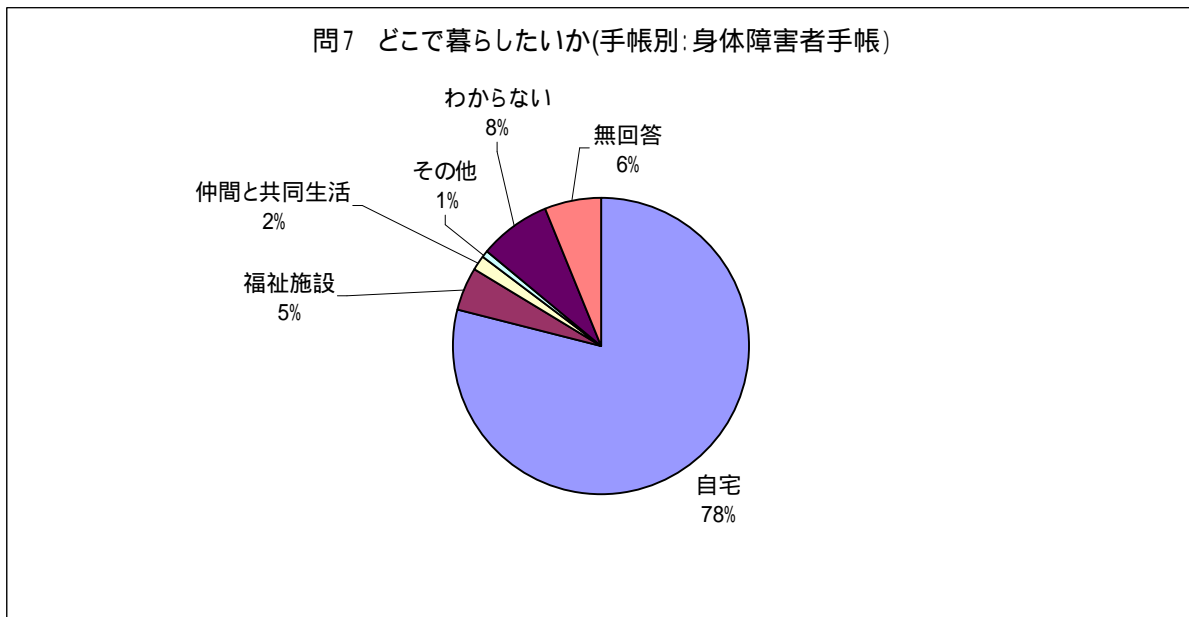
自宅	福祉施設	仲間と共同生活	その他	わからない	無回答	計
490	51	34	17	66	53	711

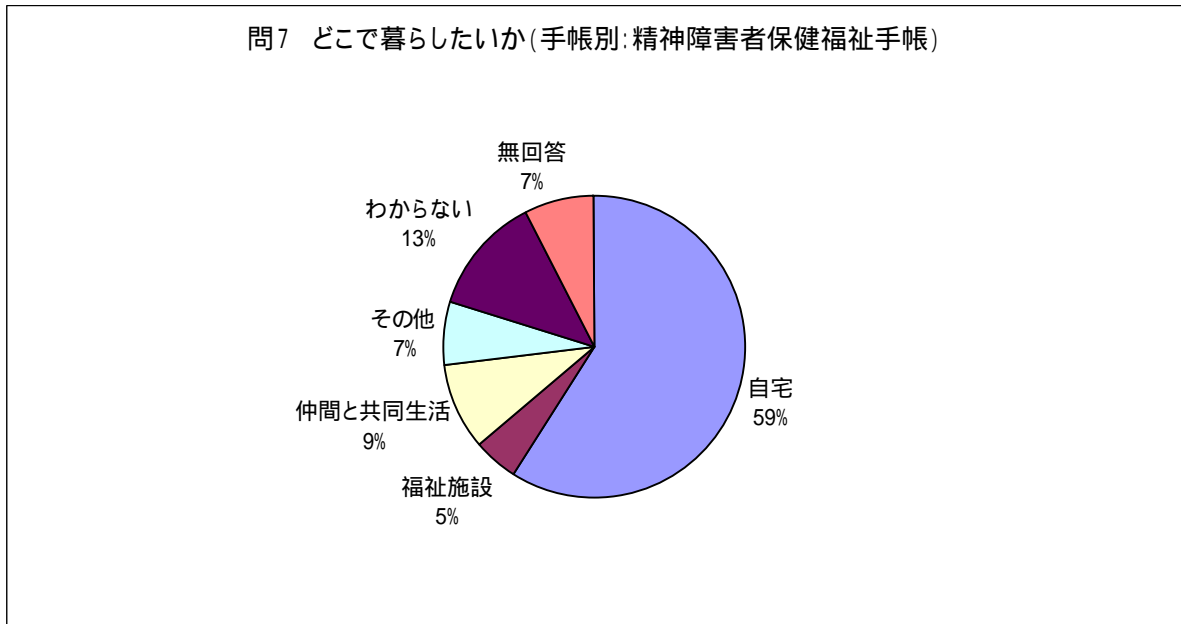


問7のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	自宅	福祉施設	仲間と共同生活	その他	わからない	無回答	計
身体1級	118	9	2	3	12	7	151
身体2級	63	5	0		4	8	80
身体3級	63	1	2	0	4		78
身体4級	50	4	1	1	3	5	64
身体5級	29	0	1	0	3	6	39
身体6級	15	1	1	0	3		20
身体不明	5	1	0	0	4	1	11
身体合計	343	21	7	4	33	27	443
療育A	51	17	9	1	14	5	97
療育B	38	10	7	1	7	6	69
療育不明	3	1	0	1	1		6
療育合計	92	28	16	3	22	11	172
精神1級	10	3	2	2	2	1	20
精神2級	59	3	9	5	12	7	95
精神3級	16	1	3	2	3	2	27
精神不明	2	0	0	1	2	1	6
精神合計	87	7	14	10	19	11	148





問5と問7の比較

(単位:人)

「問5」 現在の 暮らしの 状況	「一人暮らし」と 「家族と暮らしている」 合計	福祉施設	仲間と共同生活	入院中	その他	無回答	計
	619	39	15	32	4	2	711

(単位:人)

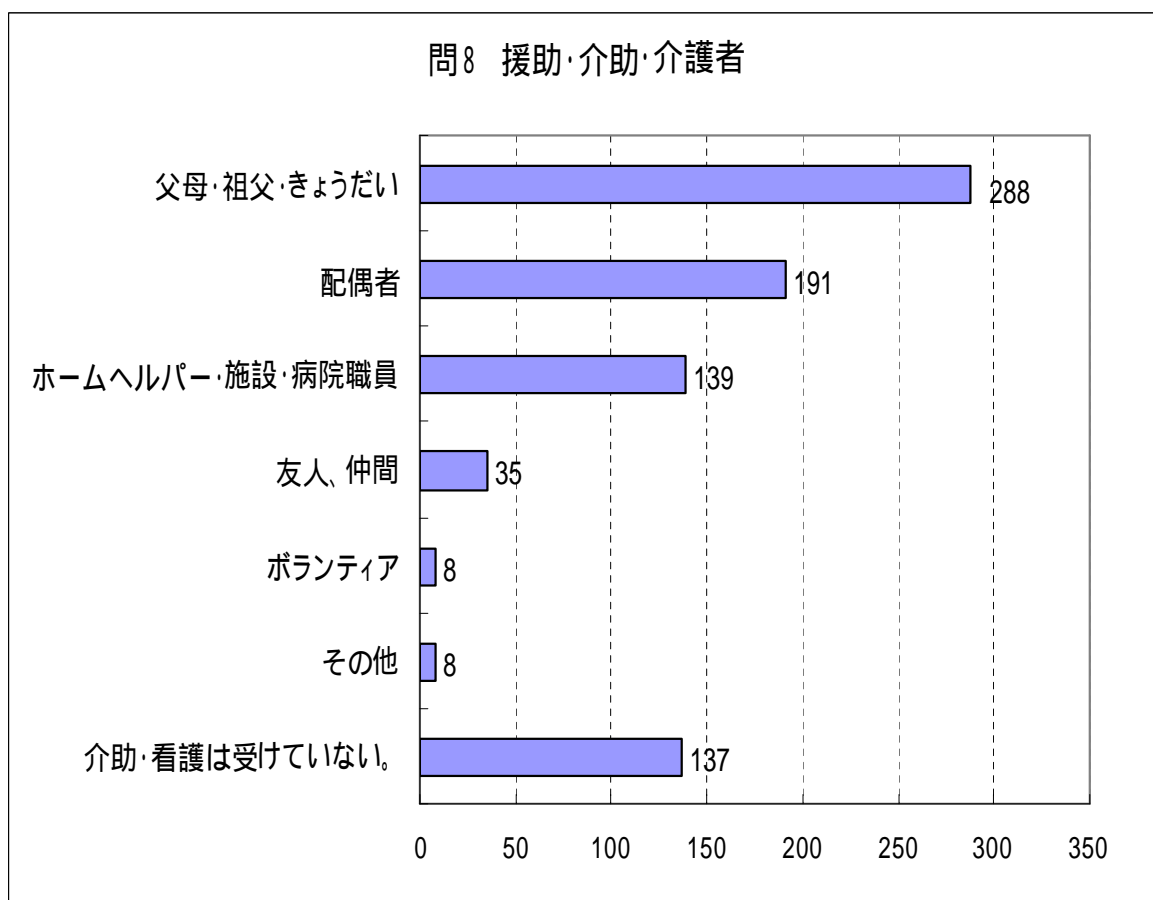
「問7」 将来の 希望	自宅	福祉施設	仲間と共同生活	その他	わからない	無回答	計
	490	51	34	17	66	53	711

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問8 日頃、日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助(口添えやうながし)・介助(手助け)・介護(看護)しているのはどなたですか。(は3つまで)

(単位:件)

父母・祖父・きょうだい	配偶者	子ども(子の配偶者や孫含む)	友人、仲間	ボランティア	ホームヘルパー・施設・病院職員	その他	介助・看護は受けていない	計
288	191	96	35	8	139	8	137	902



## 問8のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

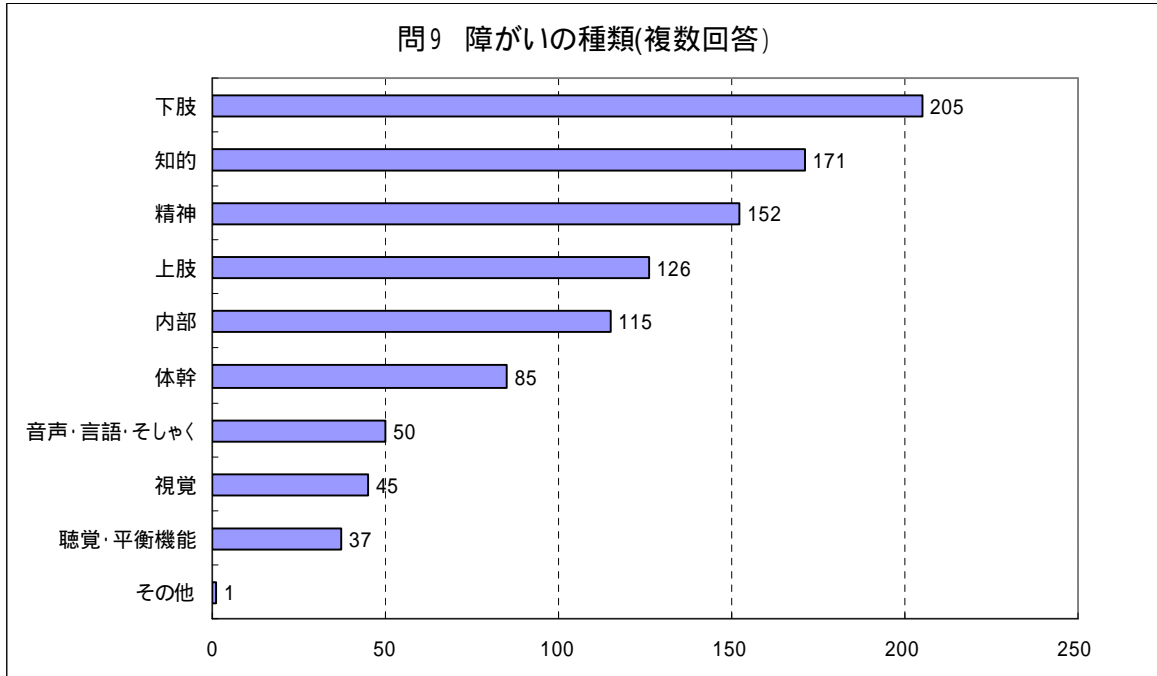
	父母・祖父・きょうだい	配偶者	子ども 子の配偶者や孫含む)	友人、仲間	ボランティア	ホームヘルパー・施設・病院職員	その他	介助・看護は受けていない。
身体1級	49	60	33	6	1	33	0	27
身体2級	28	29	12	1	1	13	1	14
身体3級	17	30	13	2	1	4		26
身体4級	10	29	10	5	0	2	0	21
身体5級	13	11	11	4	0	4	0	10
身体6級	7	4	3	1	0	3	0	9
身体不明	1	6	5	1	1	2	0	3
合計	125	169	87	20	4	61	1	110
療育A	73	0	0	2	2	47	1	1
療育B	47	3	1	4	1	17	3	5
療育不明	3	0	0	0	0	3	0	
合計	123	3	1	6	3	67	4	6
精神1級	17	0	1	0	0	7	0	1
精神2級	12	49	14	5	8	0	22	2
精神3級	15	3	3	4	1	4	1	8
精神不明	1	0	0	0	0	2	1	1
合計	45	52	18	9	9	13	24	12

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問9 あなたの障がいの種類は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに )

(単位:件)

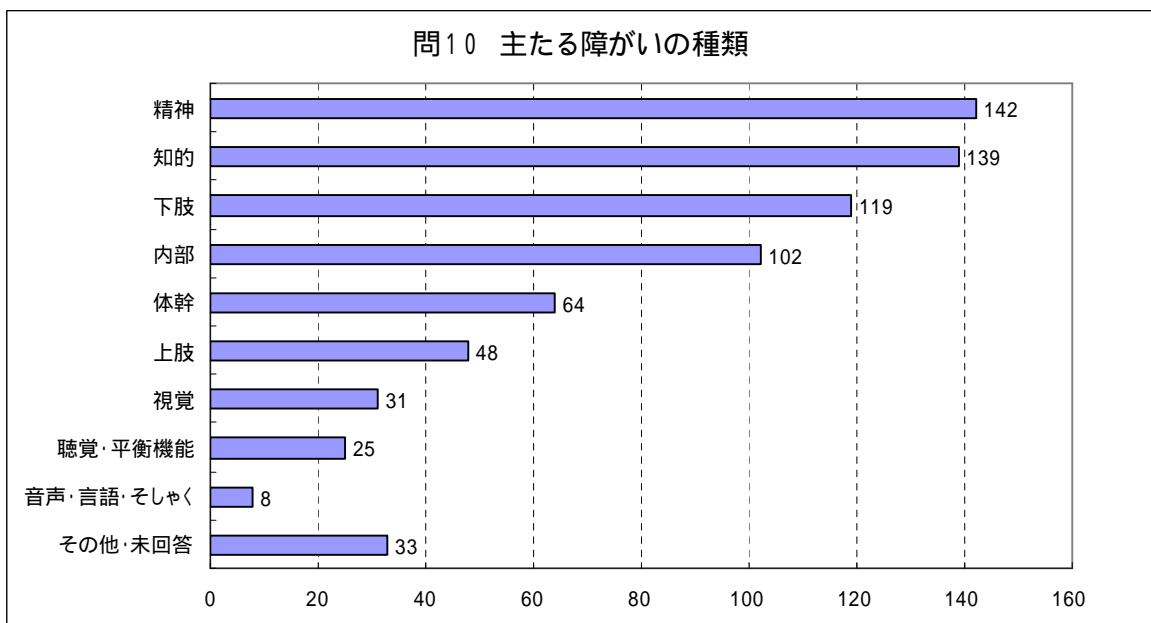
視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	上肢	下肢	体幹	内部	知的	精神	その他	計
45	37	50	126	205	85	115	171	152	1	987



問10 問9の障がいのうちもっとも主たる障がいは。( はひとつ)

(単位:件)

視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	上肢	下肢	体幹	内部	知的	精神	その他・未回答	計
31	25	8	48	119	64	102	139	142	33	711

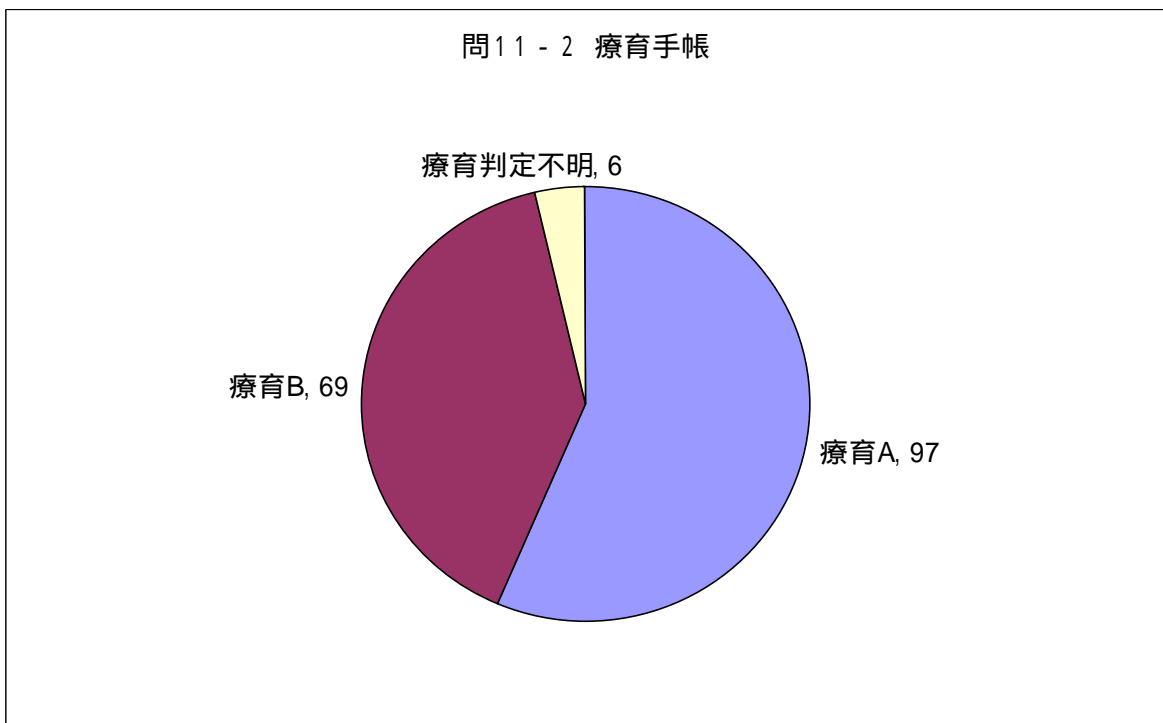
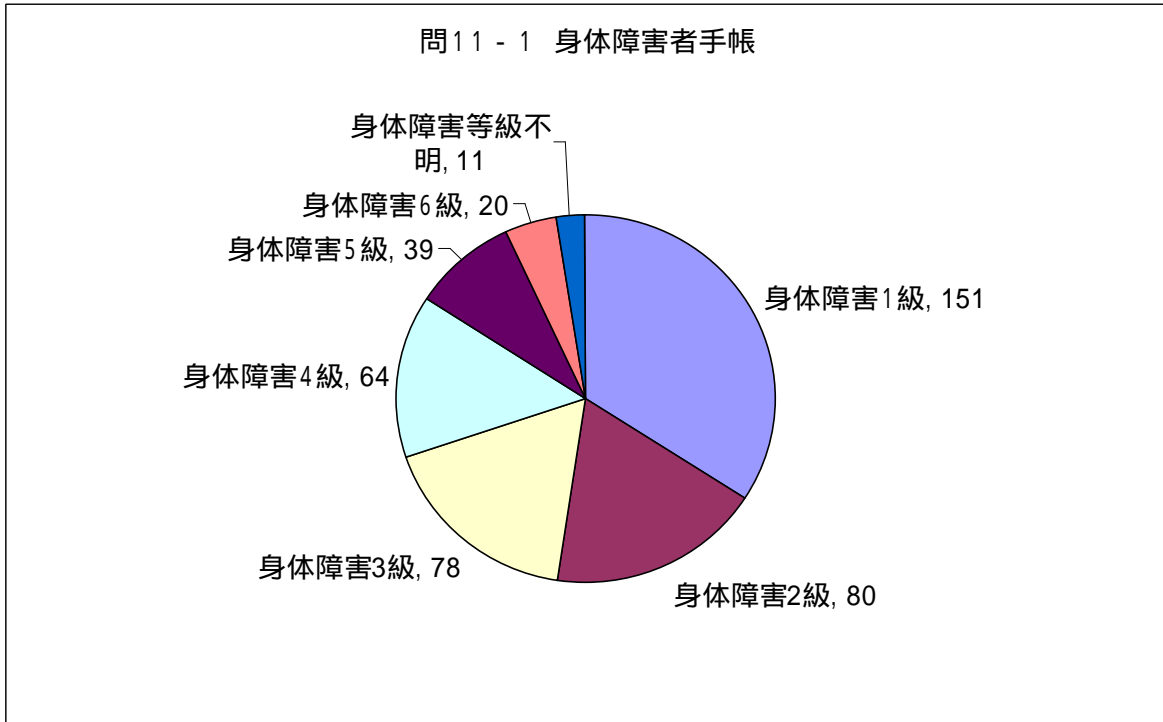


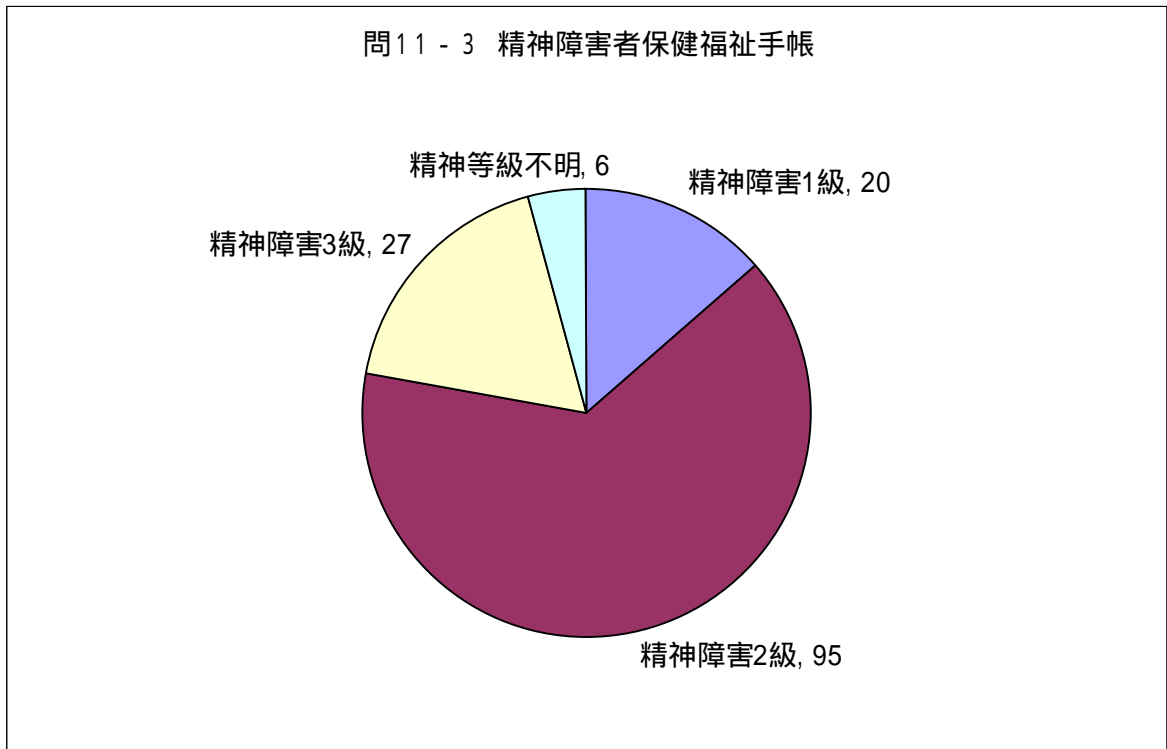


問11 あなたはがをお持ちの手帳の種類と等級・判定に をしてください。

(単位:人)

身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	計
	151	80	78	64	39	20	11	443
療育手帳	A	B	不明	計				
	97	69	6	172				
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級	3級	不明	計			
	20	95	27	6	148			

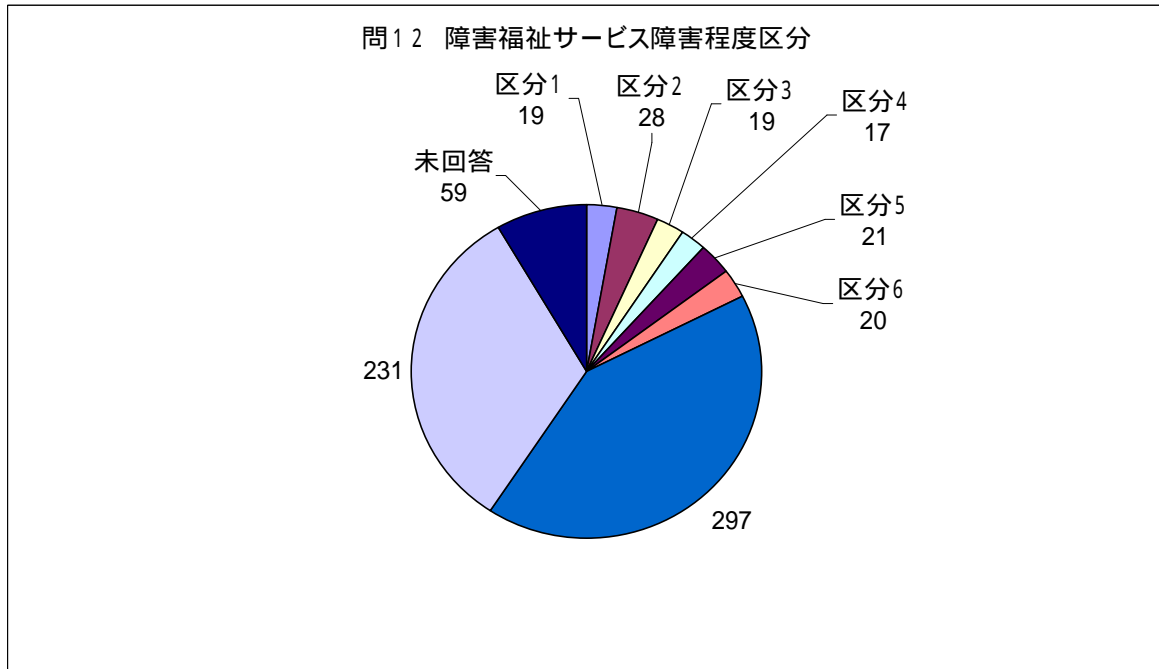




問12 あなたは障害福祉サービスの障害程度区分の認定を受けていますか。

(単位:人)

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	わからない	未回答	計
19	28	19	17	21	20	297	231	59	711



問12のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

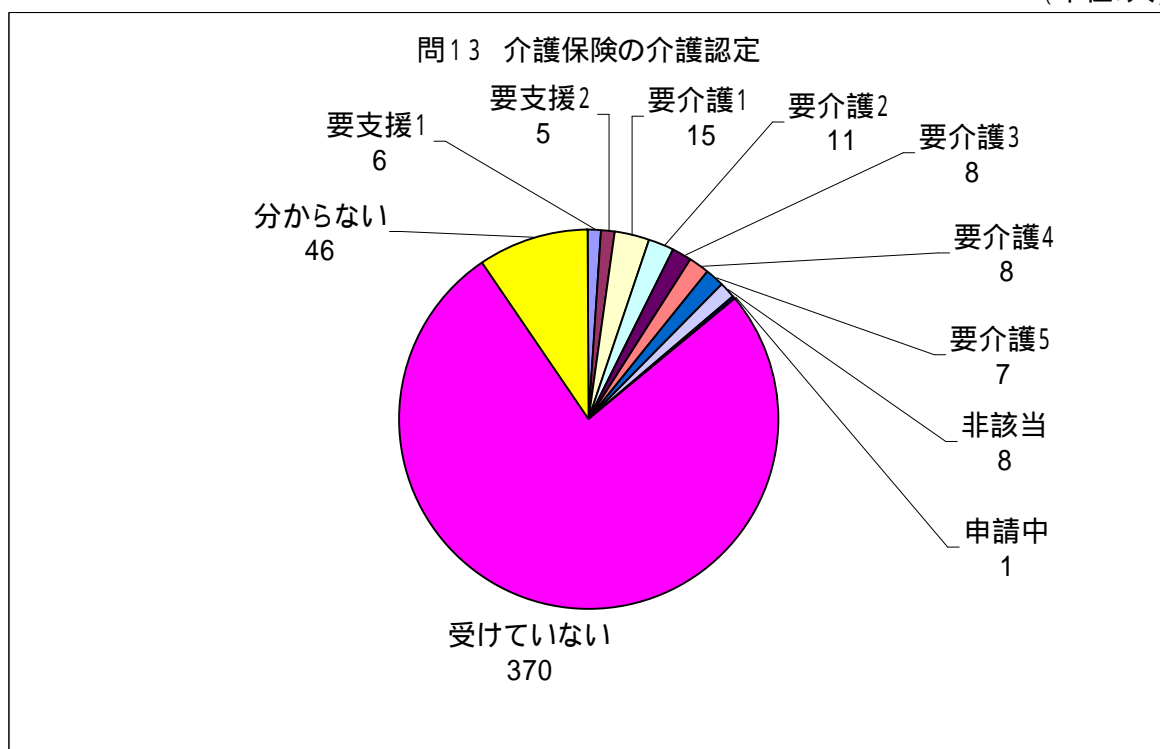
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	わからない	未回答	合計
身体1級	4	1	2	3	5	13	67	41	15	151
身体2級	3	1	3	1	4	4	30	27	7	80
身体3級	0	1	1	1	1	0	39	30	5	78
身体4級	1	1	1	0	0	0	43	17	1	64
身体5級	0	0	0	0	0	1	23	11	4	39
身体6級	0	2	0	0	0	0	7	10	1	20
身体不明	1	0	0	0	0	0	5	2	3	11
合計	9	6	7	5	10	18	214	138	36	443
療育A	2	13	8	9	18	19	9	14	5	97
療育B	5	9	3	3	0	0	24	17	8	69
療育不明	1	0	0	0	1	0	1	2	1	6
合計	8	22	11	12	19	19	34	33	14	172
精神1級	0	2	1	0	0	0	6	7	4	20
精神2級	3	2	3	0	0	0	37	45	5	95
精神3級	1	0	1	0	0	0	12	10	3	27
精神不明	0	0	0	0	0	0	3	2	1	6
合計	4	4	5	0	0	0	58	64	13	148

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問13 40歳以上の方におたずねします。  
あなたは介護保険の要介護認定を受けていますか。

要支援1	要支援2				
6	5				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
15	11	8	8	7	
非該当	申請中	受けていない	分からない		(単位:人)
8	1	370	46		計
					485

(単位:人)



## 問13のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	非該当	申請中	受けていない	分からない
身体1級	2	0	5	5	5	2	4	3	0	77	11
身体2級	2	3	2	2	0	5	1	1	1	35	5
身体3級	1	1	6	1	1	0	0	2	0	50	3
身体4級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	3
身体5級	0	0	1	1	1	0	0	1	0	26	4
身体6級	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	1
身体不明	1	0	0	1	0	0	1	0	0	8	0
合計	6	4	15	10	7	7	6	7	1	260	27
療育A	0	0	0	0	1	0	1	0	0	24	0
療育B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	2
療育不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	0	0	0	0	1	0	1	0	0	46	2
精神1級	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8	3
精神2級	0	1	0	1	1	0	0	0	0	49	11
精神3級	0	0	2	0	0	0	1	1	0	13	2
精神不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1
合計	0	1	2	1	1	1	1	2	0	74	17

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問14 現在、障害福祉サービスを利用している方におたずねします。  
 利用しているサービスすべてに をつけ、現在の利用回数を記入してください。  
 また、サービス利用回数(時間)に対して 満足か 不満かどうか に つけてください。  
 不満の場合は、希望利用回数を記入してください。

障害福祉サービスの利用状況	実利用者数	障がい種別利用者数			利用回数に対して		
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	満足	不満	未回答
居宅介護	20	15	6	5	16	1	3
重度訪問介護	5	5	2	1	2	0	3
生活介護	55	32	43	2	51	4	0
自立訓練(機能訓練)	11	7	1	3	8	3	0
自立訓練(生活訓練)	20	4	11	5	17	1	2
就労移行支援	4	0	4	0	4	0	0
就労継続支援A	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B	41	3	26	14	39	2	0
短期入所(ショートステイ・宿泊あり)	25	16	20	1	14	9	2
共同生活援助(グループホーム)	10	0	5	5			
共同生活介護(ケアホーム)	2	0	2	0			
施設入所支援	31	12	22	2			
移動支援	1	0	1	0	1	0	0
地域活動支援センター	9	3	1	5	9	0	0
日中一時支援(日帰り)	7	6	5	1	5	1	1

問14のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

			居宅介護	重度訪問介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A	就労継続支援 B	短期入所 (ショートステイ・宿泊あり)	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活介護 (ケアホーム)	施設入所支援	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援 (日帰り)	
身体障害者手帳	1級	利用者数	8	5	15	2	2	0	0	0	9	0	0	6	0	2	3	
		満足	4	3	14	1	0	0	0	0	5				0	2	2	
		不満	1	0	1	1	1	0	0	0	3				0	0	0	
	2級	利用者数	3	0	10	5	1	0	0	1	3	0	0	4	0	0	0	3
		満足	3	0	7	3	1	0	0	1	2				0	0	2	
		不満	0	0	3	2	0	0	0	0	1				0	0	1	
	3級	利用者数	3	0	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
		満足	2	0	2	0	0	0	0	1	1				0	0	0	
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	1				0	0	0	
	4級	利用者数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		満足	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
	5級	利用者数	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0
		満足	0	0	2	0	1	0	0	0	2				0	0	0	
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	
	6級	利用者数	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		満足	1	0	1	0	0	0	0	1	0				0	0	0	
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
	不明	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		満足	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1	0	
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	
	合計	利用者数	15	5	32	7	4	0	0	3	16	0	0	12	0	3	6	
		満足	10	3	27	4	2	0	0	3	10				0	3	4	
		不満	1	0	4	3	1	0	0	0	5				0	0	1	

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

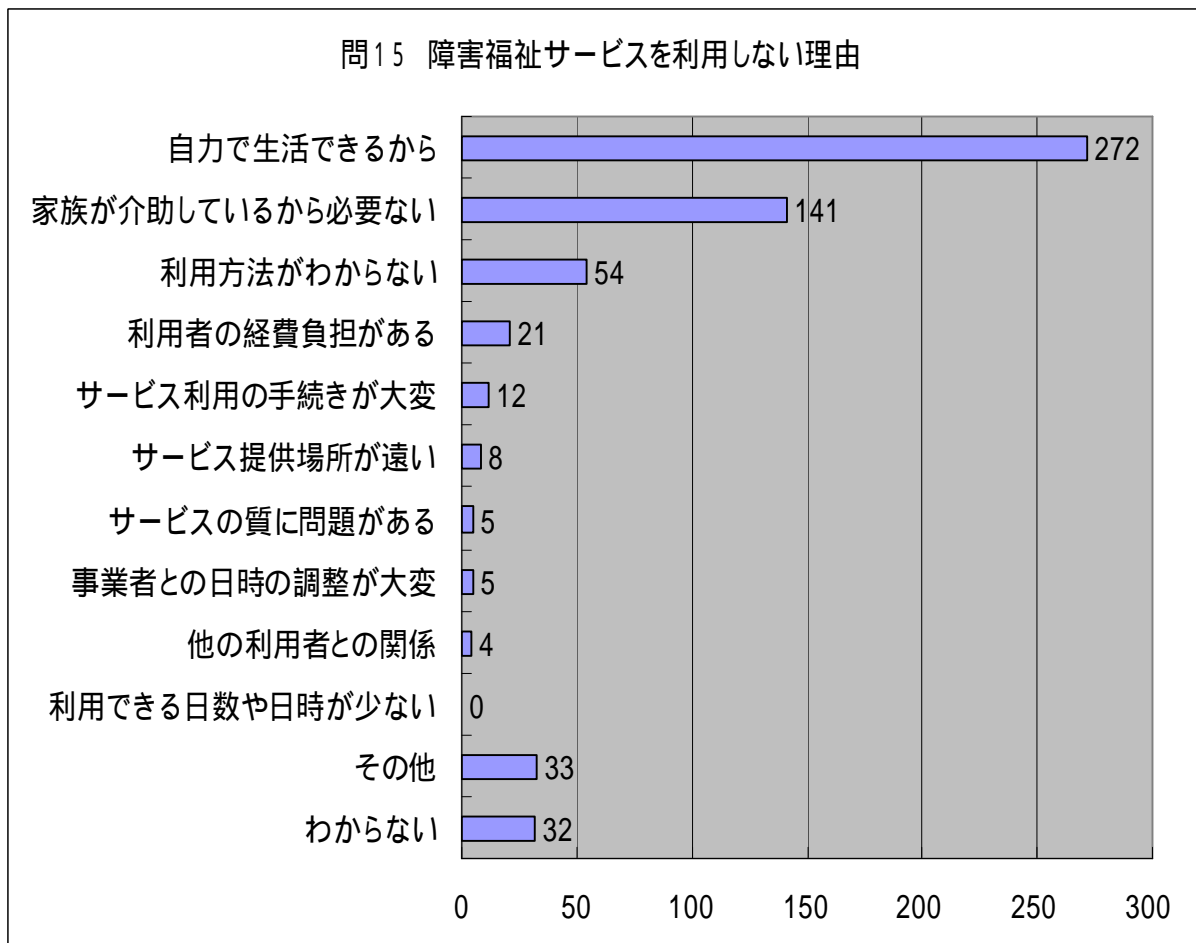
			居宅介護	重度訪問介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A	就労継続支援B	短期入所 (シヨートステイ・宿泊あり)	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活介護 (ケアホーム)	施設入所支援	移動支援	地域活動支援センター	日中一時支援 (日帰り)
療育手帳	A	利用者数	4	2	39	0	7	2	0	11	20	2	1	18	1	0	4
		満足	3	2	36	0	7	2	0	11	12				1	0	3
		不満	0	0	3	0	0	0	0	0	7				0	0	0
	B	利用者数	2	0	2	1	4	2	0	14	0	2	1	2	0	1	1
		満足	2	0	2	1	4	2	0	14	0				0	1	1
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
	不明	利用者数	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0
		満足	0	0	2	0	0	0	0	1	0				0	0	0
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
	合計	利用者数	6	2	43	1	11	4	0	26	20	5	2	22	1	1	5
		満足	5	2	40	1	11	4	0	26	12				1	1	4
		不満	0	0	3	0	0	0	0	0	7				0	0	0
精神障害者保健福祉手帳	1級	利用者数	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1
		満足	1	1	1	0	0	0	0	1	0				0	0	0
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	1				0	0	1
	2級	利用者数	3	0	0	3	3	0	0	9	0	5	0	1	0	3	0
		満足	3	0	0	3	2	0	0	7	0				0	3	0
		不満	0	0	0	0	0	0	0	2	0				0	0	0
	3級	利用者数	1	0	1	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0
		満足	0	0	0	0	2	0	0	4	0				0	1	0
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
	不明	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		満足	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1	0
		不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0
	合計	利用者数	5	1	2	3	5	0	0	14	1	5	0	2	0	5	1
		満足	4	1	1	3	4	0	0	12	0				0	5	0
		不満	0	0	0	0	0	0	0	2	1				0	0	1



問15 障害福祉サービスを利用していない方におたずねします。

(単位:件)

自力で生活できるから	272
家族が介助しているから必要ない	141
利用方法がわからない	54
サービス利用の手続きが大変	12
事業者との日時の調整が大変	5
利用できる回数や日時が少ない	0
サービスの質に問題がある	5
他の利用者の関係	4
利用者の経費負担がある	21
サービス提供場所が遠い	8
その他	33
わからない	32



## 問15のクロス集計(障がい種別・等級別)

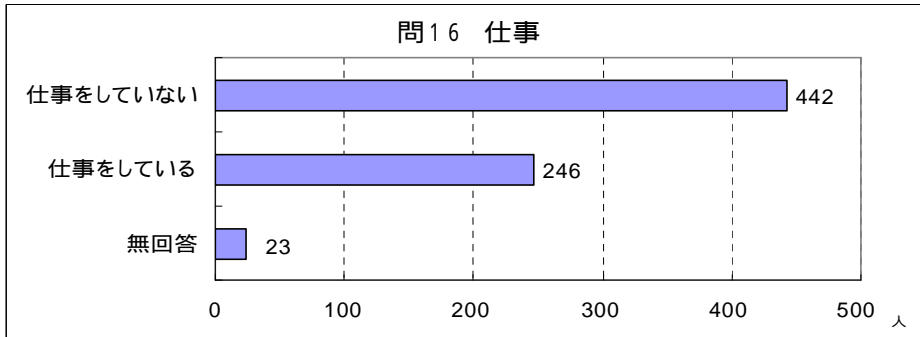
(単位:件)

	自力で生活できるから	家族が介助しているから必要ない	利用方法がわからない	サービス利用の手続きが大変	事業者との日時の調整が大変	利用できる日数や日時が少ない	サービスの質に問題がある	他の利用者との関係	利用者の経費負担がある	サービス提供場所が遠い	その他	わからない
身体1級	62	29	10	3	2	0	1	0	3	1	8	7
身体2級	21	21	6	2	0	0	0	0	3	0	5	1
身体3級	57	15	5	0	1	0	0	0	1	0	2	2
身体4級	48	14	3	0	0	0	0	0	1	0	1	2
身体5級	24	6	3	1	1	0	3	2	0	1	1	2
身体6級	9	1	3	0	1	0	0	1	1	0	1	2
身体不明	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	228	88	31	6	5	0	4	3	9	2	18	16
療育A	1	8	4	0	0	0	0	1	1	0	2	3
療育B	13	17	4	0	0	0	1	1	1	0	2	4
療育不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	25	8	0	0	0	1	2	2	0	4	7
精神1級	2	8	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
精神2級	18	22	13	5	0	0	1	1	10	4	10	6
精神3級	7	3	4	1	0	0	0	0	2	2	1	2
精神不明	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
合計	29	33	19	6	0	0	1	1	12	6	15	11

問16 あなたは現在仕事をしていますか。( は1つだけ)

(単位:人)

仕事をしている	仕事をしてない	無回答	計
246	442	23	711



問16のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	仕事 している	仕事 して いない	無 回 答	計
身体1級	47	98	6	151
身体2級	20	58	2	80
身体3級	35	40	3	78
身体4級	40	23	1	64
身体5級	18	20	1	39
身体6級	7	12	1	20
身体不明	2	7	2	11
<b>身体合計</b>	<b>169</b>	<b>258</b>	<b>16</b>	<b>443</b>
療育A	22	72	3	97
療育B	34	34	1	69
療育不明	4	0	2	6
<b>療育合計</b>	<b>60</b>	<b>106</b>	<b>6</b>	<b>172</b>
精神1級	0	19	1	20
精神2級	18	76	1	95
精神3級	7	19	1	27
精神不明	1	5	0	6
<b>精神合計</b>	<b>26</b>	<b>119</b>	<b>3</b>	<b>148</b>

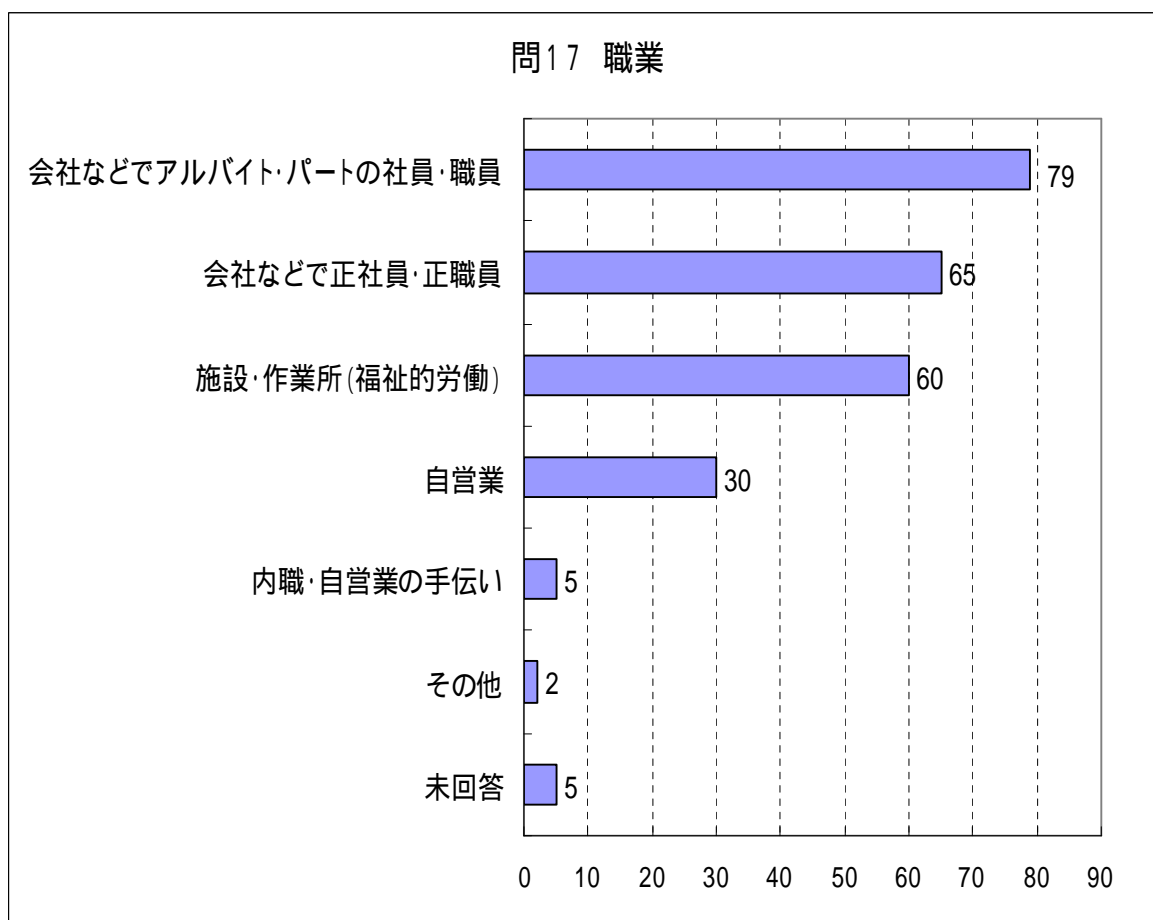
(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問17 問16で仕事をしていると回答した方におたずねします。

あなたは、どこで働いていますか。(は1つだけ)

(単位:件)

会社などで正社員・正職員	会社などでアルバイト・パートの社員・職員	自営業	内職・自営業の手伝い	施設・作業所(福祉的労働)	その他	未回答	計
65	79	30	5	60	2	5	246



## 問17のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

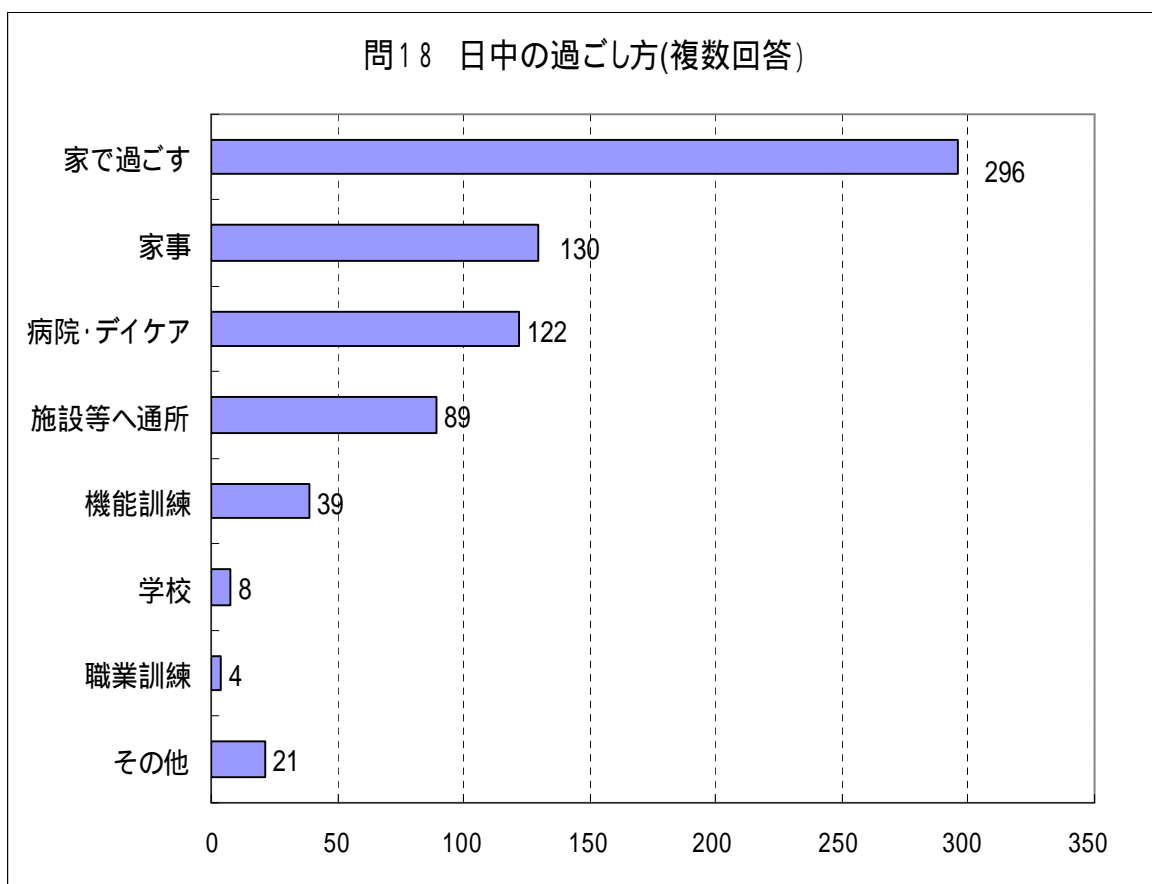
	会社などで正社員・正職員	会社などでアルバイト・パートの社員・職員	自営業	内職・自営業の手伝い	施設・作業所(福祉的労働)	その他	未回答	計
身体1級	18	11	9	3	3	1	2	47
身体2級	8	5	2	0	5	0		20
身体3級	17	9	7	1	1			35
身体4級	14	13	8	0	2	1	2	40
身体5級	4	9	1	1	2	0	1	18
身体6級	2	3	1	0	1	0		7
身体不明	0	1	1	0	0	0		2
<b>身体合計</b>	<b>63</b>	<b>51</b>	<b>29</b>	<b>5</b>	<b>14</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>169</b>
療育A	0	1	0	0	21	0		22
療育B	2	12	0	0	20	0		34
療育不明	0	2	0	0	2	0		4
<b>療育合計</b>	<b>2</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>43</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>60</b>
精神1級	0	0	0	0	0	0	0	0
精神2級	1	7	2	0	8	0		18
精神3級	1	3	0	0	3	0		7
精神不明	0	1	0	0	0	0	5	6
<b>精神合計</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>31</b>

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問18 問16で仕事をしていないと回答した方におたずねします。  
あなたは、日中どのように過ごしていますか。( は3つまで)

(単位:件)

施設等へ通所	職業訓練	機能訓練	家事	家で過ごす	学校	病院・デイケア	その他
89	4	39	130	296	8	122	21



## 問18のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

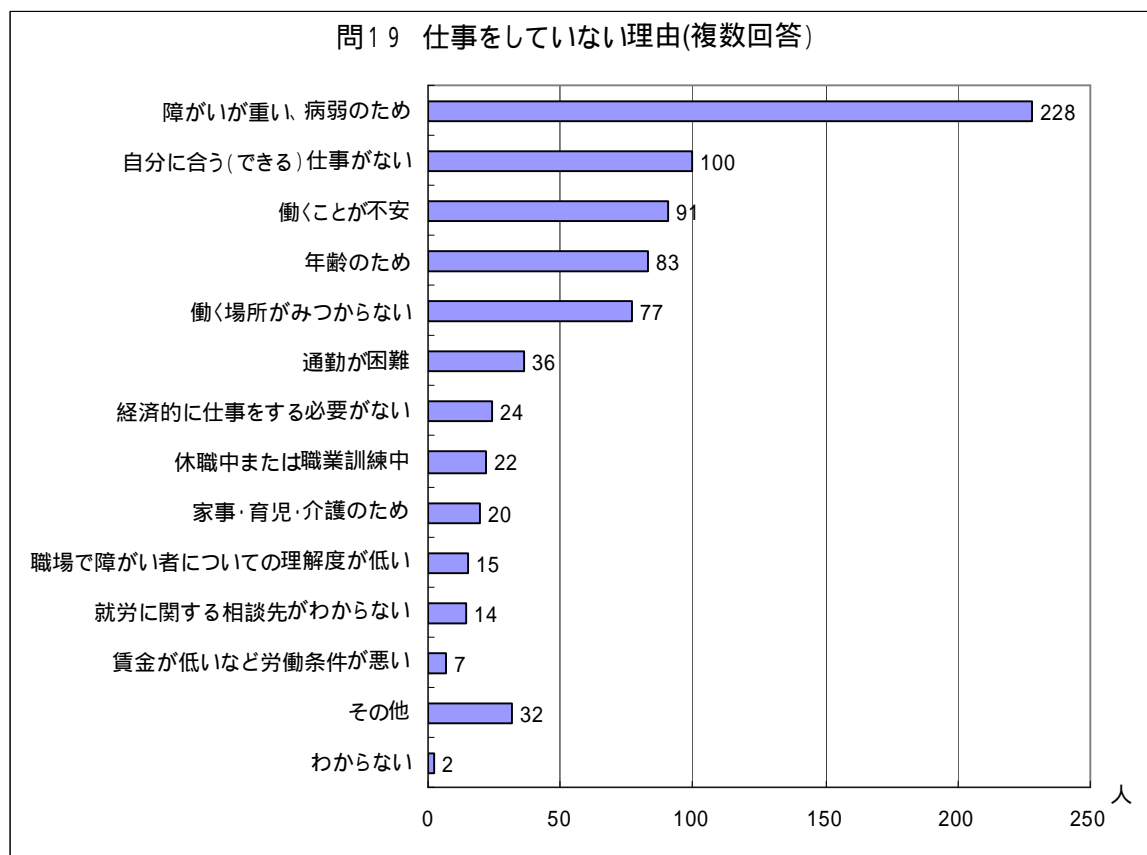
	施設等へ通所	職業訓練	機能訓練	家事	家で過ごす	学校	病院・デイケア	その他
身体1級	20		15	23	74	2	40	4
身体2級	13	0	7	10	47	1	14	5
身体3級	4	1	8	21	32	0	6	
身体4級	1	1	0	15	18	3	3	0
身体5級	0	0	1	9	16	0	5	0
身体6級	2	0	0	5	10	0	3	3
身体不明	0	0	2	3	6	0	3	0
<b>身体合計</b>	<b>40</b>	<b>2</b>	<b>33</b>	<b>86</b>	<b>203</b>	<b>6</b>	<b>74</b>	<b>12</b>
療育A	47	0	5	3	31	0	11	1
療育B	14	0	1	9	13	1	3	5
療育不明	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>療育合計</b>	<b>61</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>44</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>6</b>
精神1級	4	0	0	5	10	0	6	0
精神2級	7	2	4	19	46	2	33	3
精神3級	1	0	0	9	17	0	7	2
精神不明	0	0	0	1	2	0	3	0
<b>精神合計</b>	<b>12</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>34</b>	<b>75</b>	<b>2</b>	<b>49</b>	<b>5</b>

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問19 問16で仕事をしていないと回答した方におたずねします。  
 仕事をしていない主な理由はなんですか。( はいくつでも)

(単位:件)

年齢のため	83
求職中または職業訓練中である	22
経済的に仕事をする必要がない	24
就労に関する相談先がわからない	14
障がい重い、病弱なため	228
働く場所が見つからない	77
賃金が低いなど、労働条件が悪い	7
自分に合う(できる)仕事がない	100
通勤が困難	36
家事・育児・介護のため	20
職場で障がい者についての理解度が低い	15
働くことが不安である	91
その他	32
わからない	2





問19のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

	年齢のため	求職中または職業訓練中である	経済的に仕事をする必要がない	就労に関する相談先がわからない	障がい重い、病弱なため	働く場所が見つからない	賃金が低いなど、労働条件が悪い	自分に合う(できる)仕事がない	通勤が困難	家事・育児・介護のため	職場で障がい者についての理解度が低い	働くことが不安である	その他	わからない
身体1級	18	3	6	1	65	11	2	17	6	6	1	12	2	
身体2級	11	2	4	0	35	10	1	8	6	2	2	5	3	1
身体3級	10	3	3	3	20	12	0	11	0	2	1	10	1	
身体4級	13	0	3	0	4	4	0	4	1	2	1	5	1	
身体5級	9	0	2	0	9	4	0	5	3	0	0	7	1	
身体6級	1	3	0	1	4	4	1	2	1	0	1	2	1	
身体不明	1	1	0	0	4	2	0	1	0	1	0	2	0	
身体合計	63	12	18	5	141	47	4	48	17	13	6	43	9	1
療育A	3	0	1	2	59	4	1	14	2	0	0	3	5	0
療育B	4	4	1	2	5	7	0	8	3	0	0	8	4	
療育不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療育合計	7	4	2	4	64	11	1	22	5	0	0	11	9	0
精神1級	0	0	0	1	10	1	0	7	1	0	0	7	3	0
精神2級	13	3	4	4	39	17	2	21	12	3	7	25	8	1
精神3級	2	4	0	1	6	7	0	7	2	3	2	8	4	
精神不明	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	
精神合計	15	7	4	6	59	25	2	35	15	6	9	40	16	1

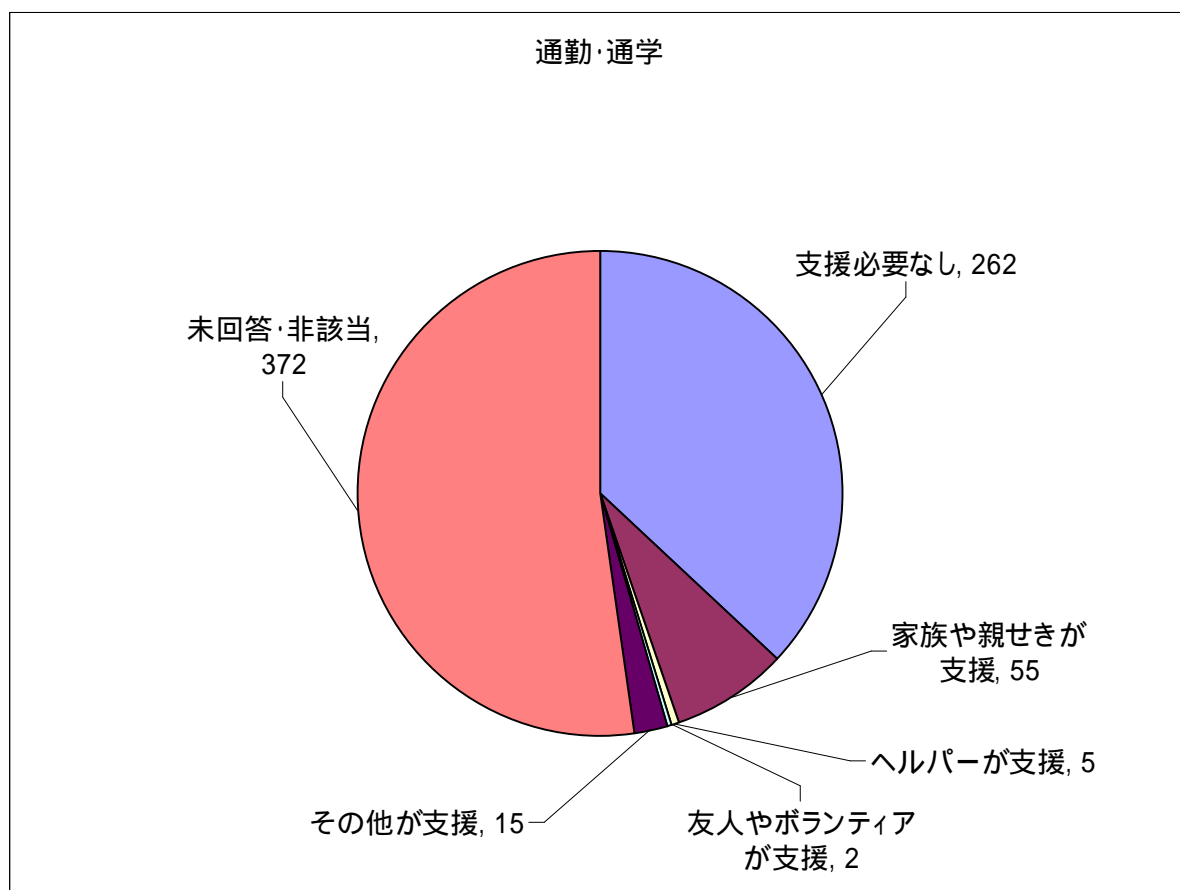
(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問20 あなたは、外出するときに支援が必要ですか。また支援が必要な場合、その主な支援者は。

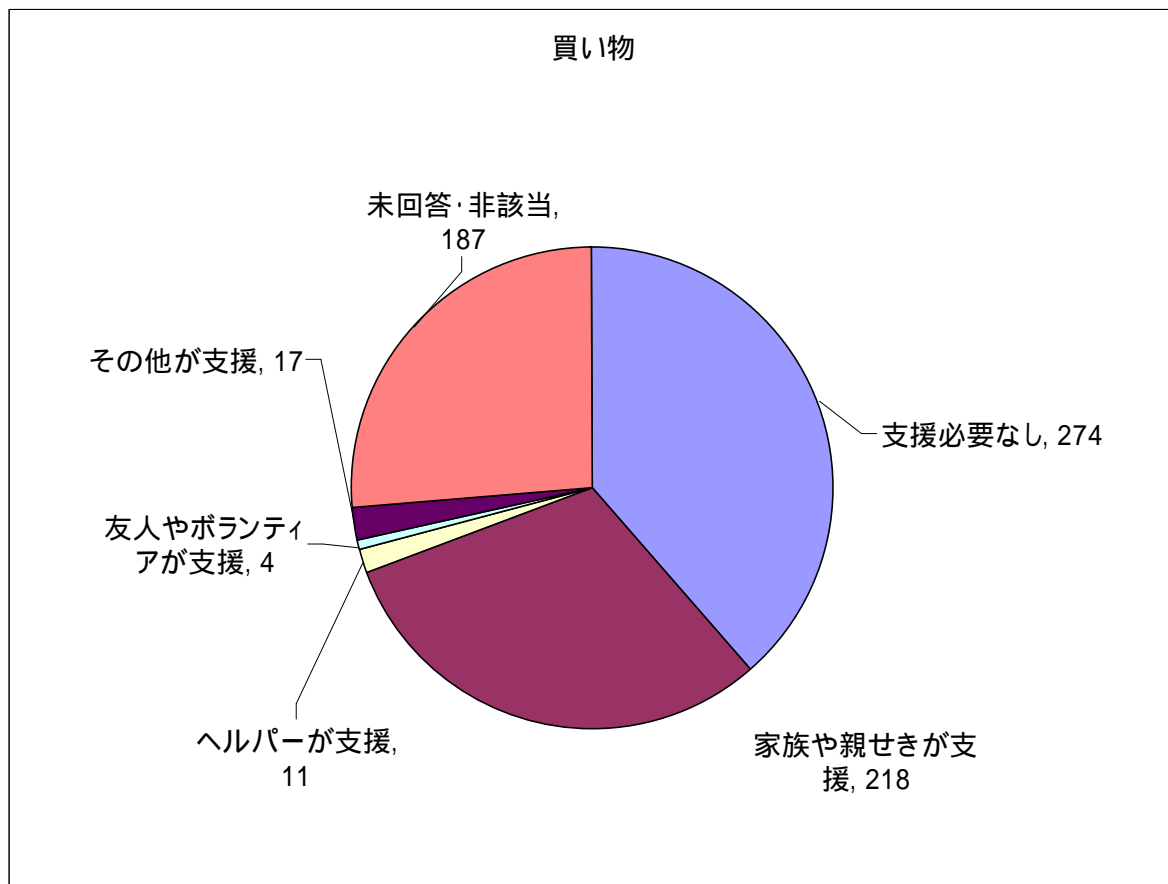
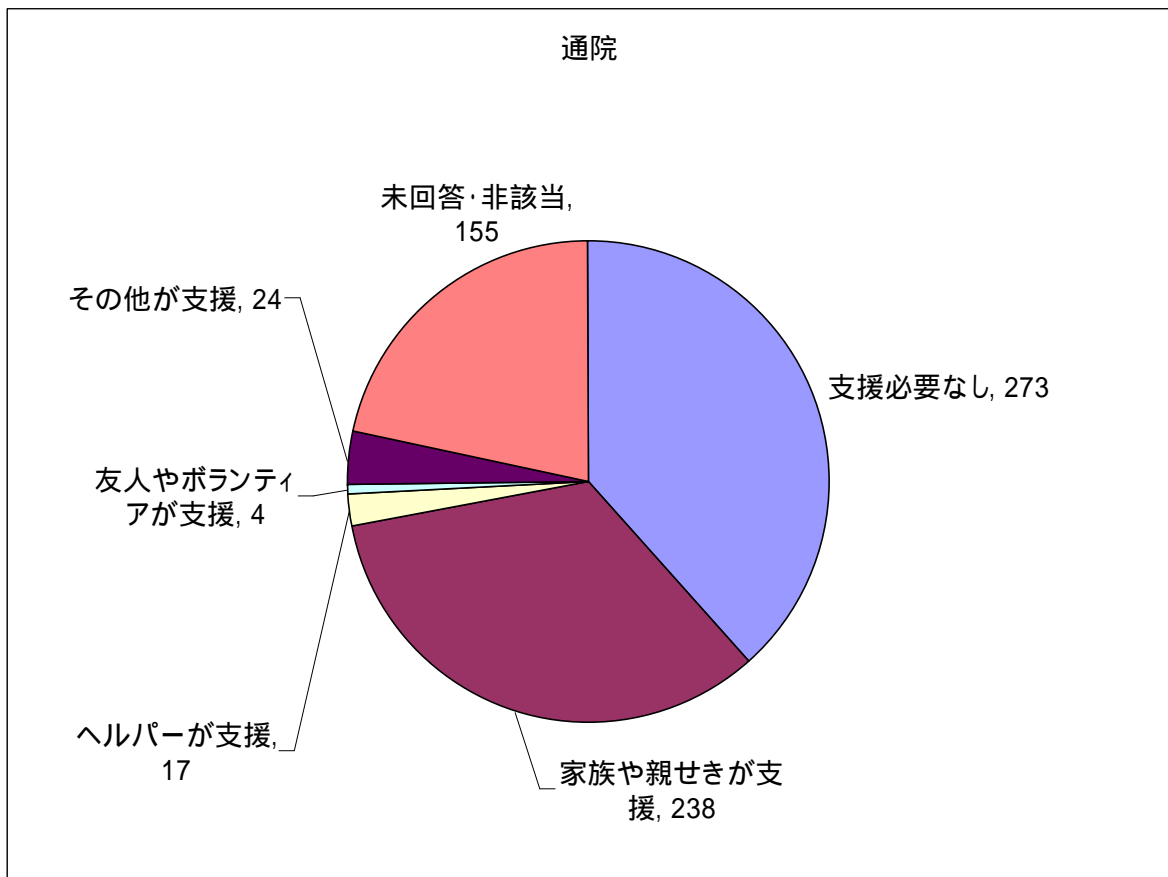
(単位:件)

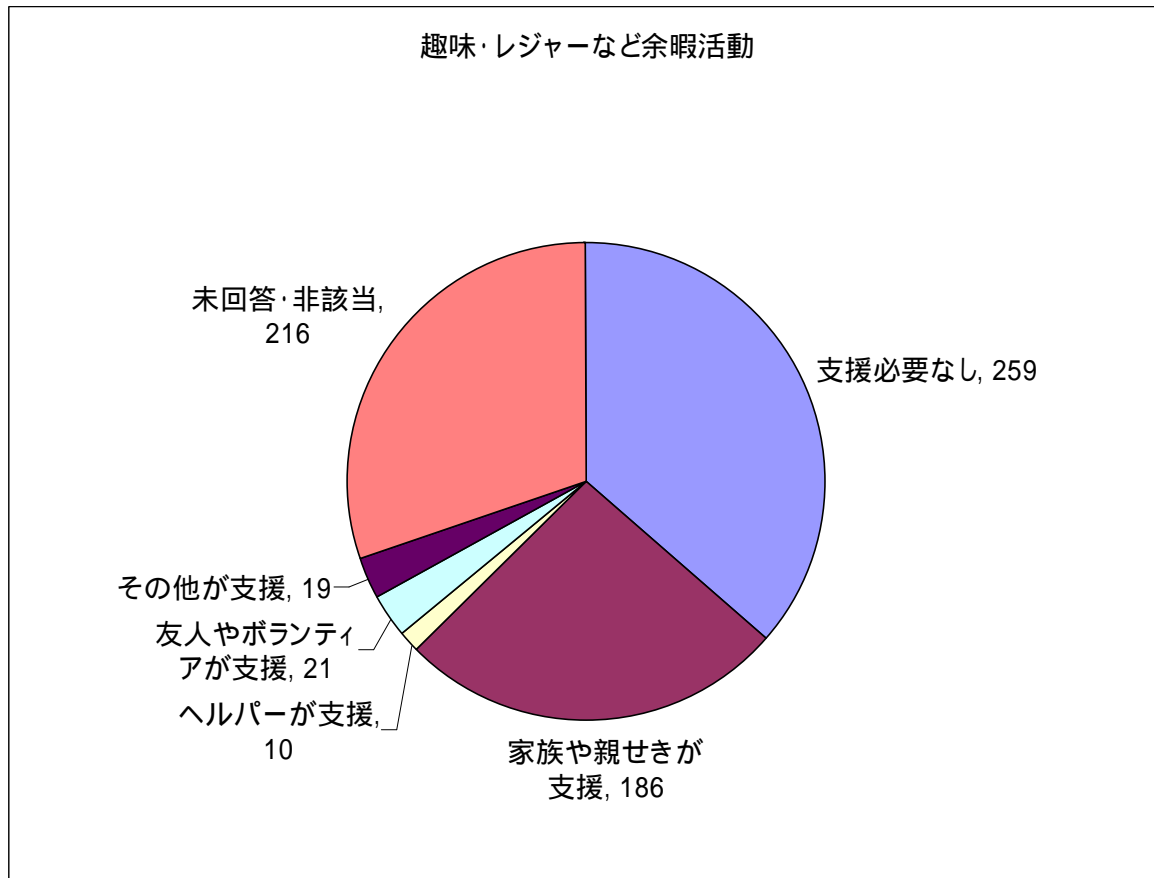
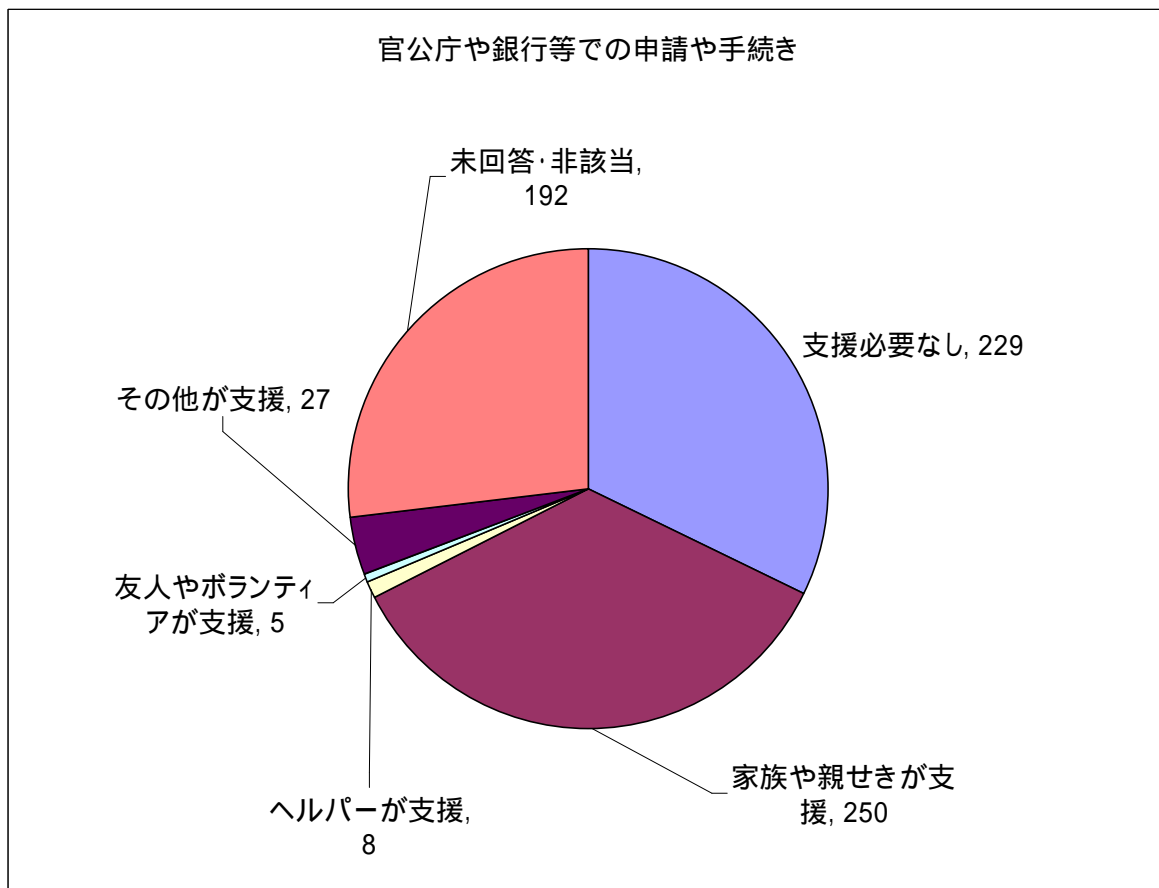
	支援必要なし	家族や親せきが支援	ヘルパーが支援	友人やボランティアが支援	その他が支援	未回答・非該当	計
通勤・通学	262	55	5	2	15	372	711
通院	273	238	17	4	24	155	711
買い物	274	218	11	4	17	187	711
官公庁や銀行等での申請や手続き	229	250	8	5	27	192	711
趣味・レジャーなど余暇活動	259	186	10	21	19	216	711

(単位:件)



(単位:件)





問20のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:件)

通勤・通学	支援必要なし	家族や親せきが支援	ヘルパーが支援	友人やボランティアが支援	その他が支援	未回答・非該当	計
身体1級	49	38	2	3	4	55	151
身体2級	19	28	1	5	0	27	80
身体3級	42	19	1	1	0	15	78
身体4級	34	6	0	0	0	24	64
身体5級	16	7	0	2	1	13	39
身体6級	12	3	0	0	0	5	20
身体不明	2	1	1	0	0	7	11
身体合計	174	102	5	11	5	146	443
療育A	4	54	5	1	13	20	97
療育B	30	23	0	2	1	13	69
療育不明	2	0	0	0	1	3	6
療育合計	36	77	5	3	15	36	172
精神1級	2	7	0	1	1	9	20
精神2級	37	23	1	4	2	28	95
精神3級	14	7	0	2	0	4	27
精神不明	1	0	0	1	0	4	6
精神合計	54	37	1	8	3	45	148

(単位:件)

通院	支援必要なし	家族や親せきが支援	ヘルパーが支援	友人やボランティアが支援	その他が支援	未回答・非該当	計
身体1級	49	59	4		7	32	151
身体2級	23	31	5	1	2	18	80
身体3級	46	19	1	0	0	12	78
身体4級	35	7	0	0	0	22	64
身体5級	20	7	0	0	1	11	39
身体6級	13	3	1	0	0	3	20
身体不明	5	2	0	0	0	4	11
身体合計	191	128	11	1	10	102	443
療育A	0	67	5	1	14	10	97
療育B	21	33	2	0	0	13	69
療育不明	1	1	0	0	1	3	6
療育合計	22	101	7	1	15	26	172
精神1級	3	8	1	0	0	8	20
精神2級	46	29	1	2	3	14	95
精神3級	15	9	0	0	0	3	27
精神不明	2	0	0	1	0	3	6
精神合計	66	46	2	3	3	28	148

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

(単位:件)

(単位:件)

買い物	支援必要なし	家族や親せきが支援	ヘルパーが支援	友人やボランティアが支援	その他が支援	未回答・非該当	計
身体1級	52	40	3	1	4	51	151
身体2級	20	35	2	1	0	22	80
身体3級	39	23	1	0	1	14	78
身体4級	35	8	0	0	0	21	64
身体5級	18	9	0	0	0	12	39
身体6級	12	4	0	0	0	4	20
身体不明	5	1	0	0	0	5	11
身体合計	181	120	6	2	5	129	443
療育A	4	56	3	1	13	20	97
療育B	28	24	1	0	0	16	69
療育不明	1	1	0	0	1	3	6
療育合計	33	81	4	1	14	39	172
精神1級	5	7	0	0	0	8	20
精神2級	44	30	2	1	1	17	95
精神3級	17	7	0	0	0	3	27
精神不明	2	0	0	1	0	3	6
精神合計	68	44	2	2	1	31	148

官公庁や銀行等での申請や手続き	支援必要なし	家族や親せきが支援	ヘルパーが支援	友人やボランティアが支援	その他が支援	未回答・非該当	計
身体1級	48	46	1	2	4	50	151
身体2級	17	36	2	1	2	22	80
身体3級	42	21	0	0	0	15	78
身体4級	34	6	0	0	1	23	64
身体5級	17	7	0	0	2	13	39
身体6級	13	4	0	0	0	3	20
身体不明	5	2	0	0	0	4	11
身体合計	176	122	3	3	9	130	443
療育A	1	58	4	0	13	21	97
療育B	9	41	1	0	4	14	69
療育不明	0	1	0	0	2	3	6
療育合計	10	100	5	0	19	38	172
精神1級	1	8	0	0	1	10	20
精神2級	32	39	1	2	3	18	95
精神3級	12	12	0	0	0	3	27
精神不明	2	0	0	1	0	3	6
精神合計	47	59	1	3	4	34	148

(単位:件)

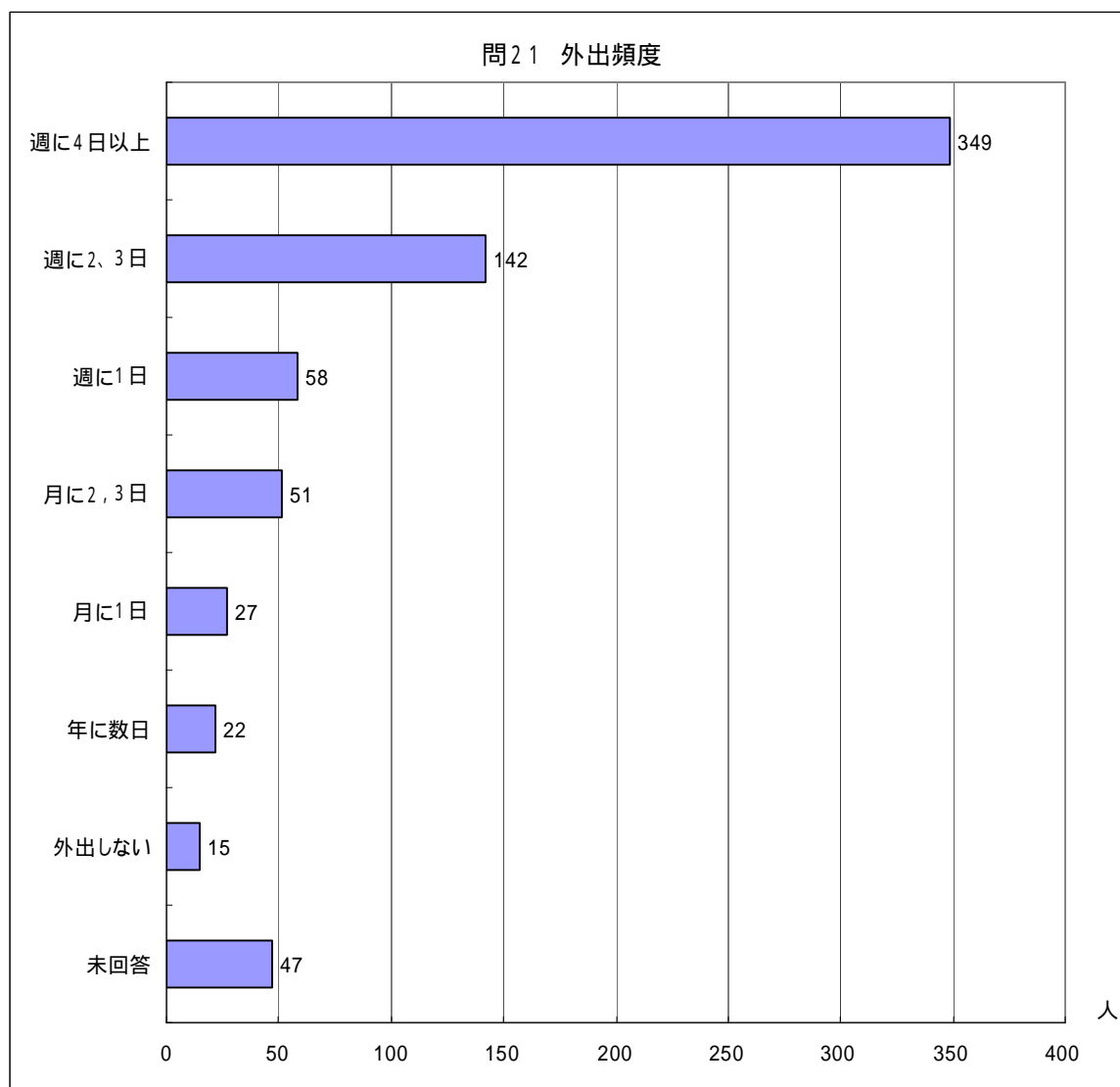
趣味・レジャーなど余暇活動	支援必要なし	家族や親せきが支援	ヘルパーが支援	友人やボランティアが支援	その他が支援	未回答・非該当	計
身体1級	49	38	2	3	4	55	151
身体2級	19	28	1	5	0	27	80
身体3級	42	19	1	1	0	15	78
身体4級	34	6	0	0	0	24	64
身体5級	16	7	0	2	1	13	39
身体6級	12	3	0	0	0	5	20
身体不明	2	1	1	0	0	7	11
身体合計	174	102	5	11	5	146	443
療育A	4	54	5	1	13	20	97
療育B	30	23	0	2	1	13	69
療育不明	2	0	0	0	1	3	6
療育合計	36	77	5	3	15	36	172
精神1級	2	7	0	1	1	9	20
精神2級	37	23	1	4	2	28	95
精神3級	14	7	0	2	0	4	27
精神不明	1	0	0	1	0	4	6
精神合計	54	37	1	8	3	45	148

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問21 あなたは、どれくらいの頻度で外出していますか。  
(通勤、通学、通院などを含みます。は1つだけ。)

(単位:人)

週に4日以上	週に2、3日	週に1日	月に2、3日	月に1日	年に数日	外出しない	未回答	計
349	142	58	51	27	22	15	47	711





問21のクロス集計(障がい種別・等級別)

(単位:人)

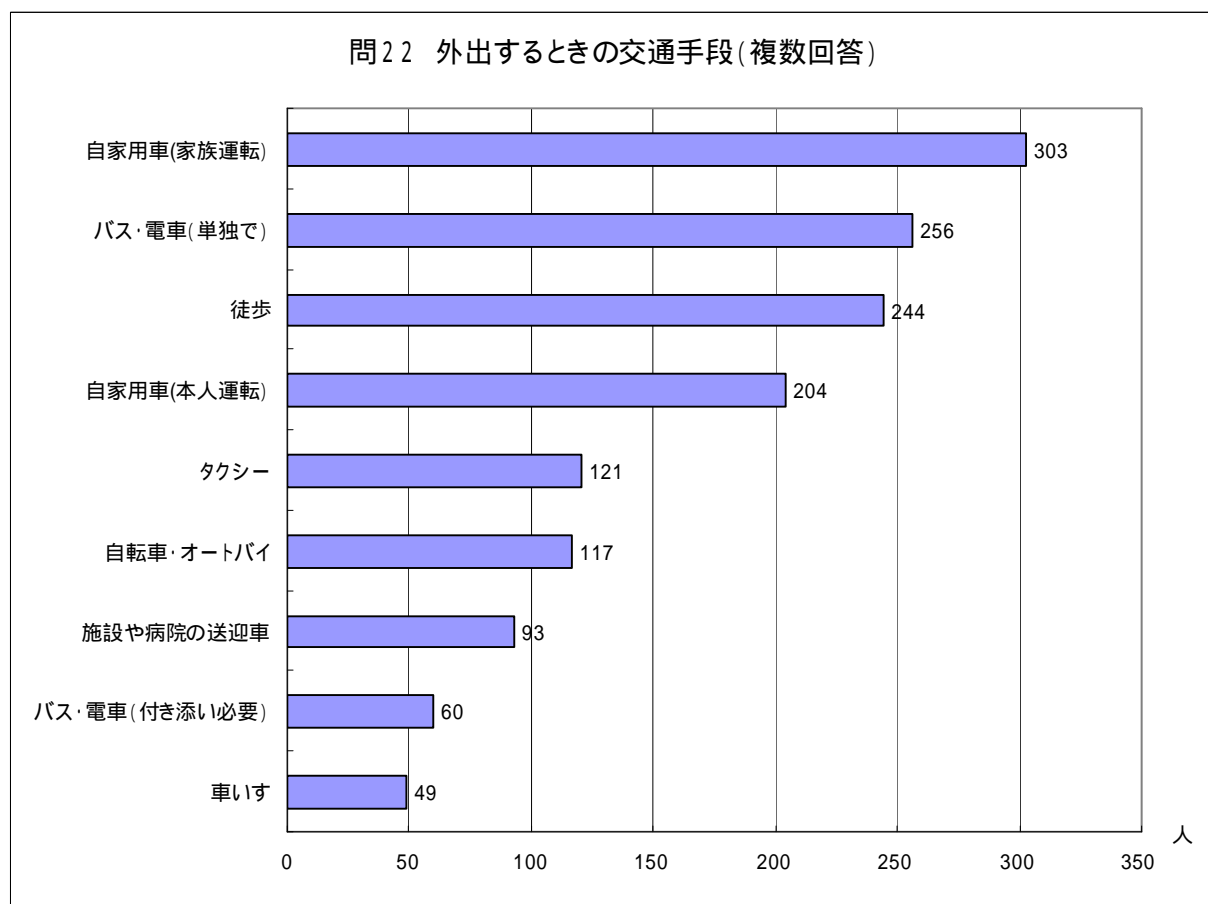
外出頻度	週に4日以上	週に2、3日	週に1日	月に2、3日	月に1日	年に数日	外出しない	未回答	計
身体1級	81	23	11	12	5	8	6	5	151
身体2級	27	29	7	7	5	1	1	3	80
身体3級	43	19	10	3	2	0	0	1	78
身体4級	40	13	3	2	1	1	0	4	64
身体5級	22	7	3	4	3	0	0		39
身体6級	11	8	1	0	0	0	0		20
身体不明	5	2	0	1	0	2	1		11
身体合計	229	101	35	29	16	12	8	13	443
療育A	54	5	8	10	6	8	1	5	97
療育B	49	6	3	4	1	3	3		69
療育不明	2	1	0	0	1	0	0	2	6
療育合計	105	12	11	14	8	11	4	7	172
精神1級	7	2	2	3	0	3	0	3	20
精神2級	46	23	10	7	3	0	3	3	95
精神3級	11	11	1	2	2	0	0		27
精神不明	1	0	3	0	0	1	1		6
精神合計	65	36	16	12	5	4	4	6	148

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問22 あなたが外出するときの交通手段はなんですか。(はいくつでも)

(単位:件)

徒歩	車いす	自転車・オートバイ	自家用車(本人運転)	自家用車(家族運転)	バス・電車(単独で)	バス・電車(付き添い必要)	タクシー	施設や病院の送迎車	その他
244	49	117	204	303	256	60	121	93	0



問22 あなたが外出するときの交通手段はなんですか。( はいくつでも)  
(単位:件)

外出時の交通手段	徒歩	車いす	自転車・オートバイ	自家用車(本人運転)	自家用車(家族運転)	バス・電車(単独で)	バス・電車(付き添い必要)	タクシー	施設や病院の送迎車	その他
身体1級	35	27	16	53	65	29	13	35	23	
身体2級	20	13	4	21	39	23	7	23	15	0
身体3級	20	5	5	46	25	23	3	13	3	
身体4級	21	1	9	35	25	20	1	6	1	0
身体5級	12	0	4	17	12	17	2	7	3	0
身体6級	11	0	5	7	8	11	1	2	3	0
身体不明	1	2	1	4	3	2	1	2	0	0
身体合計	120	48	44	183	177	125	28	88	48	0
療育A	26	12	3	1	65	14	24	16	48	0
療育B	37	0	31	3	30	48	6	3	9	0
療育不明	3	0	1	0	2	3	0	0	2	0
療育合計	66	12	35	4	97	65	30	19	59	0
精神1級	8	2	3	0	12	6	2	2	4	0
精神2級	43	0	26	12	40	51	9	20	6	0
精神3級	15	0	10	3	11	18	1	3	1	0
精神不明	1	0	2	1	0	1	0	1	1	0
精神合計	67	2	41	16	63	76	12	26	12	0

## 第3期秋田市障害福祉計画策定のための 障害福祉サービスに関するアンケート調査報告書 (特別支援学校編)

### 第3期秋田市障害福祉計画策定のための 障害福祉サービスに関するアンケート調査概要(特別支援学校編)

#### 1 目的

第3期秋田市障害福祉計画策定にあたり、今後の障害福祉サービスの提供体制確保のための基礎資料とする。

#### 2 対象者

秋田県中央地区の特別支援学校高等部の在校生・保護者

- ・秋田県立秋田きらり支援学校
- ・秋田県立盲学校(専攻科を含む)
- ・秋田県立聾学校(専攻科を含む)
- ・秋田県立栗田養護学校
- ・秋田県立養護学校天王みどり学園
- ・国立大学法人秋田大学教育文化学部特別支援学校

#### 3 実施方法

学校経由で保護者へ配付

発送日 平成23年6月15日(金)

提出締め切り 平成23年7月8日(金)

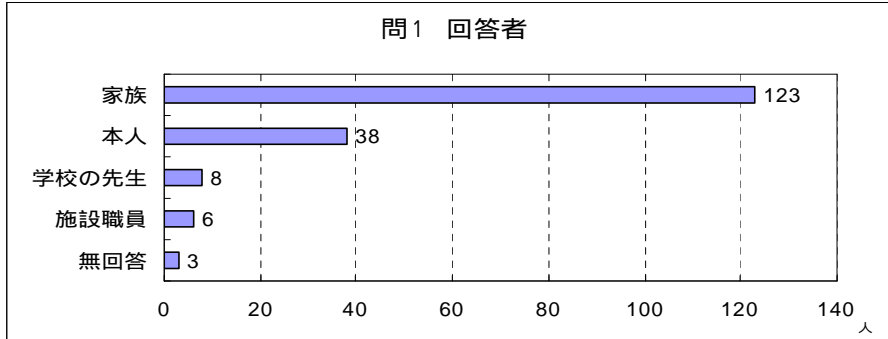
#### 4 調査票の回収状況

配布数：242 回収数：178 回収率73.6%

問1 お答えいただくのは、どなたですか。( は1つだけ)

(単位:人)

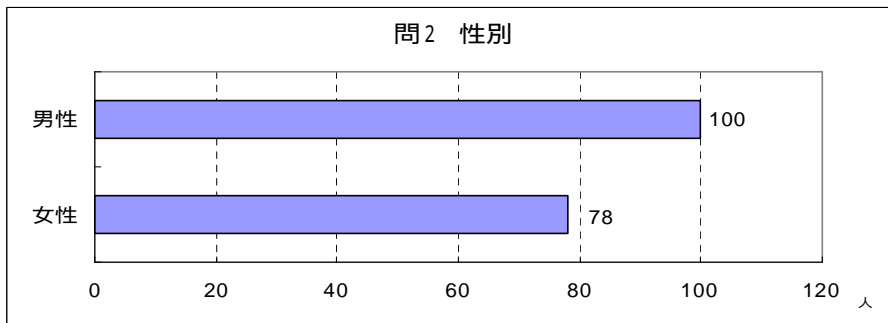
本人	家族	学校の先生	施設職員	無回答	計
38	123	8	6	3	178



問2 あなたの性別は、次のうちどれですか。( は1つだけ)

(単位:人)

男性	女性	計
100	78	178



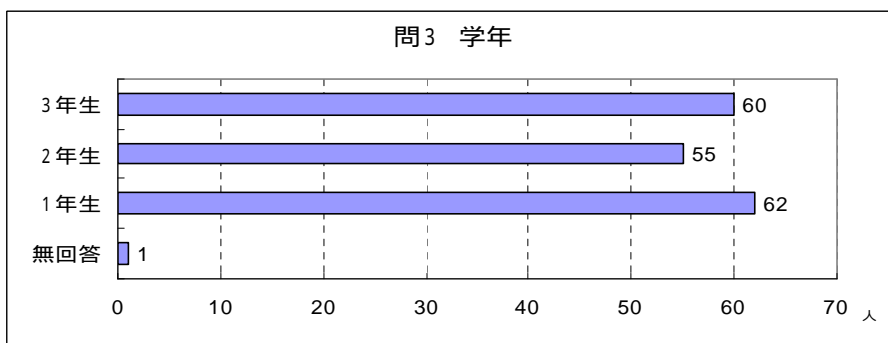
問3 あなたの学年を記入してください。

(単位:人)

3年生	2年生	1年生	無回答	計
60	55	62	1	178

注1 聾学校については、専攻科2年生を高等部3年生、専攻科1年生を高等部2年生としてカウント。

注2 盲学校については、専攻科(生活情報科)1年生を3年生としてカウント。



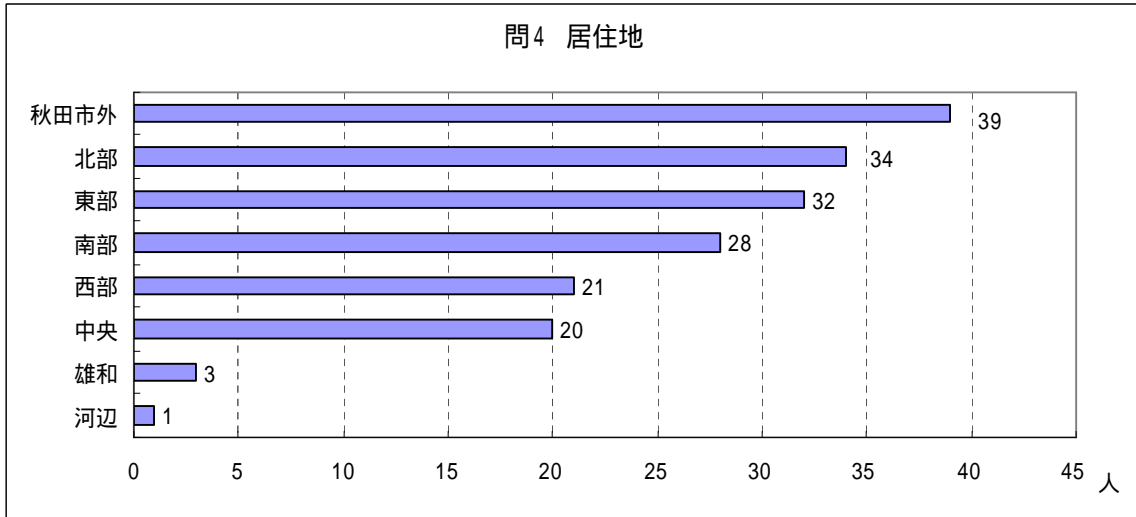
(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

問4 あなたの居住地は、次のうちどれですか。

(寄宿舍・施設入所者の場合、住民登録地をご記入ください。)

(単位:人)

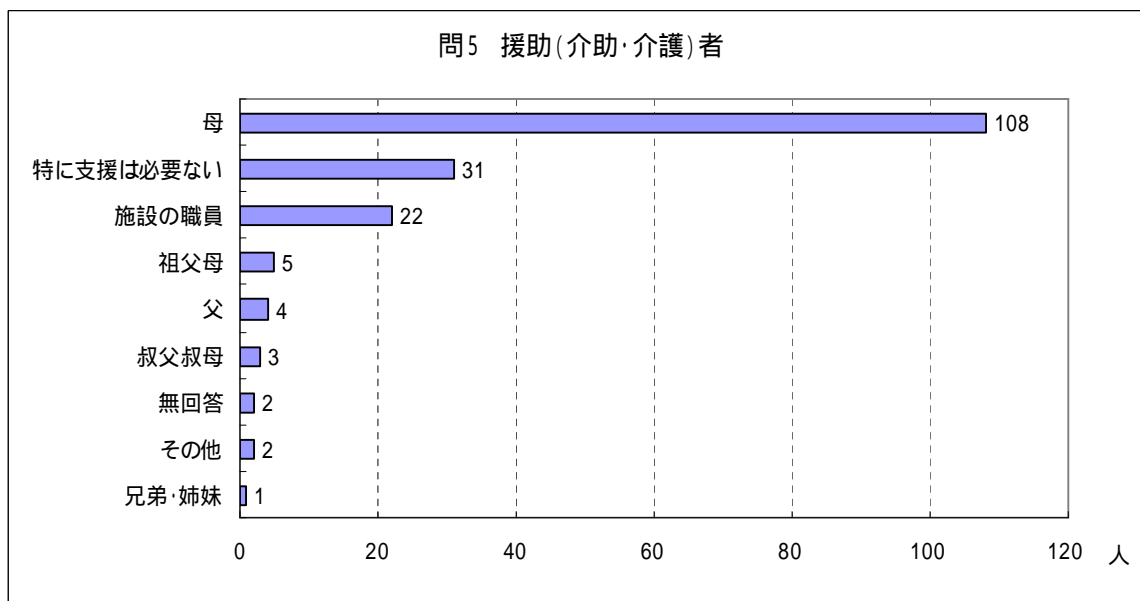
中央	東部	西部	南部	北部	河辺	雄和	秋田市外	計
20	32	21	28	34	1	3	39	178



問5 日頃、日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助・介助・手助けしているのはどなたですか。( は1つだけ)

(単位:人)

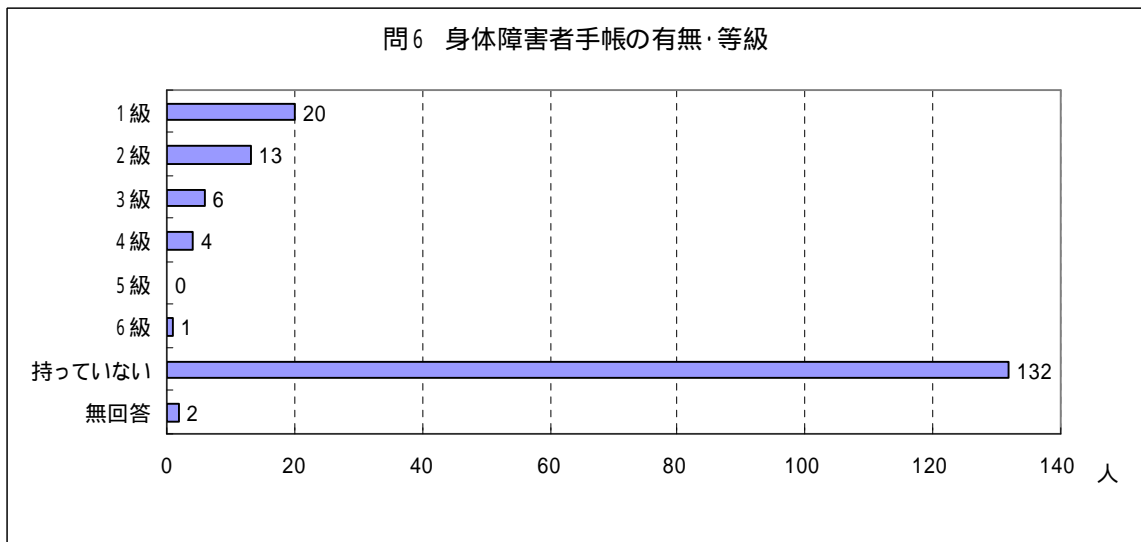
母	父	兄弟・姉妹	祖父母	叔父叔母	施設の職員	その他	特に支援は必要ない	無回答	計
108	4	1	5	3	22	2	31	2	178



問6 あなたは、身体障害者手帳をお持ちですか。持っている場合、何級ですか。

(単位:人)

持っている						持っていない	無回答	計
1級	2級	3級	4級	5級	6級			
20	13	6	4	0	1	132	2	178

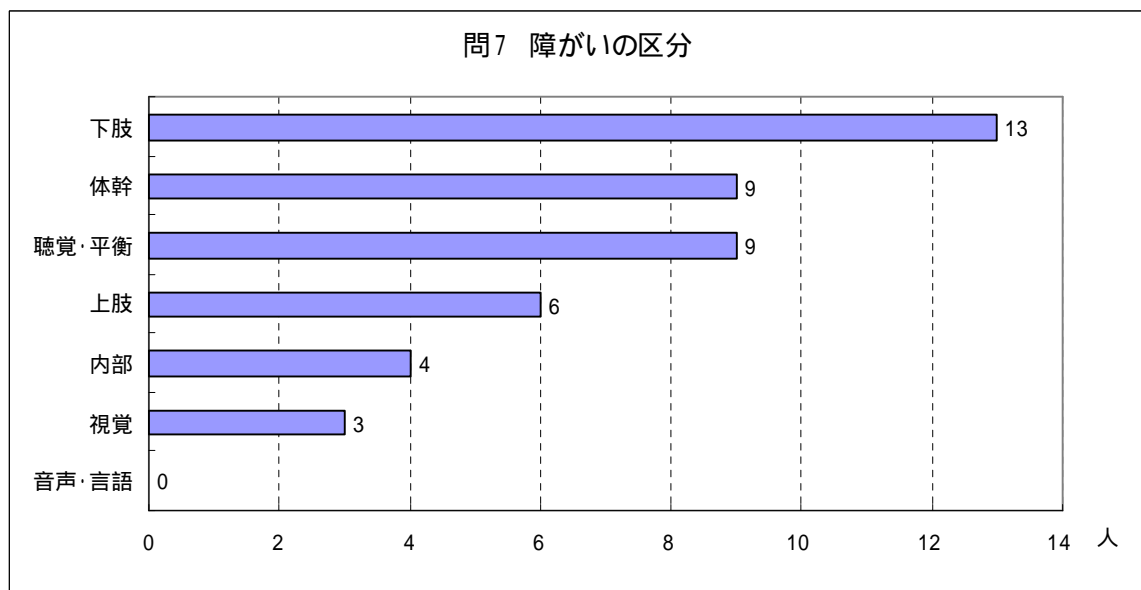


問7 身体障害者手帳をお持ちの場合、障がいの区分は次のうちどれですか。

(主な障がいの番号に を1つだけ)

(単位:人)

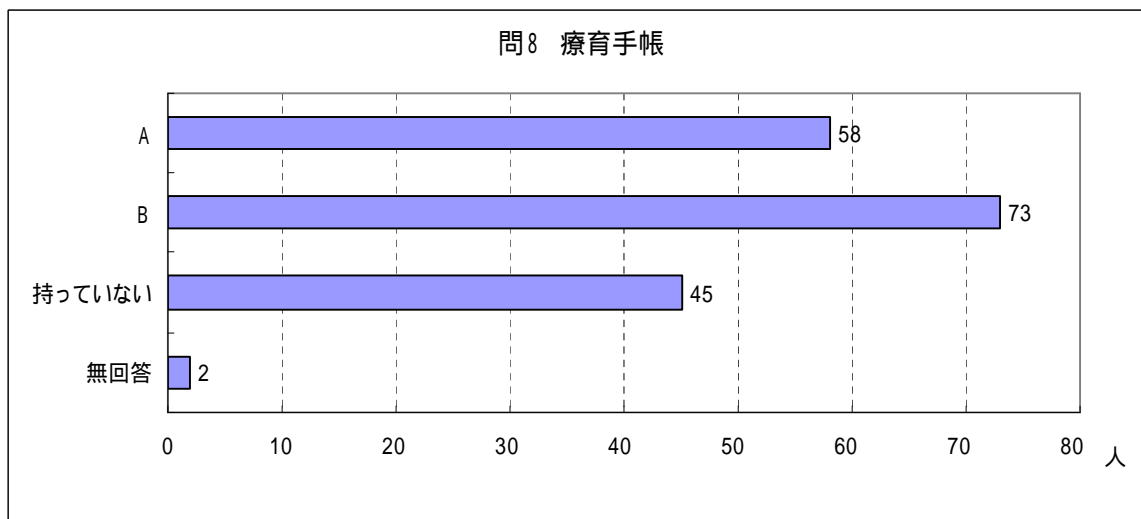
視覚	聴覚・平衡	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	計
3	9	0	6	13	9	4	44



問8 あなたは、療育手帳はお持ちですか。持っている場合、何級ですか。

(単位:人)

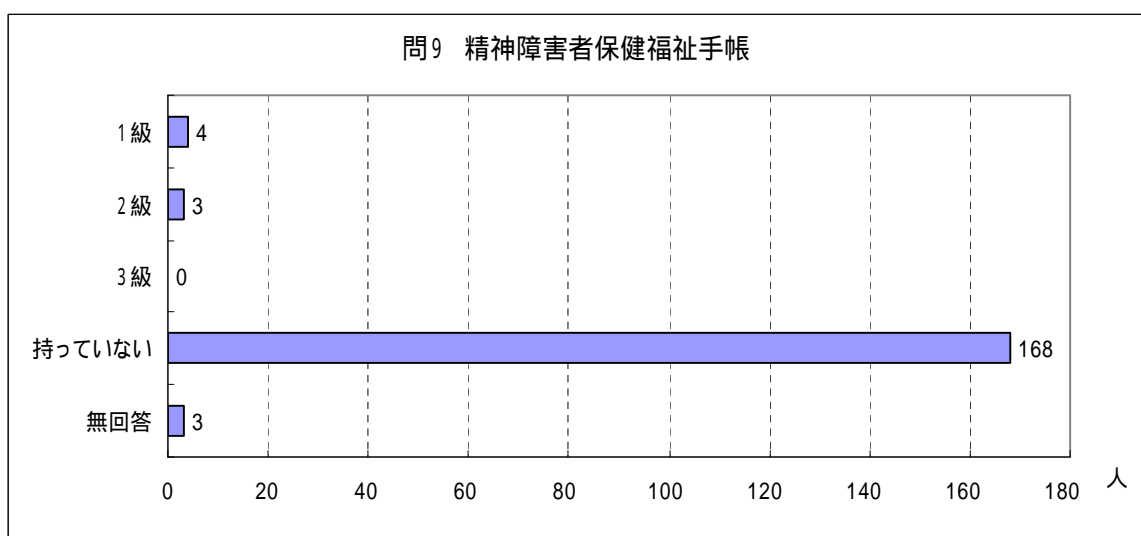
持っている		持っていない	無回答	計
A	B			
58	73	45	2	178



問9 あなたは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。持っている場合、何級ですか。

(単位:人)

持っている			持っていない	無回答	計
1級	2級	3級			
4	3	0	168	3	178

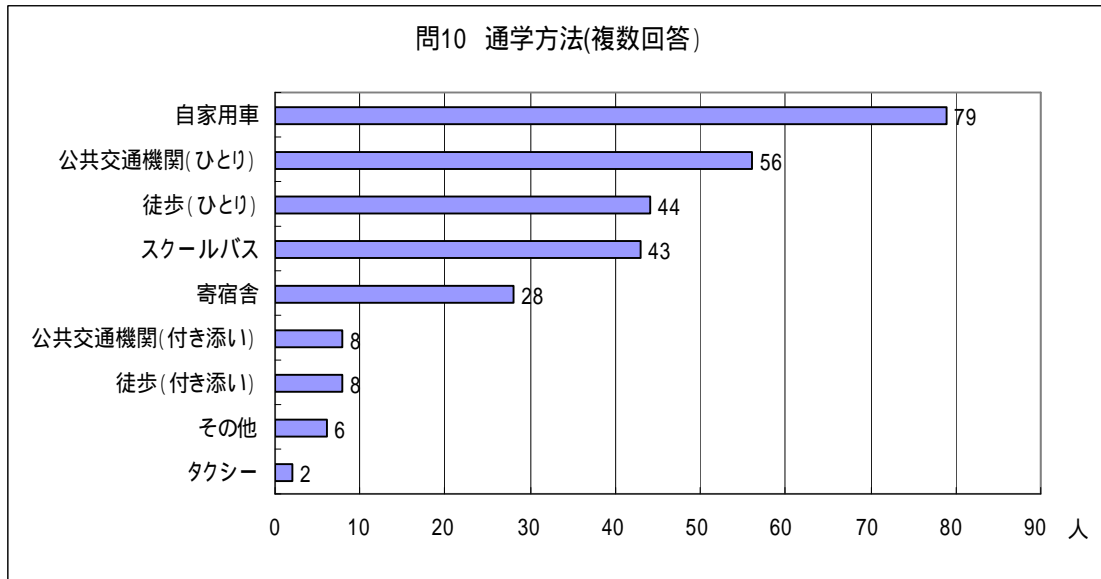




問10 あなたは、普段どうやって通学していますか。複数の方法を利用している場合あてはまるものすべてに をしてください。

(単位:人)

徒歩(ひとり)	徒歩(付き添いあり)	スクールバス	公共交通機関(ひとり)	公共交通機関(付き添いあり)	自家用車で送り迎え	タクシー	寄宿舍	その他	計
44	8	43	56	8	79	2	28	6	274

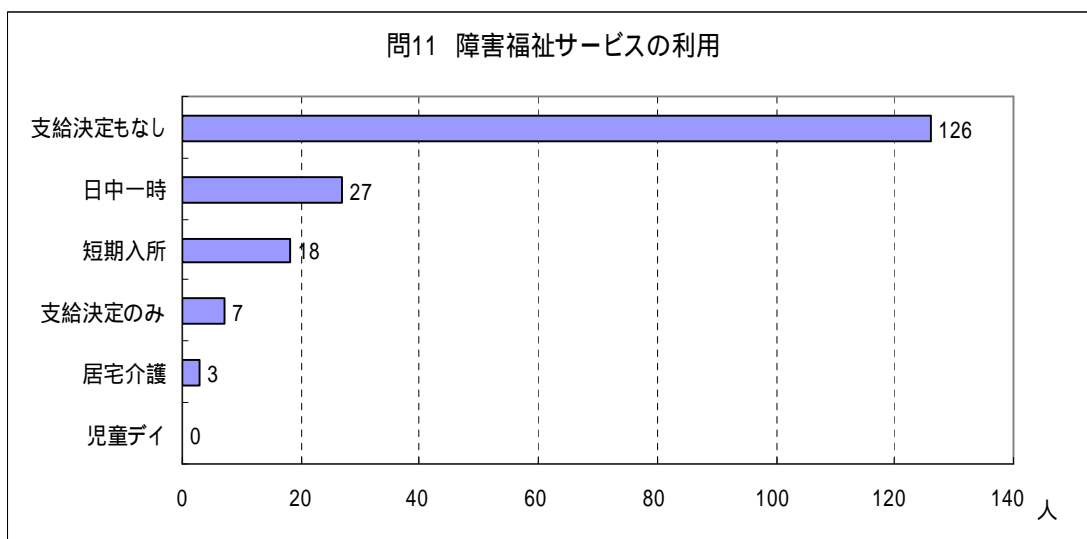


問11 あなたは、現在障害福祉サービスを利用していますか。

(または、利用したことがありますか。)

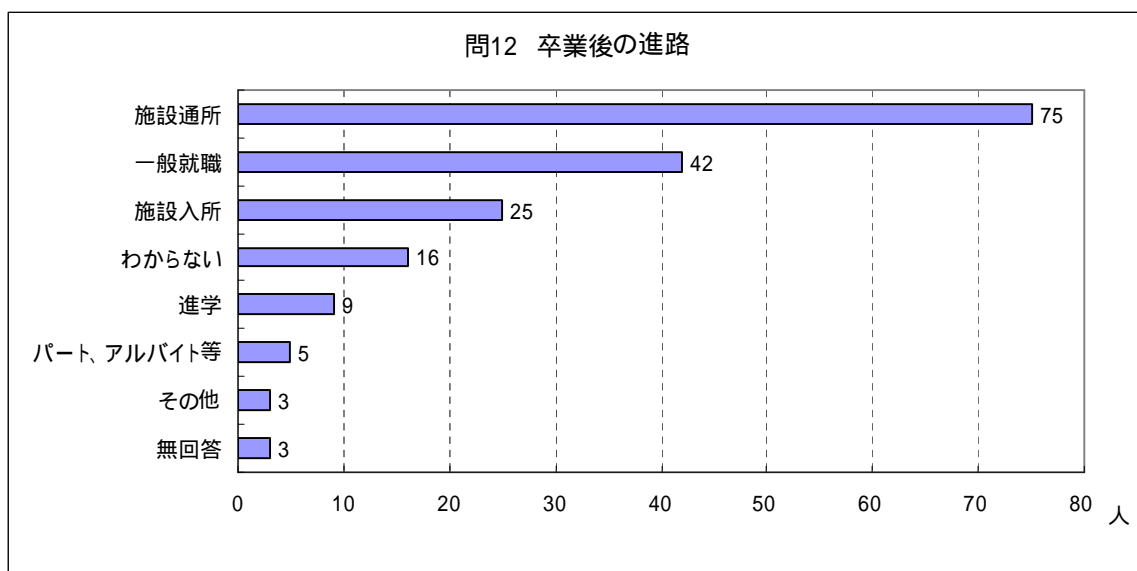
(単位:人)

居宅介護(ホームヘルプ)	児童デイ	短期入所(宿泊あり)	日中一時(日帰り)	支給決定のみで利用はない	支給決定も受けてない	計
3	0	18	27	7	126	181



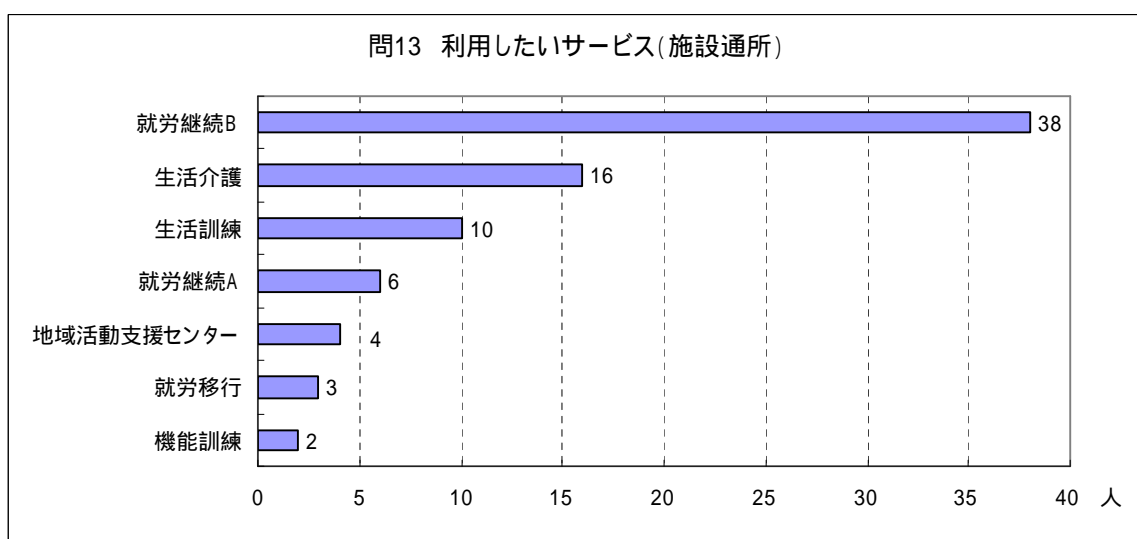
問12 あなたは、高等部を卒業した後、どのような進路を考えていますか。(は1つだけ)  
(単位:人)

就職(一般就職)	就職(パート、アルバイト)	進学(大学、専門学校)	施設通所	施設入所(継続入所)	その他	わからない	無回答	計
42	5	9	75	25	3	16	3	178



問13 施設通所と答えた方にお尋ねします。利用したいサービスはどれですか。(複数回答あり)  
(単位:人)

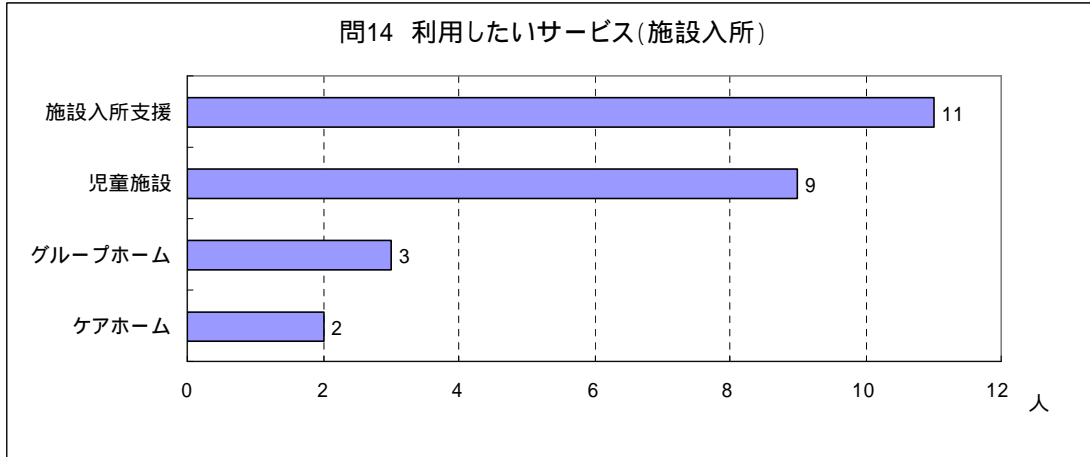
生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	地域活動支援センター	計
16	2	10	3	6	38	4	79



問14 施設入所と答えた方にお尋ねします。利用を希望するのはどれですか。( は1つだけ)

(単位:人)

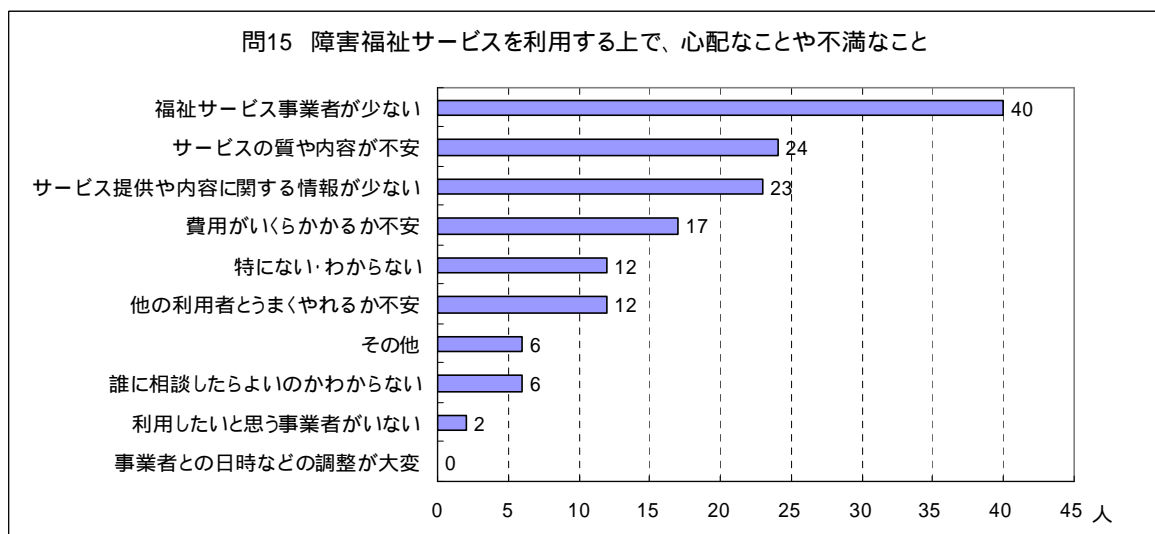
グループホーム	ケアホーム	施設入所支援	児童施設継続入所	計
3	2	11	9	25



問15 障害福祉サービスを利用する上で、心配なことや不満に思っていることは何ですか。

(単位:人)

サービス提供や内容に関する情報が少ない	23
福祉サービス事業者が少ない	40
利用したいと思う事業者がない	2
事業者との日時などの調整が大変	0
誰に相談したらよいのかわからない	6
サービスの質や内容が不安	24
他の利用者とうまくやれるか不安	12
費用がいくらかかるか不安	17
その他	6
特にない・わからない	12



## 第3部

# サービス提供の目標および見込み

- 1 平成26年度の数値目標
- 2 各年度における指定障害福祉サービス等の  
必要な量の見込みと見込量確保のための方策
- 3 地域生活支援事業の実施に関すること
- 4 施設整備の推進に関すること

1～3は、第3期秋田市障がい福祉計画(平成24年度～26年度)と同じです。

# 1 平成26年度の数値目標

## 1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、平成26年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

### 【国の基本指針】

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とする。

### 【本市の目標】

平成17年10月時点の施設入所者数から115人(19.86%)が地域生活へ移行するとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月時点の施設入所者数から70人(12.09%)削減することを目標とします。

### 【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	579人	平成17年10月1日の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成23年度見込み	502人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	491人	平成23年度末時点の入所人員実績(見込)数です。
平成26年度見込み	509人	平成26年度末時点の入所人員見込数です。 国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数は含んでいません。
削減見込(A)-(B)		
平成23年度目標値	77人(13.30%)	第2期障害福祉計画策定時の差引減少目標値です。
平成23年度実績(見込)	88人(15.20%)	平成23年度末時点の差引減少実績(見込)数です。
平成26年度【目標値】	70人(12.09%)	第3期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
平成23年度目標値	91人(15.72%)	第2期障害福祉計画策定時の目標値です。
平成23年度実績(見込)	95人(16.41%)	平成17～平成23年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の実績(見込)数です。
平成26年度【目標値】	115人(19.86%)	平成17年～平成26年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

## 2 福祉施設の利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者( 1)のうち、就労移行支援事業等を通じて平成26年度中に一般就労( 2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

## 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

## 【本市の目標】

平成26年度中の福祉施設から一般就労への移行者が、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍、16人以上となることを目標とします。

## 【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成17年度の一般就労移行者数	4人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数です。
平成23年度の年間一般就労者数目標値	16人(4倍)	第2期障害福祉計画策定時の目標値です。
平成23年度の年間一般就労者数実績(見込)	7人(1.75倍)	平成23年度において施設を退所し、一般就労する方の実績(見込)数です。
平成26年度の年間一般就労者数【目標値】	16人(4倍)	平成26年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

- 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。
- 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

### 3 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者について目標値を定めます。

**【国の基本指針】**

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、**2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。**

**【本市の目標】**

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、**40人(2.58%)以上の者が就労移行支援事業を利用することを目標とします。**

**【目標設定の考え方】**

項目	数値	説明
福祉施設利用者数		
平成23年度見込み	1,046人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	1,164人	平成23年度末において福祉施設利用者の実績(見込)数です。
<b>平成26年度見込み</b>	<b>1,550人</b>	第3期障がい福祉計画における福祉施設利用者の見込みです。
就労移行支援事業利用者		
平成23年度見込み	68人	第2期障害福祉計画策定時の目標値です。
平成23年度実績(見込)	37人	平成23年度末時点の実績見込数です。
<b>平成26年度【目標値】</b>	<b>40人(2.58%)</b>	第3期障がい福祉計画における目標値です。

### 4 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

平成26年度末における就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の数について目標値を設定します。

**【国の基本指針】**

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち**3割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。**

**【本市の目標】**

平成26年度末において、就労継続支援事業利用者のうち**8.15%、48人以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを目標とします。**

## 【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
<b>就労継続支援（A型）事業利用者</b>		
平成23年度見込み	8人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	19人	平成23年度末において就労継続支援A型を利用する者の実績（見込）数です。
<b>平成26年度見込み</b>	<b>48人</b>	平成26年度末において就労継続支援A型を利用する者の見込数です。
<b>就労継続支援（B型）事業利用者</b>		
平成23年度見込み	334人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	396人	平成23年度末において就労継続支援B型事業を利用する者の実績（見込）数です。
<b>平成26年度見込み</b>	<b>541人</b>	平成26年度末において就労継続支援B型事業を利用する者の見込数です。
<b>就労継続支援事業利用者（A型＋B型）</b>		
平成23年度見込み	342人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	415人	平成23年度末において就労継続支援（A型・B型）を利用する者の実績（見込）数です。
<b>平成26年度見込み</b>	<b>589人</b>	平成26年度末において就労継続支援（A型・B型）を利用する者の実績（見込）数です。
<b>就労継続支援（A型）事業の利用者の割合</b>		
平成23年度見込み	2.34%	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	4.58%	平成23年度末における就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合の実績（見込）です。
<b>平成26年度見込み 【目標値】</b>	<b>8.15%</b>	平成26年度末における就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合の見込みです。



## 2 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込みと見込量確保のための方策

### 1 訪問系サービス

#### ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害程度区分1以上(障がい児はこれに相当する心身の状態)の方なお、身体介護を伴う通院等介助にあつては、障害程度区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	障害程度区分4以上の方で、ア)二肢以上に麻痺等があり、イ)障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定された方
同行介護 (平成23年10月新設)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障害により、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方(身体介護を伴う場合は区分2以上)
行動加介護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害程度区分3以上の方で、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害程度区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、ア)重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者や、イ)障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)の合計点数が15点以上の方

イ 見込量の推計方法

居宅介護および重度訪問介護については、過去3年間の障がい者数の平均伸び率を勘案して実利用者の見込みを算出し、その数値に平均利用時間(30時間/月)を乗じて、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく、実施事業者もないことから、24年度以降も見込量は0としています。

また、同行援護については、移動支援事業利用者のうち、新たに同行援護の支給対象となった重度視覚障がい者の人数とこれまでの利用実績を基に見込量を算出しました。

ウ 訪問系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区分	単位/月	第2期計画期間の実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
居宅介護・重度訪問介護 ・行動援護・重度障害者等 包括支援	時間	4,471	5,423	6,660	6,900	7,200	7,500
	人	149	175	222	230	240	250
【新】同行援護	時間	-	-	150	225	225	225
	人	-	-	10	15	15	15

エ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある人が地域で自立した生活をおくる上で、必要不可欠なサービスであり、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なくサービス提供ができるよう、ヘルパーの人材育成やサービス事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズを把握し、サービス事業者の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害程度区分3以上(障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上)の方 なお、50歳以上の場合は、障害程度区分2以上(障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上)の方

サービス名	事業内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対して、身体機能の回復等に必要なる理学療法、作業療法、その他必要なるリハビリテーションや生活等に関する相談や助言などの支援を行います。 (標準利用期間は18か月)	身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者で、 ア) 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方や、 イ) 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(標準利用期間は24か月)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方
療養介護	医療と常時介護を要する方に、主として日中病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害程度区分が6の方や、 イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害程度区分が5以上の方
短期入所	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害程度区分1以上(児童の場合は短期入所の単価区分1以上)の方

## イ 見込量の推計方法

現利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで実利用者数を推計し、その数値に平成22年度における各サービスの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、療養介護については、国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数も含んでいます。

## ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第2期計画期間の実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日	5,709	6,156	11,632	14,117	14,359	14,806
	人	311	331	591	759	772	796
自立訓練 (機能訓練)	人日	728	828	875	446	446	462
	人	46	50	52	27	27	28
自立訓練 (生活訓練)	人日	785	713	1,299	1,564	1,581	1,649
	人	41	39	69	92	93	97
就労移行支援	人日	588	672	789	840	840	840
	人	29	32	37	40	40	40
就労継続支援A型	人日	133	144	381	824	927	989
	人	7	7	19	40	45	48
就労継続支援B型	人日	5,224	5,884	7,452	8,754	9,464	9,846
	人	292	324	396	481	520	541
療養介護	人	25	25	24	54	54	54
短期入所	人日	134	205	245	258	266	275
	人	39	47	57	60	62	64
児童デイサービス ( 3 )	人日	0	74	251			
	人	0	33	62			

- 3 児童デイサービスについては、平成22年12月に成立した「改正障害者自立支援法」により、平成24年度から「児童福祉法」を根拠とした「障害児通所支援」( ページ参照 )として実施されます。

## エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な地域で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めるとともに、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

また、就労移行支援および就労継続支援については、より多くの就職希望者が一般就労につながるよう、各就労支援機関と一体となった取り組みをすすめていきます。

なお、短期入所については、障がい者が地域で安心して暮らしていくために、必要不可欠なサービスであり、今後ますます需要が増えることが予測されることから、実施事業所の確保と、利用者ニーズに即した柔軟な対応に努めていきます。

### 3 居住系サービス

#### ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。	障害程度区分が1以下の方 (障害程度区分が2以上であっても、希望する場合は利用可能)
共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、その他の日常生活上の援助を行います。	障害程度区分2以上の方
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害程度区分4以上(50歳以上の場合は3以上)の方

#### イ 見込量の推計方法

現利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで見込量を算出しました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

#### ウ 居住系サービスの見込み

区 分	単位/月	第2期計画期間実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 ・共同生活介護	人	131	141	144	217	222	226
施設入所支援	人	215	224	491	490	496	509

## エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を進めるため、国の補助制度などを活用して、新規の共同生活援助事業所（グループホーム）、共同生活介護事業所（ケアホーム）の新設を推進していきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます

## 4 相談支援

### ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	ア) 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者や、 イ) 障害児通所支援等を利用するすべての障がい児
地域移行支援 （平成24年 4月新設）	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出への支援・入居支援等を行います。	ア) 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者や、 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援 （平成24年 4月新設）	居宅における単身等の障がい者を対象とした、24時間の相談支援等を行います。	居宅において単身であるか、または家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない方

### イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、現在の障害福祉サービス利用者が3年間で段階的にすべて対象となるよう見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者数を考慮して見込みました。

## ウ 相談支援の見込み

区 分	単位/月	第2期計画期間実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	1	1	1	48	219	374
【新】地域移行支援	人	-	-	-	10	10	10
【新】地域定着支援	人	-	-	-	10	10	10

## エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が受けられるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実に努めていきます。

また、計画相談支援については、法改正により対象者の拡大が図られることから、利用者の大幅な増加が予測されるため、相談支援事業者やサービス提供事業所との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

## 5 障がい児支援について

障がい児を対象とした施設・事業は、これまで、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、改正自立支援法の施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化され、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されました。

「障害児通所支援」および「障害児入所支援」については、法律上は計画（障害福祉計画）策定の義務はないとされていますが、国の基本指針において、「都道府県及び市町村は、障害福祉計画の策定に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。」とされています。

本市では、現行の施設・事業所が円滑に新事業に移行できるよう、指導や助言を行っていくとともに、創設される障害児相談支援事業の充実に図り、幼児期から学童期にかけて身近な地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図っていきます。

ア 障害児通所支援の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）  手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	

障害児入所支援は都道府県が実施主体となります。

イ 障害児通所支援の見込み（参考）

上段：サービス量、下段：実人数

区分	単位/月	24年度	25年度	26年度
児童発達支援	人日	534	563	591
	人	112	118	124
医療型児童発達支援	人日	99	104	109
	人	20	21	22
放課後等デイサービス	人日	198	218	242
	人	59	65	72



### 3 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

#### 1 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(2) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(3) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者および要約筆記奉仕員を派遣します。
(4) 日常生活用具給付等事業	重度障がい児(者)に対し、日常生活上の便宜を図るため、下記用具の購入費用の助成を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい児(者)の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい児(者)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい児(者)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者児(者)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

事業名	事業内容
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい(者)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
居宅生活種加補助用具 (住宅改修費)	障がい(児)者の居宅生活種加等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(5) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(6) 地域種加支援センター	障がい者等を通わせ、創作的種加や生産種加の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。
(7) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い、在宅の重症心身障がい(児)者、知的障がい(児)者の地域生活を支援します。
(8) その他の事業	
福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい(児)を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。
社会参加促進事業	
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	障がい者スポーツの普及を図るための講習会を開催します。また、障がい者のスポーツ大会を開催します。
イ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報誌の点字版、音声版を発行します。
ウ 奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催します。
エ 自動車運転免許取得事業	障がい者が運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
オ 自動車改造助成事業	障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

2 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある人のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、第3期計画期間の事業量については、第2期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて今後の利用者数の伸び等を勘案して以下の通り見込んでいます。

事業名	第2期計画期間の実績			第3期計画期間の見込み			
	21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度	
<b>(1) 相談支援事業</b>							
障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	-	-	-	0か所	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0人	1人	1人	2人	2人	2人
<b>(3) コミュニケーション支援事業</b>							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	実利用者数	34人	36人	37人	40人	40人	40人
上段：手話通訳者 下段：要約筆記奉仕員		6人	9人	12人	12人	15人	15人
手話通訳者設置事業	実設置者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
<b>(4) 日常生活用具給付等事業</b>							
介護・訓練支援用具	給付件数	11件	21件	11件	35件	35件	35件
自立生活支援用具	給付件数	43件	51件	34件	45件	45件	45件
在宅療養等支援用具	給付件数	40件	48件	26件	30件	30件	30件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	51件	48件	39件	40件	40件	40件
排泄管理支援用具	給付件数	5,764件	5,997件	6,064件	6,131件	6,389件	6,697件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	13件	6件	4件	12件	12件	12件
(5) 移動支援事業	実利用者数	22人	31人	23人	16人	18人	20人
	延べ利用 時間数	2,194 時間	1,858 時間	1,005 時間	607 時間	682 時間	758 時間

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名		第2期計画期間の実績			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
(6) 地域活動支援センター 下段の数値は他市町村に所在する 地域活動支援センターの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	実利用者数	-	-	-	1か所	1か所	1か所
(7) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	185人	186人	147人	150人	150人	150人
(8) その他の事業							
福祉ホーム事業	実施箇所数	-	-	-	-	-	-
	実利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
訪問入浴サービス事業	実利用者数	4人	3人	3人	3人	3人	3人
日中一時支援事業							
ア 放課後支援型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	31人	33人	28人	32人	32人	32人
イ 短期入所型	実施箇所数	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	実利用者数	81人	98人	100人	105人	110人	115人
社会参加促進事業							
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 上段: スポーツ教室 下段: スポーツ大会	開催数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		1大会	1大会	1大会	1大会	1大会	1大会
	実参加者数	14人	16人	17人	20人	20人	20人
		59人	40人	44人	40人	40人	40人
イ 点字・声の広報等発行事業 上段: 点字広報 下段: 声の広報	対象者数	51人	51人	47人	50人	50人	50人
		84人	74人	75人	80人	80人	80人
ウ 奉仕員養成研修 上段: 手話奉仕員 下段: 要約筆記奉仕員	修了者数	23人	15人	15人	16人	17人	18人
		8人	4人	6人	7人	8人	9人
エ 自動車運転免許取得助成事業	助成件数	2件	6件	4件	4件	4件	4件
オ 自動車改造助成事業	助成件数	12件	5件	12件	9件	9件	9件

### 3 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 相談支援事業	
障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。
市町村相談支援機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(2) 成年後見制度利用支援事業	これまで、実績がほとんどないことから、制度の周知に努めるとともに、事業対象者の拡大について検討します。
(3) コミュニケーション支援事業	手話通訳者の設置については、現行の実施体制を維持していくとともに、奉仕員の質の向上と人員確保のため、養成研修の充実や活動しやすい環境の整備に努めます。
(4) 日常生活用具給付等事業	用具を必要とする方のニーズ等を適切に把握し対応するとともに、申請があった方に対して、円滑な給付に努めます。
(5) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(6) 地域活動支援センター	現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する秋田市出身の障がい者がいる場合、支援をしていきます。 本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
(7) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。
(8) その他の事業	
福祉ホーム事業	現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者がいる他市の福祉ホームに対して、運営費補助を継続していきます。 本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	年々利用者が増加していることを踏まえ、利用希望者が全員利用することができるよう事業所および実施場所の確保に努めます。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。
社会参加促進事業	それぞれの事業において、現在の実施体制を継続するとともに、利用者ニーズの把握に努め適切に対応していきます。 なお、視覚障がい者への有効な情報提供手段である音声コードの普及に努めます。

## 4 施設整備の推進に関すること

障がい者が日常生活や社会生活を営む上で必要な各種の福祉サービスは、各サービス種別に応じた施設や事業所により提供されています。障がい者を対象としたサービスの多様化や利用希望者の増加等により、地域での利用ニーズを概ね満たしているサービスもあれば、供給量が不足している又は不足が見込まれるサービスもあります。地域のニーズにあった計画的な施設や事業所の整備が求められています。

各種サービスを提供する施設や事業所の整備に当たっては、各種サービスのニーズと供給量の把握に努めながら、将来的な動向予測等を踏まえて、特定のサービスへの偏りの防止や地域間での立地バランスの確保、地域社会での共生等に留意するものとします。

また、民間事業者による独力での整備が見込まれるサービス種別のものについては、民間主体での整備を優先し、地域に必要とされながら民間単独での整備が難しいものについては、市が秋田市障がい福祉計画等に基づき、必要に応じて支援を行うことにより、計画的な施設や事業所の整備を図っていきます。

## 第4部

# 障がい福祉施策の展開（施策体系）

- 1 施策体系の目次
- 2 施策の展開
- 第1章 市民理解と権利擁護の促進
- 第2章 地域生活支援の充実
- 第3章 就労や社会参加の促進
- 第4章 サービス提供体制の整備
- 第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

# 1 施策体系の目次

## 第1章 市民理解と権利擁護の促進

### 第1節 情報共有と相互交流の促進

- 1 公共媒体等を活用した普及啓発活動
- 2 イベント等を活用した相互交流の促進

### 第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

- 1 成年後見制度等による権利擁護の推進
- 2 虐待防止対策の体制整備

## 第2章 地域生活支援の充実

### 第1節 相談支援の強化

- 1 相談支援体制の強化
- 2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備
- 3 地域自立支援協議会の機能強化

### 第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

- 1 障がい児の早期発見および支援の充実
- 2 障がい者への支援の充実
- 3 高齢障がい者への支援の充実
- 4 孤立死防止への対応強化

### 第3節 障がい特性に応じた支援の充実

- 1 身体障がい者への支援の充実
- 2 知的障がい者への支援の充実
- 3 精神障がい者への支援の充実
- 4 その他の障がい者への支援の充実

### 第4節 保健・医療との連携

- 1 健康診査・健康相談の促進
- 2 医療受診支援の強化
- 3 心の健康づくりの強化

## 第3章 就労や社会参加の促進

### 第1節 障がい者の働く場づくり

- 1 就労に向けた普及啓発活動の促進
- 2 就労の場の確保



- 第2節 就労支援体制の充実
  - 1 多様な就労ニーズへの対応
  - 2 職場実習等の開催
  - 3 就労支援の体制整備
- 第3節 スポーツ・文化・芸術活動への支援
  - 1 障がい者スポーツ活動への支援強化
  - 2 文化・芸術活動への支援強化
- 第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援
  - 1 自発的活動の推進
  - 2 社会的活動への支援強化

#### 第4章 サービス提供体制の整備

- 第1節 サービスの選択肢の拡大と質の向上
  - 1 障害福祉サービスの提供体制の整備
  - 2 地域生活支援事業の提供体制の整備
  - 3 サービスの質の向上を目指した管理指導體制の整備
- 第2節 人的支援の充実
  - 1 専門性を兼ね備えた人材の育成
  - 2 ボランティアの養成と活動支援体制の整備

#### 第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

- 第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進
  - 1 ユニバーサルデザインの普及促進
  - 2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進
  - 3 心のバリアフリーの推進
- 第2節 移動支援とコミュニケーション支援の充実
  - 1 移動支援の充実
  - 2 コミュニケーション支援の充実
- 第3節 冬期間の対応強化と安全確保
  - 1 雪寄せ支援の充実
  - 2 冬期間の移動の安全確保
- 第4節 災害対応の強化
  - 1 災害対策の推進
  - 2 災害時の避難支援体制の整備
  - 3 災害時のサービス提供体制の整備

## 2 施策の展開

第4部では、基本理念の実現に向けた本市における障がい者福祉の取組を示します。障がい者福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、その性質に着目し、5つの章と16の節、42の項目に区分し、各項目ごとに「現状と課題、施策の方向、取組の目標、市の主な取組・事業、他の主体による取組や事業例」を次の記述方法により、簡潔に示します。

また、記載の個々の取組や事業等は、平成24年度現在のものです。今後、プランの進行管理のため、定期的に検証と見直しを行うことから、事業等については内容が変わったり、新規事業が加わったりすることがあります。

### 【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記しています。

### 【施策の方向】

課題解決に向けた、本市における障がい者福祉施策の進むべき方向性について記しています。

### 【取組の目標】

上記で示した方向性にしたがって具体的な取組を進めていく上での目標とする指標や数値、新たに取り組む事業等を記しています。

### 【市の主な取組・事業】

現在、本市(市役所)が既に行っている主な取組や事業を記しています。また、再掲のものは太字で記しています。

個々の取組・事業の概要や予定実施期間等については、「第6部 参考資料」の「市の主な取組・事業の概要」に記しています。事業名の前に付いている番号が合致しています。

### 【他の主体による取組・事業例】

本市(市役所)以外の機関や企業・団体等が実施している障がい者福祉の向上に向けた取組や事業の例を記しています。

## 第1章 市民理解と権利擁護の促進

### 第1節 情報共有と相互交流の促進

#### 1 公共媒体等を活用した普及啓発活動

##### 【現状と課題】

障がいのある方に対する情報提供については、これまでも必要・有効と思われる情報を分かりやすく整理しつつ、各種媒体を用いて行われてきましたが、障がいの種別に応じた伝達手段を用いるなどの工夫を凝らして一層の充実を図り、必要な情報が正確かつ迅速に伝わるようにしていく必要があります。

また、障がいのない方に対しては、障がいに対する誤解や偏見をなくすため、様々な手法によって障がい者支援についての普及啓発を行っていく必要があります。

「第5章第2節 - 2 コミュニケーション支援の充実」を参照

##### 【施策の方向】

障がい者に対しては、関係する制度やサービスの利用方法などの有益な情報を、広報あきたやインターネットなどの公共媒体を活用して提供します。

視覚・聴覚障がい者に対しては、「声の広報」や「点字広報」の発行、音声コードの普及など、障がい特性に応じた分かりやすい情報の発信に努めます。

障がいのない方に対しては、公共媒体を活用して、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなどし、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。

様々なICT機器の活用による情報保障体制の強化について研究していきます。

##### 【取組の目標】

広報あきたへの障がい者福祉関連記事の掲載件数を増やします（23年度の実績で34件でしたが29年度では50件以上の掲載とします）。

「声の広報」や「点字広報」については、これまで年間24回発行しており、この発行回数を継続します。

秋田市ホームページには、常に最新の情報を掲載します。

##### 【市の主な取組・事業】

- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）
- 2 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）

- 5 声の広報の配布(広報広聴課)
- 6 点字広報の配布(障がい福祉課)
- 7 精神障がいについての正しい知識の普及(健康管理課)
- 8 福祉教育の推進(学校教育課)
- 9 選挙等における障がい者への配慮(選挙管理委員会事務局)
- 10 郵便等による不在者投票(選挙管理委員会事務局)

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・声の広報、点字の広報の発行(秋田県)
- ・障害者に関する正しい知識の普及啓発事業、視覚障害者に関する啓発・普及事業の実施(秋田県)
- ・福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のこころ～」の配布(秋田県)

## 2 イベント等を活用した相互交流の促進

#### 【現状と課題】

市民の間に広く障がいのある方の福祉についての理解と関心を深め、障がいのある方が参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある方が、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める必要があります。

また、子どもたちが、福祉施設での体験活動や障がいのある方との交流を通して、福祉の現状を理解するなど、障がい者福祉に対する理解と関心を深める福祉教育を進める必要があります。

#### 【施策の方向】

国が定めた障害者週間(12月3日から12月9日)にあわせた広報活動や本市独自の取組を進めていきます。

地域の福祉施設等を活用しながら、子どもたちが障がいのある方と積極的に関わろうとする意欲や態度を育む福祉教育の推進に努めます。

#### 【取組の目標】

障害者週間にあわせたイベントを実施します。

福祉教育の推進のため、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流を実施します。

#### 【市の主な取組・事業】

- 11 障がい者の職場実習の受け入れ(障がい福祉課)
- 12 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進(商工労働課)

- 13 障害者週間（障がい福祉課）
- 14 障がい者製作製品の周知促進（障がい福祉課）
- 15 小・中学校と障がい児（者）との交流（学校教育課）
- 16 男女共生社会の推進（市民協働・地域分権推進課）
- 8 福祉教育の推進（学校教育課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

## 第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

### 1 成年後見制度等による権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

財産の管理や契約の締結等の法律行為が困難な障がい者の増加が懸念されることから、成年後見制度が活用しやすくしていく必要があります。平成24年4月よりこの制度の利用を促進する事業が市町村必須事業となり、本市においても申立費用の助成や市長申立に関する要件緩和などの制度改正を行っています。

#### 【施策の方向】

成年後見制度が適切に利用されるようにするため利用方法等の周知に努めます。秋田市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業など、関連事業の周知を図るとともに、成年後見人の養成など、人的支援の仕組みづくりに努めます。

#### 【取組の目標】

成年後見制度や関連する事業についてホームページへの掲載やパンフレットの配布による広報活動を年1回以上行います。  
市長申立が必要なケースについては速やかに対応します。

#### 【市の主な取組・事業】

- 17 地域福祉権利擁護事業（福祉総務課）
- 18 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）
- 19 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・成年後見制度に関する相談（日本司法支援センター（法テラス））
- ・同上（秋田弁護士会）、（秋田司法書士会）、（秋田県社会福祉士会）

## 2 虐待防止対策の体制整備

### 【現状と課題】

障がい者虐待は、障がいのある方の尊厳を冒すものであり、あってはならないことです。障がいのある方への虐待を防止していく必要があります。

平成24年10月1日から施行された障害者虐待防止法では、障がい者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある方の保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うこととされており、的確に対応していく必要があります。

### 【施策の方向】

障害者虐待防止法の施行に伴い設置した「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう対応体制の整備等を進めていきます。

複雑に絡み合う障がい者虐待事案に効果的に対応できるようにするため、相談支援事業者等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

### 【取組の目標】

障がい者虐待通報に対して迅速かつ効率的に対応できる秋田市障がい者虐待防止センター通報受付体制を整備します。

障がい者虐待防止のための有効な手段の一つである「成年後見等の制度」が掲載されたパンフレットを作成し、障がい福祉関係の全事業所に配布します。

民生委員・児童委員を対象とする研修や地区社会福祉協議会が開催する研修会等で障がい者虐待に関する制度の説明を行います。

### 【市の主な取組・事業】

- 20 障がい者虐待防止センター事業(障がい福祉課)
- (高齢者虐待防止対策(長寿福祉課))
- (児童虐待防止対策(子ども未来センター))

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・高齢者虐待防止対策(秋田市各地域包括支援センター)
- ・児童虐待防止対策(秋田県中央児童相談所)
- ・DV防止対策(秋田県生活環境部男女共同参画課)
- ・同上(配偶者暴力相談支援センター)

## 第2章 地域生活支援の充実

### 第1節 相談支援の強化

#### 1 相談支援体制の強化

##### 【現状と課題】

障がい福祉のサービスについての相談は、市や市が委託している相談支援事業者（身体・知的・精神ごとに1か所）が主に行っています。委託相談支援事業者には、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識や技術を持った方が常勤で配置されており、様々な障がい福祉のサービスについての情報提供をはじめ、利用相談や関係機関との調整、障害福祉サービス利用時の代行業務などを行っています。

相談支援を行うにあたっては、福祉サービスに関する広範な知識や情報が必要となるとともに、関係する部署や機関、事業者間での十分な連携が必要です。

また、障害福祉サービスを利用する際には、指定特定相談支援事業者の作成したサービス利用計画が必要になっていきますし、地域移行に向けた動きが活発化しており、そのための体制整備の必要があります。

頻繁な情報交換と確実な情報共有が

##### 【施策の方向】

障がいのある方やその介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待防止のための関係機関との調整などを的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。

障がいのある方の誰もが平等なサービスを受けることができるように、指定特定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

##### 【取組の目標】

相談支援等事業や成年後見制度利用支援事業、障がい者虐待防止に関する業務等を包括的に行うことのできる基幹相談支援センターを平成29年度までに設置します。

計画期間内にすべてのサービス利用者のサービス等利用計画が作成され、適正に運用していけるような指定特定相談支援事業者の体制を整備します。

##### 【市の主な取組・事業】

21 相談支援等事業（障がい福祉課）

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・秋田県相談支援アドバイザーの設置・派遣(秋田県)

## 2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備

**【現状と課題】**

地域包括支援センターや民生委員・児童委員などの各相談機関は、障がいのある方やその保護者からの多様化・複雑化する相談に適切に対応していく必要があります。

**【施策の方向】**

地域包括支援センターの増設と増設までの体制を充実するとともに、民生委員・児童委員などの活動を支援し、連携を図ることで、障がいのある方の福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

**【取組の目標】**

ピアカウンセリングの質的向上を図るため、障がい者相談員を対象とした研修を年1回以上行います。

地域住民の身近な相談支援者である民生委員・児童委員を対象に、相談支援窓口の充実を図るための研修を年1回以上開催します。

**【市の主な取組・事業】**

- 22 民生委員活動推進事業(福祉総務課)
- 23 ふれあいのまちづくり事業(福祉総務課)
- 24 障害者相談員の設置(障がい福祉課)
- 25 子ども未来センター相談事業(子ども未来センター)
- 26 消費生活相談事業(市民相談センター)
- 17 地域福祉権利擁護事業(福祉総務課)【再掲】
- 19 地域包括支援センター運営事業(長寿福祉課)【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・難病相談・支援センター運営事業の推進(秋田県)
- ・発達障害者支援センターの設置(秋田県)
- ・高次脳機能障害相談支援事業の実施(秋田県)

## 3 地域自立支援協議会の機能強化



**【現状と課題】**

地域における障がいのある方の支援体制については、相談支援事業者だけでは解決できない問題もあることから、福祉、医療、教育、雇用などの関係機関が連携し、協議を行う場として秋田市地域自立支援協議会を設置しています。

また、秋田市地域自立支援協議会においては、委託相談支援事業者の運営評価として、毎年の業務報告と年間計画の内容についての協議も行っています。

**【施策の方向】**

障がい福祉に関するさまざまな課題に柔軟に対応していくため、地域の多様な主体が参加し、情報共有・相談・新たな取組・社会資源の開発ができる場に拡大するなど、地域自立支援協議会の機能強化を図ります。

**【取組の目標】**

地域自立支援協議会において、個別・緊急な地域課題に今まで以上に柔軟に対応できるような仕組みを作ります。

地域自立支援協議会と地域の関係機関との情報共有が今まで以上に円滑に進むよう、インターネット等を活用した情報共有システムを立ち上げます。

**【市の主な取組・事業】**

27 地域自立支援協議会（障がい福祉課）

**【他の主体による取組・事業例】**

・秋田県地域自立支援協議会の設置・運営（秋田県）

<b>第2節 ライフステージに合わせた支援の充実</b>
------------------------------

**1 障がい児の早期発見および支援の充実****【現状と課題】**

子どもの障がいの複雑化や保護者の生活様式の多様化などの現状を踏まえ、障がい児一人ひとりの実情に応じた支援の必要があります。

また、放課後や長期休みにおける居場所の確保等を行うことにより、障がい児の生活の充実や保護者の就労を支援することも大切となります。

発達障がい等精神行動発達面の問題については、幼児期における早期発見および福祉、保健、医療、教育等関係機関の連携による継続的な支援が必要となります。

### 【施策の方向】

障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。

将来の障がい児の自立や社会参加に向けて、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。

障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。

### 【取組の目標】

秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。

第3期秋田市障がい福祉計画(平成24年度～26年度)

第4期秋田市障がい福祉計画(平成27年度～29年度:予定)

数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

障がい児やその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における支援機能の充実を図るほか、障がい児やその保護者が気軽に利用できる場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行います。

### 【市の主な取組・事業】

- 28 私立保育所障がい児保育事業(子ども育成課)
- 29 幼稚園における特別支援教育の充実(子ども育成課)
- 30 就学時健康診断(学事課)
- 31 特別支援教育就学奨励費(学事課)
- 32 小・中学校における特別支援教育の充実(学校教育課)
- 33 就学相談(学校教育課)
- 34 心身障がい児就学指導委員会の開催(学校教育課)
- 35 放課後支援事業(地域生活支援事業)(障がい福祉課)
- 36 放課後児童健全育成事業(子ども育成課)
- 37 乳幼児健康診査事業(子ども健康課)
- 38 経過観察クリニック(子ども健康課)
- 39 養育指導教室(子ども健康課)
- 40 疾病や障がいのある子どもまたは保護者に対する健康相談(子ども健康課)
- 41 育成医療給付事業(障がい福祉課)
- 42 未熟児養育医療給付事業(子ども健康課)
- 43 小児慢性特定疾患治療研究事業(子ども健康課)
- 44 身体障がい児(者)補装具給付等事業(障がい福祉課)
- 45 難聴児補聴器購入費助成事業(障がい福祉課)

- 46 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）
- 47 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）
- 48 障がい児通所支援（障がい福祉課）
- 49 日中一時支援事業短期入所型（障がい福祉課）
- 50 児童扶養手当の支給（子ども総務課）
- 51 教育相談事業（学校教育課）
- 15 小・中学校と障がい児（者）との交流（学校教育課）【再掲】
- 25 子ども未来センター相談事業（子ども未来センター）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・特別支援教育就学奨励費（県立の特別支援学校）
- ・「秋田県特別支援教育総合整備計画」に基づく特別支援教育の推進（秋田県）
- ・「あきた総合支援エリア」による、教育と医療・福祉が連携した総合的な障害児者支援の充実（秋田県）
- ・保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における校内支援体制の整備（秋田県）
- ・特別支援学校等外部機関と連携した総合的な支援体制の構築（秋田県）
- ・障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との計画的・組織的な交流及び共同学習の推進（秋田県）
- ・専門的な外部人材を活用した特別支援学校高等部生徒の就業促進（秋田県）
- ・重症心身障害児（者）通園事業の実施（秋田県）
- ・すこやか療育支援事業の実施（秋田県）
- ・難聴児補聴器購入費助成事業の実施（秋田県）
- ・発達障害者支援センターの設置（秋田県）【再掲】

## 2 障がい者への支援の充実

### 【現状と課題】

障がいのある方が自立した生活を営むために、国、地方自治体、地域におけるさまざまな支援体制づくりが必要となります。

障がいのある方は、心身の状態により、食事、排泄、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、その生活を支えている中には、高齢化などさまざまな困難を抱える家族もあることから、地域全体で障がいのある方や家族を支援する体制の充実が課題になっています。

### 【施策の方向】

秋田市と関係機関や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのある方の生活を支えることができる体制の充実に努めます。

障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

### 【取組の目標】

秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。

第3期秋田市障がい福祉計画(平成24年度～26年度)

第4期秋田市障がい福祉計画(平成27年度～29年度:予定)

数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

### 【市の主な取組・事業】

障害福祉サービスの提供

60 居宅介護(ホームヘルパー)(障がい福祉課)

61 同行援護(障がい福祉課)

63 重度訪問介護(障がい福祉課)

65 生活介護(障がい福祉課)

64 短期入所(ショートステイ)(障がい福祉課)

66 療養介護・療養介護医療(障がい福祉課)

訓練等給付の提供

52 就労移行支援(障がい福祉課)

53 就労継続支援A型・B型(障がい福祉課)

67 自立訓練(機能訓練・生活訓練)(障がい福祉課)

自立支援医療の提供

58 更生医療給付事業(障がい福祉課)

地域生活支援事業の提供

54 地域活動支援センター事業(障がい福祉課)

59 訪問入浴サービス(障がい福祉課)

62 移動支援事業(障がい福祉課)

49 日中一時支援事業短期入所型(障がい福祉課)【再掲】

その他のサービスの提供

55 知的障害者就労環境支援事業(障がい福祉課)

56 精神障がい者社会適応訓練事業(健康管理課)

57 障がい者スポーツ大会・教室開催事業(障がい福祉課)

68 救急救命体制の充実(消防本部救急課)

44 身体障がい児(者)補装具給付等事業(障がい福祉課)【再掲】

46 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業(障がい福祉課)【再掲】

47 人工内耳体外部装置購入費助成事業(障がい福祉課)【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

・ふれあいさんの派遣(秋田市社会福祉協議会)

- ・移送車の貸出（秋田市社会福祉協議会）

### 3 高齢障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

超高齢社会の到来により、本市の全障がい者における高齢者の占める割合も着実に大きくなってきています。加齢に伴う日常的な支援を必要とする人も含め、支援を必要とする人は今後も増大していくものと考えられ、介護保険制度との連携も含めたサービス提供体制を整備していく必要があります。

#### 【施策の方向】

地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療など様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。

進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。

高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

#### 【取組の目標】

秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。

第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）

第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）

数値は「第3部サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

#### 【市の主な取組・事業】

- 69 介護保険のリハビリテーション（介護保険課）
- 70 介護保険の訪問看護（介護保険課）
- 71 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）
- 19 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）【再掲】
- 44 身体障がい児（者）補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 46 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 47 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課【再掲】）
- 59 訪問入浴サービス（障がい福祉課）【再掲】
- 68 救急救命体制の充実（消防本部救急課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・安心探知機設置への補助(秋田市社会福祉協議会)
- ・ふれあいさんの派遣(秋田市社会福祉協議会)【再掲】
- ・移送車の貸出(秋田市社会福祉協議会)【再掲】

#### 4 孤立死防止への対応強化

##### 【現状と課題】

核家族の増加、近隣との人間関係の希薄化などにより、孤立死の増加が懸念されています。孤立死は、すべての市民にとって全く無縁のことではありませんが、特に日常生活において支援を必要とし、孤立しがちな障がいのある方にとっては、そのリスクが高く対応策を講じていく必要があります。

##### 【施策の方向】

一人暮らし等の障がいのある方が地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、地域ぐるみの見守りと支援を行います。

障がいのある方の孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

##### 【取組の目標】

一人暮らし等の障がいのある方に対し、関係機関や地域住民等の連携により、月1回以上の声かけ活動や安否確認を行います。

##### 【市の主な取組・事業】

- 72 地域福祉計画推進事業(福祉総務課)
- 73 緊急通報システム事業(長寿福祉課)
- 74 ふれあいのまちづくり事業(見守りネットワーク事業)(福祉総務課)
- 22 民生委員活動推進事業(福祉総務課)【再掲】
- 68 救急救命体制の充実(消防本部救急課)【再掲】
- 71 救急キットの普及(福祉総務課)【再掲】

##### 【他の主体による取組・事業例】

- ・安心探知機設置への補助(秋田市社会福祉協議会)【再掲】

<b>第3節 障がい特性に応じた支援の充実</b>
---------------------------

## 1 身体障がい者への支援の充実

### 【現状と課題】

身体障がいには、肢体不自由や内臓疾患など様々な種類があり、それぞれ異なった内容の支援が必要になります。

また、加齢によるものも含め身体障がい者の数は増加し、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化も進展していることなどもあり、これまで以上に支援体制の充実が必要です。

### 【施策の方向】

地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じた必要な支援を行います。

国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

### 【取組の目標】

身体障がい者が、それぞれの特性に応じた必要とされるサービスを適切に使えるよう支援します。

### 【市の主な取組・事業】

視覚障がい者支援関係

78 音声コードの普及（障がい福祉課）

79 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明徳館）

5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】

6 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】

46 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

聴覚障がい者支援関連

75 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）

76 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）

77 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障がい福祉課）

90 119番FAX通報（消防本部指令課）

45 難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

47 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

住まいの確保の支援関係

87 共同生活介護（ケアホーム）（障がい福祉課）

88 共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉課）

89 施設入所支援（障がい福祉課）

日中の活動・就労の支援関係

- 65 生活介護(障がい福祉課)【再掲】
- 67 自立訓練(機能訓練・生活訓練)(障がい福祉課)【再掲】  
在宅生活への支援関係
- 60 居宅介護(ホームヘルパー)(障がい福祉課)【再掲】
- 63 重度訪問介護(障がい福祉課)【再掲】
- 64 短期入所(ショートステイ)(障がい福祉課)【再掲】  
外出への支援関係
- 61 同行援護(障がい福祉課)【再掲】
- 62 移動支援事業(障がい福祉課)【再掲】  
経済的な支援関係
- 83 特別障害者手当の支給(障がい福祉課)
- 84 障害児福祉手当の支給(障がい福祉課)
- 85 特別児童扶養手当の支給(障がい福祉課)
- 86 心身障害者扶養共済掛金給付事業(障がい福祉課)  
身体障がい者へのその他の支援関係
- 80 障がい者関係団体等への支援(障がい福祉課)
- 81 身体障害者手帳の交付(障がい福祉課)
- 82 日常生活用具の給付(障がい福祉課)
- 34 心身障がい児就学指導委員会の開催(学校教育課)【再掲】
- 44 身体障がい児(者)補装具給付等事業(障がい福祉課)【再掲】
- 66 療養介護・療養介護医療(障がい福祉課)【再掲】
- 73 緊急通報システム事業(長寿福祉課)【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・点字郵便物の料金制度(郵便事業株式会社)
- ・NHK放送受信料の免除(NHK)
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付(警察署)
- ・盲青年社会生活教室事業(秋田県)
- ・盲婦人家庭生活訓練事業の推進(秋田県)
- ・中途失明者緊急生活訓練事業の推進(秋田県)
- ・オストメイト社会適応訓練事業の推進(秋田県)

## 2 知的障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

知的障がい者の数はわずかずつの増加ですが、障がいの重度化については明らかに進展しています。

加えて、障がいのある方自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」の課題など様々



な課題について十分な検討を行い、必要な施策を進める必要があります。

### 【施策の方向】

地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じた必要な支援を行います。

国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

### 【取組の目標】

知的障がい者が、安心して日々の生活を送ることができるよう、グループホームやケアホーム等の住まいの場の整備を促進します。

「親亡き後」の課題に対処できるよう、必要な施策の調査・研究を進めます。

### 【市の主な取組・事業】

住まいの確保の支援関係

87 共同生活介護（ケアホーム）（障がい福祉課）【再掲】

88 共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】

89 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】

日中の活動・就労の支援関係

55 知的障害者就労環境支援事業（障がい福祉課）【再掲】

65 生活介護（障がい福祉課）【再掲】

67 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】

在宅生活への支援関係

60 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】

63 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】

64 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】

外出への支援関係

61 同行援護（障がい福祉課）【再掲】

62 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

経済的な支援関係

84 障害児福祉手当の支給（障がい福祉課）【再掲】

85 特別児童扶養手当の支給（障がい福祉課）【再掲】

86 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】

その他の支援関係

91 療育手帳の交付（障がい福祉課）

66 療養介護・療養介護医療（障がい福祉課）【再掲】

80 障がい者関係団体等への支援（障がい福祉課）【再掲】

82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】

90 119番FAX通報（消防本部指令課）【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催(秋田県)
- ・NHK放送受信料の免除(NHK)【再掲】

### 3 精神障がい者への支援の充実

**【現状と課題】**

社会・経済情勢の変容等にもあわせて、精神障がい者の数は増加の一途をたどり、障がいも複雑化・多様化しています。

高次脳機能障害も含め、精神障がいにおいては、障害の程度が一見して捉えにくかったり、状態がその時々で変化したりすることから、個々の状況を見極めた、きめ細かな対応が求められます。

また、個人の尊厳の尊重、自殺防止など様々な課題について十分な検討を行い、必要な施策を行う必要があります。

**【施策の方向】**

地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携をとりながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。

国の施策や社会情勢等も注視しながら、必要な支援を適切に行います。

**【取組の目標】**

精神障がい者の地域移行や地域定着を進める施策を実施します。

**【市の主な取組・事業】**

住まいの確保の支援関係

87 共同生活介護(ケアホーム)(障がい福祉課)【再掲】

88 共同生活援助(グループホーム)(障がい福祉課)【再掲】

89 施設入所支援(障がい福祉課)【再掲】

日中の活動・就労の支援関係

56 精神障がい者社会適応訓練事業(健康管理課)【再掲】

65 生活介護(障がい福祉課)【再掲】

67 自立訓練(機能訓練・生活訓練)(障がい福祉課)【再掲】

在宅生活への支援関係

60 居宅介護(ホームヘルパー)(障がい福祉課)【再掲】

63 重度訪問介護(障がい福祉課)【再掲】

**64 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】**

外出への支援関係

92 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）

**61 同行援護（障がい福祉課）【再掲】**

**62 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】**

経済的な支援関係

**86 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】**

その他の支援関係

93 心の健康相談（健康管理課）

94 自立支援医療（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）

95 精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付（健康管理課）

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・精神課救急医療体制整備事業の実施（秋田県）
- ・高次脳機能障害支援普及事業の実施（秋田県）
- ・NHK放送受信料の免除（NHK）【再掲】
- ・高次脳機能障害相談支援事業の実施（秋田県）【再掲】

## 4 その他の障がい者への支援の充実

**【現状と課題】**

障害者基本法等の改正により、発達障がいや難病等についても障がいとされるなど障がいの概念が大幅に見直しされたことから、新たなニーズに対する対応等が必要となります。

**【施策の方向】**

国の施策や社会情勢等を注視しながら、制度の谷間で見逃される人がいないよう、各関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性や実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

**【取組の目標】**

難病患者等の安定した療養生活の確保のため適切な支援を行います。

**【市の主な取組・事業】**

- 96 難病患者等ホームヘルプサービス事業（健康管理課）
- 97 難病患者等日常生活用具給付事業（健康管理課）
- 98 医療相談事業（健康管理課）

- 99 訪問相談事業(健康管理課)
- 100 特定疾患治療研究事業申請受付(健康管理課)
- 101 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請受付(健康管理課)

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・難病に関する相談・支援(秋田県難病相談・支援センター)
- ・難病患者支援ネットワーク事業(秋田県)
- ・特定疾患治療研究事業の実施(秋田県)
- ・難病相談・支援センター運営事業の推進(秋田県)【再掲】

## 第4節 保健・医療との連携

---

### 1 健康診査・健康相談の促進

#### 【現状と課題】

食生活やライフスタイルの変化に伴い、障がいのある方からも生活習慣病など様々な健康相談が増えており、健康に関する知識の普及啓発および疾病や障がいのある児童等および保護者に対する健康相談に努める必要があります。

発達障がい等精神行動発達面の問題については、幼児期における早期発見および福祉、保健、医療、教育等関係機関の連携による継続的な支援が必要となります。

#### 【施策の方向】

疾病や障がいのある児童等および保護者に対しては、主治医との連携のもと、健康管理に役立つ指導や助言を行います。

乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。

#### 【取組の目標】

精神行動発達面の問題を早期に発見できるよう、乳幼児健康診査および事後指導事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を促します。

#### 【市の主な取組・事業】

- 102 一般健康相談(保健予防課)
- 37 乳幼児健康診査事業(子ども健康課)【再掲】
- 38 経過観察クリニック(子ども健康課)【再掲】
- 39 養育指導教室(子ども健康課)【再掲】

## 40 疾病や障がいのある子どもまたは保護者に対する健康相談（子ども健康課） 【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・先天性代謝異常検査事業の実施及び新生児聴覚検査事業の普及啓発（秋田県）
- ・1歳6か月健康診査、3歳児健康診査の推進（秋田県）
- ・未熟児訪問指導の推進（秋田県）
- ・母子健康づくり支援者育成研修会の開催（秋田県）

## 2 医療受診支援の強化

### 【現状と課題】

自立支援医療には、障がいの種別ごとに、更生医療・育成医療・精神通院の三つの医療制度があり、対象となる疾患や年齢、指定医療機関等が異なります。

福祉医療費給付事業としては、重度心身障がい児（者）や高齢身体障がい者を受給対象者としており、医療費の自己負担分を助成しています。

福祉医療費給付事業に関しては、高齢化の進展や医療の高度化などにより受給者数や事業費が年々増加傾向にあるなか、医療費の自己負担割合が引き上げられることが予想されており、将来における財源の確保や制度維持の方向性を確立していく必要があります。

難病患者等に関しても、医療の進歩や高齢化などが要因となり、特定疾患医療受給者数が年々増加しています。

### 【施策の方向】

それぞれの制度において、対象となる方が適正な医療を受けられるよう、広報等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。

福祉医療費給付事業に関しては、受給対象者への迅速かつ適切な助成を進めるとともに、将来に向け、財源確保に努めます。

### 【取組の目標】

障がいのある方の生活の安定を図るため、医療費助成の施策を継続します。

### 【市の主な取組・事業】

- 103 福祉医療費給付事業（障がい福祉課）
- 104 インフルエンザ定期予防接種費用の助成（健康管理課）
- 41 育成医療給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- 42 未熟児養育医療給付事業（子ども健康課）【再掲】

- 43 小児慢性特定疾患治療研究事業(子ども健康課)【再掲】
- 58 更生医療給付事業(障がい福祉課)【再掲】
- 94 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請の受付(健康管理課)【再掲】
- 100 特定疾患治療研究事業(健康管理課)【再掲】
- 101 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業(健康管理課)【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・訪問歯科診療(秋田市歯科医師会)
- ・福祉医療費等助成事業の実施(秋田県)
- ・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付(秋田県)

### 3 心の健康づくりの強化

**【現状と課題】**

社会の複雑化に伴い、思春期からの引きこもり、うつ病患者の増加が社会問題化しており、その背景にある要因の把握に努めながら、関係機関と連携した個別の対応が求められます。

**【施策の方向】**

悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、自らの解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

**【取組の目標】**

こころの健康についての正しい知識の普及を進めるとともに、関係機関が連携し、相談に対するきめ細かな対応を継続します。

**【市の主な取組・事業】**

- 93 心の健康相談(健康管理課)【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第3章 就労や社会参加の促進

### 第1節 障がい者の働く場づくり

#### 1 就労に向けた普及啓発活動の促進

##### 【現状と課題】

障がいのある方がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、就労による自立を進めることが重要となります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのある方の割合が法定雇用率以上になるように義務づけています。しかし、現在のハローワーク秋田管内では、障がい者の法定雇用率を達成できていません。法定雇用率を達成できるよう、関係機関と連携しながら事業主に対する理解促進の取り組みを進めていく必要があります。

また、障がいのある方が製作した製品等については、公共施設での展示や市が主催する各種イベントでの販売を行うなどの支援をする必要があります。

##### 【施策の方向】

障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、関係機関が実施する企業に対する障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。

より多くの市民が障がいのある方が製作した製品に触れることができる機会を設けるとともに、市民の理解や関心を深めるため、さまざまな媒体を活用した広報活動によって、普及啓発を行います。

##### 【取組の目標】

障害者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、市が行う物品等の調達において、障害者就労施設等から優先的に発注していきます。

広報あきたやインターネット等を活用し、市民全体に対し、障がいのある方の就労に関する情報を発信します。

##### 【市の主な取組・事業】

- 105 企業に対する障がい者雇用の理解促進（商工労働課）
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

## 14 障がい者製作製品の周知促進(障がい福祉課)【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者雇用優良事業所表彰等を通じた障害者雇用への理解と関心の促進(秋田県)

## 2 就労の場の確保

### 【現状と課題】

障がいのある方の社会的・経済的な自立を促進するため、働く意欲のある障がいのある方に対して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、在宅の障がいのある方の社会参加を進めていくためには、障がいのある方が創作的活動や生産活動を行うことのできる機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図る必要があります。

### 【施策の方向】

障がいのある方に対する創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。

在宅の障がいのある方の創作的活動や生産活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのある方の雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の取り組みを行います。

障害者就労支援施設の工賃水準向上や販路拡大を図るための体制を整備します。

障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労相談機関が行う就労支援活動の支援に努めます。

### 【取組の目標】

障がいのある方の割合が法定雇用率以上になるように市役所において計画的に雇用します。

工賃水準向上につながるための支援を行うため、障害者就労支援施設や地域活動支援センターで製作した製品等を公共施設等で販売できるような仕組みを作ります。

### 【市の主な取組・事業】

- 106 障がい者の就労のための支援(障がい福祉課)
- 12 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進(商工労働課)【再掲】
- 52 就労移行支援(障がい福祉課)【再掲】
- 53 就労継続支援A型・B型(障がい福祉課)【再掲】
- 54 地域活動支援センター事業(障がい福祉課)【再掲】
- 105 企業に対する障がい者雇用の理解促進(商工労働課)【再掲】



## 【他の主体による取組・事業例】

- ・ 障害者雇用サポートセンターの設置による地域拠点の整備（秋田県）

<b>第2節 就労支援体制の充実</b>
----------------------

## 1 多様な就労ニーズへの対応

## 【現状と課題】

障がいのある方にとっては、「働く場所が見つからない」「働くことが不安」といったケース、また、休職、退職をして段階的に仕事を再開する手助けが求められる場合もあり、それぞれが必要とする支援が異なります。

各相談機関と連携を図りながら、障がい種別やその状況に応じて、適切な支援機関を紹介するとともに、障がいのある方にとって実りのある対応をする必要があります。

## 【施策の方向】

障がいのある方に対して、就労に関する各相談機関を分かりやすく紹介するとともに、各相談機関の情報は、ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり、広報あきた等を通じて分かりやすく発信します。

## 【取組の目標】

障がいのある方の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がいのある方のニーズを踏まえ、短時間労働にも対応した障がいのある方の雇用機会の拡大を図ります。

## 【市の主な取組・事業】

- 2 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 52 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 53 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 106 障がい者の就労のための支援（障がい福祉課）【再掲】

## 【他の主体による取組・事業例】

- ・ 就職や採用についての職業相談（ハローワーク秋田）

- ・ジョブコーチ支援事業(秋田障害者職業センター)
- ・職業準備支援(秋田障害者職業センター)
- ・精神性疾患を有する休職者を対象とした職場復帰支援(秋田障害者職業センター)
- ・障がい者の就業およびそれに伴う生活に関する相談・助言(障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」)
- ・職業準備訓練の紹介(障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」)

## 2 職場実習等の開催

### 【現状と課題】

障害福祉サービスにおいては、「就労移行支援」「就労継続支援」等のサービスを行っていますが、就労移行支援の実施にあたっては、職場実習の場の不足が課題となっており、公共施設等における実習や民間企業の理解を進める必要があります。

### 【施策の方向】

障がいのある方の就労のきっかけとなる職場実習の機会を増やします。  
一般就労へのきっかけづくりとして、特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設等での職場実習の受け入れを行います。  
職場実習の様子などをホームページや広報あきた等で紹介し、民間企業等における実習を促進します。  
障害者就業・生活支援センターが、民間企業の協力のもと職場実習を実施する際に受入事業所の募集のPRに協力することで、職場実習の受入事業所の拡大を図ります。

### 【取組の目標】

障がいのある方の職場実習を市役所において率先して受け入れます。  
民間企業における職場実習の開催が拡大されるよう、職場実習の受け入れに向けた理解の啓発を進めます。

### 【市の主な取組・事業】

- 3 インターネット等による情報提供(障がい福祉課)【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載(障がい福祉課)【再掲】
- 11 障がい者の職場実習の受け入れ(障がい福祉課)【再掲】
- 12 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進(商工労働課)【再掲】
- 106 障がい者の就労のための支援(障がい福祉課)【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・民間教育訓練期間や事業主等を活用した多様な職業訓練機会の提供（秋田県）
- ・就労支援機関や福祉、教育等の関係機関との連携による職業訓練受講の促進（秋田県）

### 3 就労支援の体制整備

#### 【現状と課題】

障がいのある方の多様な就労ニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、各相談機関と連携して、就労支援体制の充実を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

希望者が就労移行支援や就労継続支援を適切に受けられることができるよう努めるとともに、職親制度の実施に向け検討を進めます。

#### 【取組の目標】

障がいのある方の経済的自立に向けて、一般就労を進める取組を支援します。  
障害者就労支援施設における安定的な作業を確保するなど、福祉的就労の工賃引き上げに向けた取組を支援します。

#### 【市の主な取組・事業】

- 52 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 53 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 55 知的障害者就労環境支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 56 精神障がい者社会適応訓練事業（健康管理課）【再掲】
- 106 障がい者の就労のための支援（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・職場適応訓練制度の活用による雇用の促進（秋田県）
- ・雇用労働アドバイザーによる国の助成金などの各種支援制度の周知による雇用の促進（秋田県）
- ・障害者技能大会を通じた職業的自立の促進（秋田県）

### 第3節 スポーツ・文化・芸術活動への支援

#### 1 障がい者スポーツ活動への支援強化

##### 【現状と課題】

年齢や体力に応じて、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツを中心としたスポーツ教室等を開催し、市民の健康づくりと運動の機会の提供に努めていますが、障がいのある方の参加は少なく、今後、障がいのある方にも参加してもらえるような内容を検討する必要があります。

また、スポーツ施設の新設・改修時には、障がいのある方も安全に利用できるよう、施設の整備を推進していく必要があります。

##### 【施策の方向】

障がいのある方がスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。

より多くの障がいのある方が、安心してスポーツに取り組めるような環境整備や施設整備を行います。

##### 【取組の目標】

国、県等で開催される障がい者スポーツ大会等への選手の派遣や各種スポーツ大会の開催を支援します。

##### 【市の主な取組・事業】

- 107 障がい者スポーツ大会・教室開催事業(障がい福祉課)
- 108 市民スポーツの振興(スポーツ振興課)

##### 【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者スポーツ推進員設置事業(秋田県)
- ・障害者スポーツ指導員養成事業(秋田県)
- ・障害者スポーツ教室開催事業(秋田県)
- ・障害者スポーツふれあい交流事業(秋田県)
- ・秋田県障害者スポーツ大会開催事業(秋田県)
- ・全国障害者スポーツ大会派遣事業(秋田県)
- ・障害者のための軽スポーツレクリエーション大会の開催(秋田県)
- ・車いす使用者のためのレクリエーションの開催(秋田県)
- ・障害者スポーツ特別推進事業の実施(秋田県)
- ・障がい者スポーツを楽しむ日(秋田県障害者スポーツ協会)

- ・ 体育施設利用料金の割引（秋田県立総合プール・秋田県立スケート場）
- ・ 知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）【再掲】

## 2 文化・芸術活動への支援強化

### 【現状と課題】

障がいのある方の文化・芸術活動へのニーズや、さまざまな課題に応える支援の強化を図る必要があります。

### 【施策の方向】

障がいのある方の文化・芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。

### 【取組の目標】

障がいのある方が製作した文化作品の展示会等の開催を支援します。

### 【市の主な取組・事業】

- 79 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明徳館）【再掲】
- 109 学習機会の充実（生涯学習室）

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・ 心いきいき芸術文化祭の開催（秋田県）

## 第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

### 1 自発的活動の推進

#### 【現状と課題】

障がいのある方一人ひとりが、個性や能力、経験を生かして生きがいのある充実した生活を送るためには、自発的に、そして主体的に活動していくことが大切であり、そうした活動を支援していく必要があります。

#### 【施策の方向】

障がいのある方同士が、互いに支え合うセルフヘルプグループや、同じ障がいのある方同士が集まり、お互いの苦しさや辛さを励まし合うピアカウンセリングなどの

取組を推進するなどし、自発的な活動に向けて、より一層の支援に努めます。

**【取組の目標】**

障がいのある方自らがボランティア活動や相談援助活動に積極的に参加できるよう支援します。

**【市の主な取組・事業】**

- 21 相談支援等事業(障がい福祉課)【再掲】
- 54 地域活動支援センター事業(障がい福祉課)【再掲】
- 79 視覚障がい者への図書館サービスの充実(中央図書館明德館)【再掲】
- 109 学習機会の充実(生涯学習室)【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 社会的活動への支援強化

**【現状と課題】**

障がいのある方の自立と社会参加を促進するには、障がいのある方やその家族が自立性や積極性を持ち、自ら地域に働きかけて社会的な活動に取り組んでいくことが重要となります。

**【施策の方向】**

障がいのある方の自立を目指し、社会との交流機会を提供するとともに、関係機関との連携のもと、相談体制やボランティア体制の充実などを通じて、障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援します。

各種行事や奉仕活動を行っている障がい者団体等が行う事業に対しての支援を行うことで、障がいのある方の自立と社会参加を促進します。

**【取組の目標】**

障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。

市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援することで、障がいのある方の社会参加の機会と交流の場を確保します。

**【市の主な取組・事業】**

- 54 地域活動支援センター事業(障がい福祉課)【再掲】
- 80 障がい者関係団体等への支援(身体・知的)(障がい福祉課)【再掲】
- 107 障がい者スポーツ大会・教室開催事業(障がい福祉課)【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・ボランティア活動について（秋田市ボランティアセンター）

**【市内で活動している団体】**

障がい者本人やその家族、支援者などで行われている団体です。なおこれが全てではありません。

- ・秋田市身体障害者協会
- ・秋田県難聴者・中途失聴者協会
- ・秋田県聴覚障がい児を持つ親の会
- ・手をつなぐ育成会
- ・特定非営利法人秋田けやき会（地域家族会）
- ・秋田断酒新生会
- ・A A（アルコールクスアノニマス）
- ・日本網膜色素変性症協会（J R P S）

## 第4章 サービス提供体制の整備

### 第1節 サービスの選択肢の拡大と質の向上

#### 1 障害福祉サービスの提供体制の整備

##### 【現状と課題】

障がいのある方は年々増加傾向にあるほか、重度化・重複化した障がいや、発達障がいなどの新たな障がいへの対応も求められています。

そのような中、障がいのある方が地域においてできる限り自立した社会生活を営むことができるよう、そのニーズに適合した障害福祉サービスの提供体制を整備していく必要があります。

##### 【施策の方向】

障がいのある方が必要としている障害福祉サービスなどが確保されるよう、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等について、障がいのある方とその家族が必要とするサービスを選択し、利用できるよう障がい福祉計画を検証しつつ提供体制の整備等を支援します。

##### 【取組の目標】

秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。

第3期秋田市障がい福祉計画(平成24年度～26年度)

第4期秋田市障がい福祉計画(平成27年度～29年度：予定)

数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

グループホームやケアホーム等の住まいの場の整備を促進します。

##### 【市の主な取組・事業】

- 110 施設整備の推進(障がい福祉課)
- 44 身体障がい児(者)補装具給付等事業(障がい福祉課)【再掲】
- 48 障がい児通所支援(障がい福祉課)【再掲】
- 52 就労移行支援(障がい福祉課)【再掲】
- 53 就労継続支援A型・B型(障がい福祉課)【再掲】
- 60 居宅介護(ホームヘルパー)(障がい福祉課)【再掲】
- 61 同行援護(障がい福祉課)【再掲】
- 63 重度訪問介護(障がい福祉課)【再掲】
- 64 短期入所(ショートステイ)(障がい福祉課)【再掲】



- 65 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
- 66 療養介護・療養介護医療（障がい福祉課）【再掲】
- 67 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 87 共同生活介護（ケアホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 88 共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 89 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の促進（秋田県）
- ・生活介護事業・自立訓練事業等の促進（秋田県）
- ・障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進（秋田県）
- ・障害者就労訓練設備等整備事業（秋田県）

## 2 地域生活支援事業の提供体制の整備

#### 【現状と課題】

障がいのある方が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に事業実施できるようにする必要があります。

#### 【施策の方向】

障がいのある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、実施が義務づけられている必須事業の確実な実施と必要とする事業の提供体制の確保に努めます。また、制度の谷間がない支援の提供に努めます。

#### 【取組の目標】

秋田市障がい福祉計画に定められた数値目標を達成します。

第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）

第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）

数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

#### 【市の主な取組・事業】

- 111 福祉ホーム（障がい福祉課）
- 112 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）
- 6 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 18 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）【再掲】

- 21 相談支援等事業(障がい福祉課)【再掲】
- 35 放課後支援事業(地域生活支援事業)(障がい福祉課)【再掲】
- 49 日中一時支援事業短期入所型(障がい福祉課)【再掲】
- 54 地域活動支援センター事業(障がい福祉課)【再掲】
- 59 訪問入浴サービス(障がい福祉課)【再掲】
- 62 移動支援事業(障がい福祉課)【再掲】
- 75 手話通訳者設置事業(障がい福祉課)【再掲】
- 76 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成(障がい福祉課)【再掲】
- 77 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業(障がい福祉課)【再掲】
- 82 日常生活用具の給付(障がい福祉課)【再掲】
- 107 障がい者スポーツ大会・教室開催事業(障がい福祉課)【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・日常生活用具給付等事業の促進(秋田県)
- ・移動支援事業の促進(秋田県)
- ・地域活動支援センター事業の促進(秋田県)
- ・福祉ホーム事業の実施(秋田県)
- ・日中一時支援事業の促進(秋田県)

### 3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

#### 【現状と課題】

地域主権改革一括法の成立に伴い、指定障害福祉サービスの事業者等の指定等の権限が本市に移譲され、各サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定めているところですが、その基準が適正なものか随時検証を行う必要があります。

#### 【施策の方向】

障がいのある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適切な指導を行うとともに、基準が適正なものか必要に応じ検証を行い、障がいのある方の立場を考慮したサービスの提供に努めます。

#### 【取組の目標】

事業者自らが提供するサービス内容の公表を促進します。  
条例で定めたサービス事業の基準が適切なものであるかを必要に応じて検証し、見直します。  
第三者による評価方法について研究します。  
定期的な指導監査を実施し、その結果を公表します。

【市の主な取組・事業】

110 施設整備の推進（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害児・者施設整備補助事業の実施（秋田県）

**第2節 人的支援の充実**

1 専門性を兼ね備えた人材の育成

【現状と課題】

少子高齢化が進む中、福祉サービスは対人サービスであり、サービスの担い手は人であることから、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を支える人材を必要かつ十分に養成するとともに、確保していく必要があります。

【施策の方向】

必要なサービス量が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービス事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

【取組の目標】

聴覚障害者に対する手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行うとともに、派遣体制を整備します。

適宜、障害福祉サービス事業や地域生活支援事業を支える人材の養成を推進する環境を整えていきます。

【市の主な取組・事業】

- 21 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 24 障害者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 62 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 75 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 76 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）【再掲】
- 77 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ガイドヘルパー養成研修会の実施（秋田県）
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成事業の実施（秋田県）

- ・手話通訳者設置事業(秋田市社会福祉協議会)
- ・秋田県相談支援アドバイザーの設置・派遣(秋田県)【再掲】
- ・難病相談・支援センター運営事業の推進【再掲】
- ・発達障害者支援センターの設置【再掲】
- ・高次脳機能障害相談支援事業の実施【再掲】

## 2 ボランティアの養成と活動支援体制の整備

### 【現状と課題】

国際的にもNGO(非政府組織)、NPO(非営利組織)の活動が注目され、また、大震災を契機にボランティア活動の振興が大きな課題となっています。

障がい者施策の分野では、点訳奉仕、手話通訳、要約筆記、移送サービス等のボランティア活動は重要な役割を占めています。

### 【施策の方向】

地域住民、さらには障がいのある方自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、支援策を秋田市社会福祉協議会等と連携して推進します。  
ボランティアやNPOが活発な活動を行える環境整備に努めます。

### 【取組の目標】

ボランティアの活動を支援するため、必要な情報提供を行います。  
ボランティアの活動成果を可能な限り把握し、各種の表彰制度に対して推薦して、その功労に報います。

### 【市の主な取組・事業】

- 113 秋田市ボランティアセンター運営事業(福祉総務課)
- 1 広報あきた等の発行(広報広聴課)【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供(障がい福祉課)【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載(障がい福祉課)【再掲】
- 22 民生委員活動推進事業(福祉総務課)【再掲】
- 24 障害者相談員の設置(障がい福祉課)【再掲】
- 75 手話通訳者設置事業(障がい福祉課)【再掲】
- 76 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成(障がい福祉課)【再掲】
- 77 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業(障がい福祉課)【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・ボランティア活動協力校の指定(秋田県)
- ・障害者社会参加総合推進事業(ボランティア活動支援事業)の実施(秋田県)

## 第5章 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

### 第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

#### 1 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

##### 【現状と課題】

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、あらかじめさまざまなニーズを想定し、バリアとなるものをはじめから除去するとともに、障がいのある方だけではなく、誰もが平等に社会参加し、自立できるためのまちづくりを進める必要があります。

##### 【施策の方向】

障がいのある方のニーズに対応しつつ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた事業を推進します。

障がいのある方を含めたすべての人の視点に立って、誰もが自立した社会生活を送ることができるように、ユニバーサルデザインの普及促進に努めます。

##### 【取組の目標】

バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方を市民すべてが知っている状態にするため、啓発活動を展開します。

##### 【市の主な取組・事業】

- 114 市営住宅の整備（住宅整備課）
- 115 新庁舎のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進（新庁舎建設室）
- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

##### 【他の主体による取組・事業例】

- ・あきたバリアフリーマップの提供（秋田県）
- ・ホームページのバリアフリー化（秋田県）
- ・秋田県バリアフリー推進賞による表彰（秋田県）
- ・NPO法人等による啓発活動（NPO法人等）

## 2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

### 【現状と課題】

現代社会では、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

こうした社会では、市民一人ひとりが自立し、社会活動の担い手として、それぞれの役割を果たすことが求められており、とりわけ、障がいのある方の自立支援のための環境整備が必要となっています。

### 【施策の方向】

「秋田市バリアフリー基本構想」に基づき、施設における移動が円滑に行えるよう、障がいのある方や高齢者、公安委員会、市、特定事業者等の実施主体が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、事業の進捗管理を適正に進めていきます。

障がいのある方の居住の安定を確保するため、公営住宅の供給を図るとともに、障がいのある方向けの賃貸住宅の供給の検討を進めていきます。

市庁舎や市民サービスセンター等の公共施設の整備では、ユニバーサルデザインを推進します。

### 【取組の目標】

新庁舎および新築・改築・建設される市の公共施設等を、例外なくすべてバリアフリーとユニバーサルデザインに配慮したものにします。

### 【市の主な取組・事業】

- 116 バリアフリー基本構想の推進(都市計画課)
- 114 市営住宅の整備(住宅整備課)【再掲】
- 115 新庁舎のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進(新庁舎建設室)【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・公営住宅のバリアフリー化(秋田県)
- ・「秋田花まるっ住宅ガイドライン」の普及(秋田県)

## 3 心のバリアフリーの推進

### 【現状と課題】

バリアフリーの推進は、ハードの整備だけでは十分なものとは言えません。市民のバリアフリーへの知識と理解を深め、障がいのある方もそうでない方も、お互いに尊

重し合える「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

公共私協働で、市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を推進します。

広報あきたやホームページなどにおいて、バリアフリーに関するさまざまな取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。

### 【取組の目標】

市民一人ひとりが、障がいに対する理解を深めるとともに障がいのある方へ適切な対応ができるよう、啓発活動を展開します。

### 【市の主な取組・事業】

- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 6 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 8 福祉教育の推進（学校教育課）【再掲】
- 9 選挙等における障がい者への配慮（選挙管理委員会事務局）【再掲】
- 10 郵便等による不在者投票（選挙管理委員会事務局）【再掲】
- 13 障害者週間（障がい福祉課）【再掲】
- 15 小・中学校との障がい児（者）との交流（学校教育課）【再掲】
- 16 男女共生社会の推進（市民協働・地域分権推進課）【再掲】
- 24 障害者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 78 音声コードの普及（障がい福祉課）【再掲】
- 79 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明德館）【再掲】

### 【他の主体による取組・事業例】

- ・NPO団体等への活動支援（秋田県）
- ・車いす駐車場の不適正利用防止に関する施策の実施（秋田県）
- ・人づくり・まちづくり事業、地域住民を対象とした普及啓発事業の実施（秋田県）
- ・各障がい者団体、NPO法人等による啓発活動（障がい者団体、NPO法人等）
- ・福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のこころ～」の配布（秋田県）【再掲】
- ・障害者に関する正しい知識の普及啓発事業、視覚障害者に関する啓発・普及事業の実施（秋田県）【再掲】

## 第2節 移動支援とコミュニケーション支援の充実

### 1 移動支援の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある方は、様々な要因のために、外出することにはかなりの困難が伴い、外出が制約されることがあります。

こうした障がいのある方の外出にあたっての困難な面を解消し、いつでも気軽に外出できるように移動交通手段を確保するとともに、外出するために必要な人的支援を行う必要があります。

#### 【施策の方向】

公共交通機関の利用についての支援や外出のための人的支援など、必要な施策を推進します。

#### 【取組の目標】

徒歩、公共交通機関の利用又は自家用車の利用等様々な外出の手段に対応した施策を引き続き推進します。

必要に応じ、見直し等も行いながら、障がい者バス無料化事業を継続していきます。

同行援護事業等の福祉サービスについて、障がいのある方のニーズに的確に対応できるような体制を築きます。

盲導犬を活用しやすい環境を整えます。

#### 【市の主な取組・事業】

- 117 障がい者バス無料化事業(障がい福祉課)
- 118 通院移送費給付事業(タクシー料金一部助成)(障がい福祉課)
- 119 福祉有償運送(障がい福祉課)
- 120 食の自立支援事業(長寿福祉課)
- 61 同行援護(障がい福祉課)【再掲】
- 62 移動支援事業(障がい福祉課)【再掲】
- 92 精神障がい者交通費補助事業(健康管理課)【再掲】
- 112 自動車運転免許取得費、改造費助成事業(障がい福祉課)【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

- ・JR運賃の割引(JR東日本)
- ・国内航空旅客運賃の割引(各航空会社)



- ・ 有料道路通行料金の割引（東日本高速道路株式会社）
- ・ 歩道の段差、急勾配の解消（秋田県）
- ・ 視覚に障がいのある人のための点字ブロックの敷設（秋田県）
- ・ 歩道橋の撤去（秋田県）
- ・ 歩行者案内標識の整備（秋田県）
- ・ 低床バスの導入支援（秋田県）
- ・ 車いすの貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・ 車いすのまま乗車できる軽自動車の貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・ タクシー運賃の割引（各タクシー会社）
- ・ ガイドヘルパー養成研修会の実施（秋田県）【再掲】
- ・ 駐車禁止除外指定車標章の交付（警察署）【再掲】

## 2 コミュニケーション支援の充実

### 【現状と課題】

視覚や聴覚などに障がいのある方は、情報の収集や伝達に大きなハンディがあることから、点字や音声、手話や要約筆記等による支援の必要があります。

また、その支援を行うことができる人材の育成や効果的な情報機器の普及などを進めていく必要があります。

支援を必要とされる方に対して状況に応じた的確な対応を行うことのできる体制の整備を進める必要もあります。

### 【施策の方向】

視覚や聴覚などに障がいのある方が、安心して生活できるよう、情報保障に努めるとともに、コミュニケーション支援を行う人材の育成や情報機器の普及に努めます。

### 【取組の目標】

平成29年度まで要約筆記者を設置することを念頭に、養成のための環境を整えます。

音声コードを付した広報あきたを作成します。

本市設置の手話通訳者の数を現在の3人から5人以上に増やします。

### 【市の主な取組・事業】

- 45 難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 47 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 75 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 76 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成（障がい福祉課）【再掲】

77 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業(障がい福祉課)【再掲】

78 音声コードの普及(障がい福祉課)【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・無料番号案内(NTT東日本株式会社)
- ・携帯電話利用料等の割引制度(各電話会社)
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施(秋田県)【再掲】
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成事業の実施(秋田県)【再掲】
- ・手話通訳者設置事業(秋田市社会福祉協議会)【再掲】
- ・点字郵便物の料金制度(郵便事業株式会社)【再掲】

<b>第3節 冬期間の対応強化と安全確保</b>
--------------------------

## 1 雪寄せ支援の充実

**【現状と課題】**

冬期間における生活維持に欠かすことができない雪寄せ支援など、障がいのある方が安心して地域に住み続けられる環境を整備する必要があります。

**【施策の方向】**

障がいのある方の安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。

除雪ボランティアの活動を支援し、相互に助け合う社会の実現を目指します。

**【取組の目標】**

冬期間、障がいのある方が安心して住まうことができるよう、除雪ボランティア支援等の施策を引き続き推進するとともに、地域における助け合いの意識を醸成するための啓発活動を行います。

**【市の主な取組・事業】**

- 121 除雪ボランティア支援(福祉総務課)
- 122 敷地内の雪寄せ支援(長寿福祉課)
- 123 玄関間口の雪寄せ支援(道路維持課)
- 1 広報あきた等の発行(広報広聴課)【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供(障がい福祉課)【再掲】
- 5 声の広報の配布(広報広聴課)【再掲】

**【他の主体による取組・事業例】**

- ・高齢者軽度援助事業(除雪)（秋田市シルバー人材センター）

**2 冬期間の移動の安全確保****【現状と課題】**

冬期間の外出にあたっては、積雪や路面の凍結、視界の不良等により健常者でも様々な制約を受けますが、障がいのある方の外出には、さらに様々な困難を伴う場合が多くあります。障がい者が冬期間においても、安全に安心して外出・移動できる移動手段を確保する必要があります。

**【施策の方向】**

積雪地域である本市において、障がいのある方が、冬を快適に暮らすことは、満足度の高い社会を目指す上でも非常に大切です。

冬期間の障がいのある方の安全な移動を支援するとともに、冬期間の移動支援サービスの充実に努めます。

**【取組の目標】**

冬期間においても障がいのある方が安全に外出ができるようにするため、移動支援に係る障害福祉サービス等の制度とその適切な利用方法について、周知を行います。

**【市の主な取組・事業】**

- 1 広報あきた等の発行（広報広聴課）【再掲】
- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 61 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 62 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 92 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）【再掲】
- 112 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 117 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）【再掲】
- 118 通院移送費給付事業（タクシー料金一部助成）（障がい福祉課）【再掲】
- 119 福祉有償運送（障がい福祉課）【再掲】
- 120 食の自立支援事業（長寿福祉課）【再掲】
- 121 除雪ボランティア支援（福祉総務課）【再掲】
- 122 敷地内の雪寄せ支援（長寿福祉課）【再掲】

## 123 玄関間口の雪寄せ支援(道路維持課)【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

### 第4節 災害対応の強化

#### 1 災害対策の推進

##### 【現状と課題】

障がいのある方について、必要に応じて災害時の安否確認や避難誘導ができるよう一人ひとりについて、個別避難支援プランの作成や情報共有体制の整備を行っていく必要があります。

また、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にすることが必要不可欠となっています。

##### 【施策の方向】

障がいのある方について、支援の必要性に応じて地域への情報提供を円滑にすることや、個別避難支援プラン作成など地域が行う避難支援体制づくりをサポートすることで、障がいのある方の安全を確保できるよう努めます。

災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

##### 【取組の目標】

避難支援対象者名簿に登載するための同意率を向上させます。

説明会を行うなどにより、地域における避難支援体制づくりをサポートします。

障がいのある方に、災害に対する障がいの特性に応じた日頃の備えの重要性について年1回以上の周知事業を行います。

障がいのある方に、災害に対する障がいの特性に応じた日頃の備えの重要性について周知を行います。

##### 【市の主な取組・事業】

124 避難標識整備経費(防災安全対策課)

125 自主防災組織育成事業(防災安全対策課)

126 防災ネットあきた運用経費(防災安全対策課)

127 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進(福祉総務課)

1 広報あきた等の発行(広報広聴課)【再掲】

- 3 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 5 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】
- 22 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 72 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・「障害者防災マニュアル」を通じた普及・啓発（秋田県）

## 2 災害時の避難支援体制の整備

【現状と課題】

障がいのある方は、災害情報を得るのが困難であったり、自力では避難できなかったりします。

また、避難生活においても、指定避難所での集団生活が困難であったり、介護や医薬品などの配慮が必要であったりする場合が考えられるため、障がいのある方に対応した避難支援体制が必要になります。

【施策の方向】

災害時における障がいのある方への安否確認や避難支援を行う体制の整備に努めます。

災害時要援護者への支援体制については、広報あきたやホームページなどの媒体を通じて、周知を図ります。

【取組の目標】

秋田市災害対策基本条例に基づき、地域で避難が円滑に行われる体制を整備するために必要な要援護者情報をそれぞれの地域に提供する体制づくりを進めます。

【市の主な取組・事業】

- 22 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 71 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）【再掲】
- 72 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 73 緊急通報システム事業（長寿福祉課）【再掲】
- 125 自主防災組織育成事業（防災安全対策課）【再掲】
- 126 防災ネットあきた運用経費（防災安全対策課）【再掲】
- 127 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

### 3 災害時のサービス提供体制の整備

#### 【現状と課題】

災害発生時の避難場所として小中学校のグラウンドや都市公園を指定(128カ所)しているほか、避難施設として小中学校や地域センター、コミュニティセンター等を指定(145カ所)していますが、障がいのある方に配慮したスペースの確保が必要になります。

また、障がいのある方のニーズに配慮した備蓄も必要です。

#### 【施策の方向】

関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。

高齢者や障がいのある方で、指定避難所での生活が困難な方の二次的な避難所の確保のため、平成24年3月、市内の27の社会福祉法人・医療法人、4校の特別支援学校と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、77施設と4校を福祉避難所に指定しています。今後は、障がいのある方に配慮した備蓄や人材確保について検討を行っていきます。

#### 【取組の目標】

障がいのある方が、避難後の指定避難所などで円滑な避難生活を送ることができるよう、福祉相談窓口の設置や福祉避難スペースの確保、コミュニケーションの支援体制について、関係機関との協議により体制整備を進めます。

障がいのある方のうち、指定避難所での生活が困難な方が、身近な施設に避難できるよう、地域バランスを踏まえ、福祉避難所を開設できる体制を目指すとともに、必要な方がスムーズに緊急入所・緊急入院できるような体制を整備します。

#### 【市の主な取組・事業】

128 災害対策緊急救援物資備蓄事業(防災安全対策課)

127 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進(福祉総務課)【再掲】

#### 【他の主体による取組・事業例】

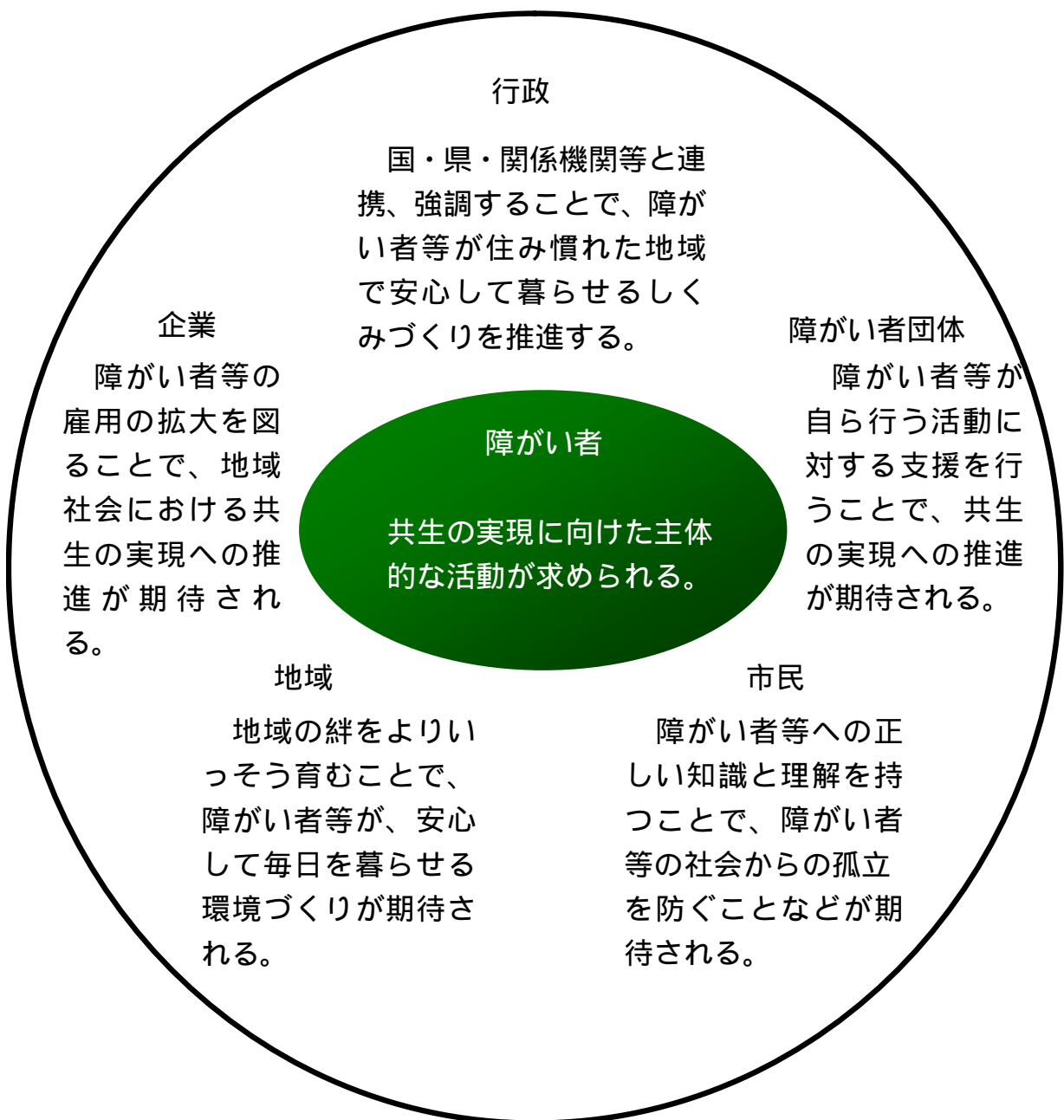
## 第 5 部 プラン推進の仕組み

- 1 プラン推進に向けて（連携と協力の推移）
- 2 プランの点検・評価・見直し

## 1 プラン推進に向けて(連携と協力の推進)

プラン推進のために、国、県、市など行政による対応だけではなく、障がい者団体や福祉関係事業者、企業、地域、市民など、社会全体で障がいのある方を包み込み、あらゆる方面からの支援を行っていきます。

またこれからは、障がいのある方にも主体的な活動が求められます。そのためには、行政をはじめとした各関係機関が、障がい者ニーズや社会の変化を的確にとらえ、今まで以上に「連携・協力」「役割分担」を強化し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための取り組みを進めていきます。





## 2 プランの点検・評価・見直し

プランの点検・評価については、「PDCAサイクル」に基づいて行います。継続的に計画の進捗状況を点検・評価することで、効果的にプランを推進するとともに、必要な見直しを行います。

また、財政状況や社会情勢の変化、法律改正等によっても、必要な見直しを行い、施策・事業の重点化を図ります。

### 1 評価の方法

毎年度、施策の展開で設定した【取組の目標】の進捗状況等を踏まえ、評価します。

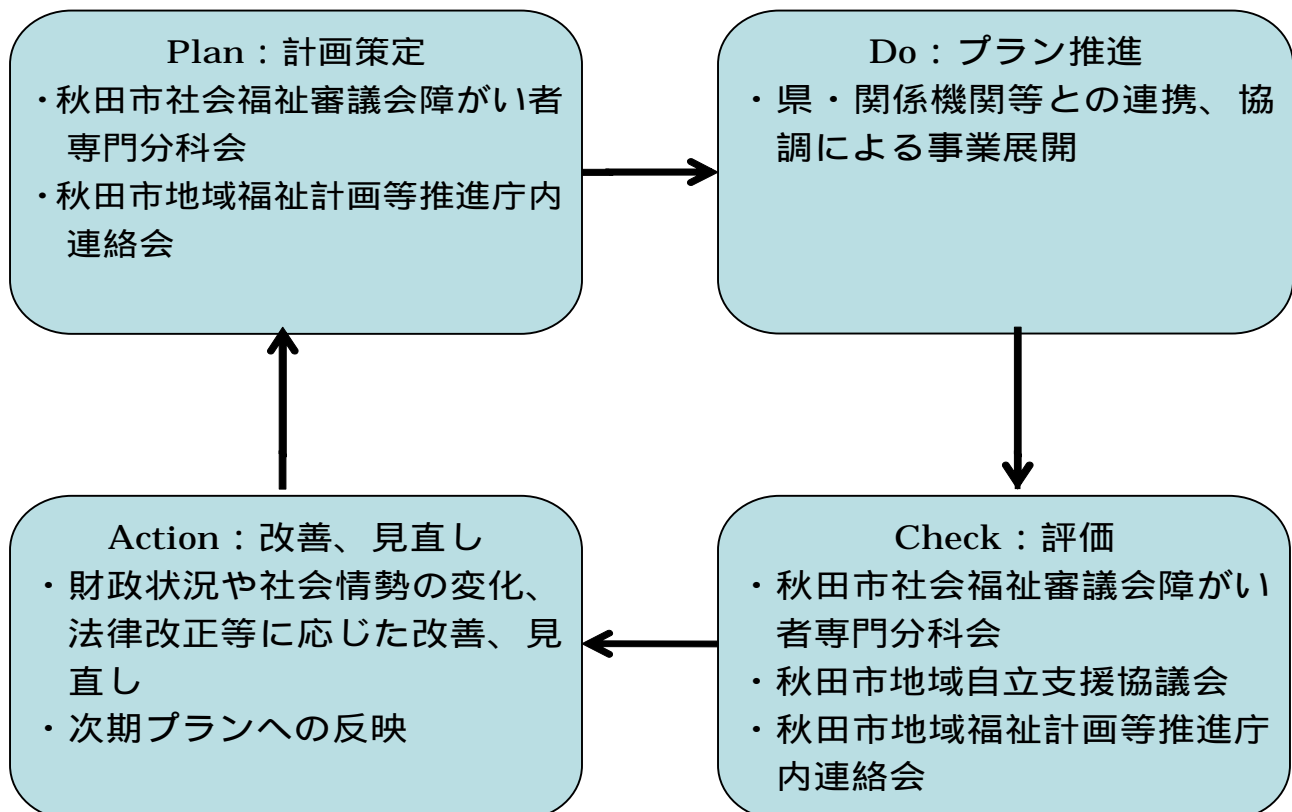
### 2 推進体制

「秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会」および「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」において、毎年度、計画の評価を行います。

財政状況や社会情勢の変化、法律改正等に応じて、適宜計画の見直しを行います。

### 3 調査、情報の収集・提供

プランの進行管理や見直しが効果的かつ効率的に行われるよう、地域の状況調査や関連情報の収集に努めながら、わかりやすく情報を提供していきます。



第 6 部  
參 考 資 料

(仮称)第4次秋田市障がい者プラン(素案)

---

身体障害者手帳所持者数	146
療育手帳所持者数	147
精神障害者保健福祉手帳所持者数	147
病類別精神障害者数	148
難病対策について	150
市内の福祉施設等一覧	152
特別支援学校の概況	170
主な取組・事業の概要	171
コミュニケーション支援事業の概要	208
第4次秋田市障がい者プラン策定経過	209
秋田市社会福祉審議会条例	210
秋田市社会福祉審議会運営要綱	212
秋田市社会福祉審議会委員名簿	214
秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱	217
秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会名簿	219

## 身体障害者手帳所持者数

各年度末現在 単位:人

年度	総数			0から17歳	18～64歳	65歳以上
	総数	男	女			
19	13,201	6,157	7,044	238	3,648	9,315
20	13,335	6,174	7,161	236	3,569	9,530
21	13,663	6,260	7,403	241	3,560	9,862
22	13,892	6,347	7,545	228	3,641	10,023
23	13,984	6,398	7,586	227	3,697	10,060

平成24年3月31日現在 単位:人

級種	総数			0から17歳	18～64歳	65歳以上	
	総数	男	女				
肢体不自由	1級	1,680	778	902	62	451	1,167
	2級	1,742	852	890	47	465	1,230
	3級	1,706	548	1,158	6	451	1,249
	4級	1,942	600	1,342	2	463	1,477
	5級	637	331	306	2	227	408
	6級	270	152	118	5	90	175
	小計	7,977	3,261	4,716	124	2,147	5,706
視覚	1級	287	130	157	2	100	185
	2級	203	92	111	1	65	137
	3級	96	26	70	1	23	72
	4級	69	35	34	0	12	57
	5級	149	79	70	2	43	104
	6級	74	29	45	0	14	60
	小計	878	391	487	6	257	615
聴覚・平衡機能	1級	102	52	50	1	54	47
	2級	252	114	138	16	85	151
	3級	129	53	76	6	27	96
	4級	206	85	121	10	32	164
	5級	6	2	4	0	3	3
	6級	374	158	216	5	63	306
	小計	1,069	464	605	38	264	767
そ 音 し や く 語	1級	4	1	3	0	1	3
	2級	9	3	6	0	6	3
	3級	122	85	37	1	23	98
	4級	65	45	20	0	29	36
	小計	200	134	66	1	59	140
内 部	1級	2,637	1,382	1,255	32	665	1,940
	2級	28	14	14	1	10	17
	3級	607	391	216	16	153	438
	4級	588	361	227	9	142	437
	小計	3,860	2,148	1,712	58	970	2,832

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

療育手帳所持者数

各年度末現在 単位:人

年度	総数	療育手帳A	療育手帳B
19	1,739	998	741
20	1,774	1,016	758
21	1,807	1,039	768
22	1,843	1,046	797
23	1,900	1,070	830

19年度は8月1日現在、20年度以降は3月31日現在 単位:人

年度	総数	0～17歳	18～64歳	65歳以上
19	1,714	394	1,167	153
20	1,774	386	1,229	159
21	1,807	381	1,262	164
22	1,843	369	1,310	164
23	1,900	397	1,341	162

19年度は8月1日現在、20年度以降は3月31日現在 単位:人

年度	総数	軽度	中度	重度	最重度
19	1,714	255	485	695	279
20	1,774	367	417	598	392
21	1,807	371	397	593	446
22	1,843	383	400	599	461
23	1,900	421	409	595	475

精神障害者保健福祉手帳所持者数

各年度末現在 単位:人

年度	1級		2級		3級		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
19	96	77	315	310	124	105	535	492
	173		625		229		1,027	
20	91	87	345	345	113	111	549	543
	178		690		224		1,092	
21	128	123	377	389	129	121	634	633
	251		766		250		1,267	
22	143	164	402	409	135	119	680	692
	307		811		254		1,372	
23	176	172	434	431	133	133	743	736
	348		865		266		1,479	

## 病類別精神障害者数

(秋田市 保健所)

## 措置・医療保護入院

各年度末現在

病名区分	旧病名区分	措置・医療保護入院			
		H9	H13	H18	H23
F2統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	精神分裂病	171	227	287	341
F3気分(感情)障害	躁うつ病	10	29	21	24
G40てんかん	てんかん	4	7	3	1
F0症状性を含む器質性精神障害	脳器質性精神障害	33	203	329	348
F00アルツハイマー病型認知症			36	203	248
F01血管性認知症			154	109	77
F02-09上記以外の症状性を含む器質性精神障害			13	17	23
F1精神作用物質による精神及び行動の障害	中毒性精神障害	3	18	17	10
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	アルコール中毒	3	17	17	8
覚せい剤による精神及び行動の障害	覚せい剤中毒	0	0	0	0
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	その他の中毒	0	1	0	2
F7精神遅滞	精神薄弱	10	17	13	21
F6成人の人格及び行動の障害	精神病質	1	3	3	2
F4神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	精神神経症	7	11	1	11
F5生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	その他の精神病		1	1	1
F8心理的発達の障害	その他の精神病		0	0	3
F9小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	その他の精神病		2	1	0
その他	その他	5	0	0	1
合 計		244	518	676	763

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

(秋田市 保健所)  
各年度未現在

措置入院および医療保護入院以外(任意入院含む)

病名区分	旧病名区分	H9			H13			H18			H23		
		在宅者計	内訳		在宅者計	内訳		在宅者計	内訳		在宅者計	内訳	
			公費負担通院患者	その他(任意入院含む)		公費負担通院患者	その他(任意入院含む)		自立支援医療受給者	その他(任意入院含む)		自立支援医療受給者	その他(任意入院含む)
F2統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	精神分裂病	921	560	361	1167	868	299	1683	1148	535	2007	1318	689
F3気分(感情)障害	躁うつ病	190	99	91	328	238	90	856	544	312	1524	910	614
G40てんかん	てんかん	287	206	81	342	298	44	468	300	168	539	305	234
F0症状性を含む器質性精神障害	脳器質性精神障害	111	35	76	261	53	208	887	78	809	1437	103	1334
F00アルツハイマー病型認知症		0			30	11	19	435	28	407	464	24	440
F01血管性認知症		0			101	12	89	182	18	164	358	10	348
F02-09上記以外の症状性を含む器質性精神障害		0			130	30	100	270	32	238	615	69	546
F1精神作用物質による精神及び行動の障害	中毒性精神障害	97	27	70	106	45	61	178	38	140	208	34	174
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	アルコール中毒	85	24	61	93	43	50	166	35	131	153	26	127
覚せい剤による精神及び行動の障害	覚せい剤中毒	2	0	2	2	1	1	2	1	1	5		5
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	その他の中毒	10	3	7	11	1	10	10	2	8	50	8	42
F7精神遅滞	精神薄弱	33	10	23	42	20	22	130	105	25	161	113	48
F6成人の人格及び行動の障害	精神病質	15	10	5	49	26	23	70	34	36	74	36	38
F4神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	精神神経症	59	17	42	87	33	54	256	167	89	436	244	192
F5生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	その他の精神病	0			16	4	12	6	4	2	22	12	10
F8心理的発達の障害	その他の精神病	0			0	0	0	18	14	4	76	43	33
F9小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	その他の精神病	0			23	15	8	1	0	1	13	7	6
その他	その他	71	24	47	19	0	19	81	36	45	13	6	7
合 計	計	1784	988	796	2440	1600	840	4634	2468	2166	6510	3131	3379

## 難病対策について

## (1) 特定疾患医療受給者証所持者

	疾患名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		計	計	計
1	ベーチェット病	51	51	52
2	多発性硬化症	51	48	48
3	重症筋無力症	57	58	60
4	全身性エリテマトーデス	187	196	198
5	スモン	1	1	1
6	再生不良性貧血	30	28	31
7	サルコイドーシス	67	73	76
8	筋萎縮性側索硬化症	30	30	27
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	97	98	104
10	特発性血小板減少性紫斑病	93	101	105
11	結節性動脈周囲炎	12	12	11
12	潰瘍性大腸炎	316	326	349
13	大動脈炎症候群	18	22	24
14	ピュルガー病	39	36	37
15	天疱瘡	13	15	18
16	脊髄小脳変性症	101	100	93
17	クローン病	80	82	84
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	1	1
19	悪性関節リウマチ	12	11	13
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	361	372	378
21	アミロイドーシス	4	7	5
22	後縦靱帯骨化症	50	51	57
23	ハンチントン症	4	4	3
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	26	26	34
25	ウェゲナー肉芽腫症	9	10	9
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	52	53	54
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	65	67	71
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	1	1	1
29	膿疱性乾癬	7	6	5
30	広範脊柱管狭窄症	2	2	4
31	原発性胆汁性肝硬変	65	71	71
32	重症急性膵炎	7	1	1
33	特発性大腿骨頭壊死症	38	40	43
34	混合性結合組織病	31	33	35
35	原発性免疫不全症候群	1	1	1
36	特発性間質性肺炎	13	14	14
37	網膜色素変性症	50	50	52
38	プリオン病	1	0	0
39	肺動脈性肺高血圧症	3	5	8
40	神経線維腫症(神経線維腫症型、神経線維腫症型)	12	13	15
41	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0
42	バット・キアリ(Budd - Chiari)症候群	1	1	1
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	2	3
44	ライソゾーム病(ファブリー[Fabry]病も含む)	2	2	2
45	副腎白質ジフトロフィー	0	0	0
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1	1
47	脊髄性筋萎縮症	1	1	1
48	球脊髄性筋萎縮症	1	1	1
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	2	3	5
50	肥大型心筋症	0	0	1
51	拘束型心筋症	0	0	0
52	ミトコンドリア病	0	1	1
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	0	0	1
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	2	0
55	黄色靱帯骨化症	0	1	2
56	間脳下垂体機能障害	11	22	21
	合計	2,079	2,153	2,233

特定疾患治療研究事業の対象疾患については、難治性疾患克服研究事業の対象疾患のうち診断基準が一応確立しているものの中から、原因究明の困難性、難治度、重症度及び患者数等を総合的に勘案し、学識経験者により構成される特定疾患対策懇談会(厚生労働省設置)の意見を踏まえ決定されている。現在56疾患。



(2) 地域支援対策推進事業

ア 相談状況

年度	来所・訪問相談		電話相談
	実数	延数	
19	325	330	621
20	312	323	846
21	324	326	1073
22	323	331	781
23	266	270	1345

イ 難病医療相談会

年度	開催日	対象者	人数
19	10月24日	特発性血小板減少性紫斑病の患者および家族	16人
	11月6日	ベーチェット病の患者および家族	9人
	11月14日	後縦靭帯骨化症の患者および家族	24人
20	7月15日	脊髄小脳変性症・オリーブ橋萎縮症の患者および家族	43人
	10月30日	特発性拡張型(うっ血性)心筋症の患者および家族	9人
	11月7日	原発性胆汁性肝硬変の患者および家族	12人
21	10月9日	強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎の患者および家族	23人
	10月13日	重症筋無力症の患者および家族	9人
22	9月17日	筋萎縮性側索硬化症の患者および家族	14人
	10月1日	全身性エリテマトーデスの患者および家族	21人
	10月19日	クローン病の患者および家族	12人
23	9月27日	サルコイドーシスの患者および家族	18人
	10月4日	特発性大腿骨頭壊症の患者および家族	7人
	10月25日	網膜色素変性症の患者および家族	18人

ウ 在宅療養支援計画策定評価会議

2回

(3) 居宅生活支援事業

ア ホームヘルパーの派遣

年度	対象者	回数
19	2人	122回
20	2人	125回
21	2人	154回
22	3人	173回
23	3人	156回

イ 日常生活用具の給付

年度	給付項目	人数
19	動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	2人
20	動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	1人
21	動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	1人
22	動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	1人
23	動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	1人

## 市内の福祉施設等一覧

平成24年4月1日現在

(開設月日については、法令等に定められたサービスを提供開始した月日を記載しています)

## 認可保育所

NO	名 称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	土崎保育所	秋田市	S27. 7. 1	土崎港中央六丁目10-6	845-1571	874-9626	120
2	川口保育所	秋田市	S28. 5. 31	榑山登町10-50	832-4582	874-9761	60
3	保戸野保育所	秋田市	S45. 7. 1	保戸野鉄砲町5-60	823-6928	874-9569	60
4	手形第一保育所	秋田市	S45. 11. 1	手形休下町1-33	834-0766	834-0793	60
5	牛島保育所	秋田市	S47. 10. 1	牛島東六丁目4-4	832-3045	874-9729	60
6	港北保育所	秋田市	S49. 1. 1	土崎港北六丁目1-33	845-7166	845-7176	100
7	泉保育所	秋田市	S49. 5. 1	泉中央五丁目6-1	823-1626	874-9644	120
8	寺内保育所	秋田市	S50. 5. 1	寺内油田二丁目5-1	863-6253	863-6309	120
9	岩見三内保育所	秋田市	S52. 4. 1	河辺三内字外川原115	883-2555	兼用	45
10	新波保育所	秋田市	S47. 4. 1	雄和神ヶ村字陳笠262	887-2014	887-2043	45
11	川添保育所	秋田市	S55. 4. 1	雄和椿川字長者屋敷33	886-2139	886-2518	110
12	雄和中央保育所	秋田市	S62. 4. 1	雄和種沢字戸草沢105	886-2595	886-2668	70
13	河辺保育所	秋田市	H22. 4. 1	河辺北野田高屋字上前田表68-1	882-3056	兼用	150
14	第一ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S 5. 2. 22	旭南一丁目5-10	862-3857	862-1900	150
15	第二ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S11. 10. 1	川元小川町1-53	862-3858	862-3859	150
16	城南園	(福)秋田婦人ホーム	S10. 2. 11	榑山古川新町41-2	832-3512	832-3610	60
17	日新保育園	(福)新屋厚生会	S 8. 7. 28	新屋町字関町後77-3	828-3211	828-4700	150
18	勝平保育園	(福)新屋厚生会	S11. 6. 1	新屋松美ガ丘南町16-13	823-4520	823-3668	150
19	秋田保育所	(財)鉄道弘済会	S30. 4. 1	手形休下町3-4	832-6812	884-7538	60
20	あきた保育園	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	S39. 4. 1	南通築地2-6	833-4614	889-3432	90
21	はねかわ保育所	(福)協和会	S45. 4. 1	下浜羽川字下山48-105	879-2139	879-2162	50
22	聖園ベビー保育園	(福)聖心の布教姉妹会	S45. 4. 1	保戸野すわ町1-58	862-1004	862-1064	60
23	白百合保育園	(福)白百合保育園	S46. 10. 1	八橋鯨沼町5-6	823-5361	823-5364	210
24	榑山保育園	(福)榑山保育園	S48. 7. 1	南通宮田16-30	832-5008	832-5007	90
25	こばと保育園(本園) みつば保育園(分園)	(福)こばと保育園	S52. 4. 1	広面字釣瓶町71-4	834-3429	836-3424	100
			H22. 4. 1	保戸野八丁2-20	874-9881	兼用	30
26	あおぞら保育園	(福)雄仁会	S52. 4. 1	仁井田字仲谷地284	839-5375	839-5323	120
27	大野保育園	(福)大野保育園	S52. 4. 1	仁井田字西潟敷11	834-9200	833-9211	140
28	かんば保育園	(福)濤標会	S53. 4. 1	牛島西一丁目7-42	832-9645	833-0168	130
29	北保育園	(福)新光会	S54. 4. 1	下新城中野字街道端西79	873-5248	873-6990	45
30	やまばと保育園	(福)友睦会	S54. 4. 1	新屋寿町8-69	865-0633	824-8310	60
31	ひがし保育園	(福)秋田東福祉会	S55. 4. 1	手形字扇田18-1	835-67308	835-6732	70
32	みどり保育園	(福)秋田南福祉会	S55. 4. 1	榑山南中町1-32	835-9298	835-8119	60
33	あおぞら乳児園	(福)雄仁会	S59. 4. 1	御野場六丁目12-8	839-7979	829-1574	45
34	さくら保育園	(福)太東会	H11. 1. 1	桜二丁目13-27	884-7377	884-7378	100
35	グリーンローズ保育園	(福)グリーンローズ	H11. 4. 1	新屋表町8-19	828-3049	828-3061	50

(仮称)第4次秋田市障がい者プラン(素案)

36	こひつじ保育園	(福)こひつじ会	H12. 4. 1	広面字近藤堰添47-1	835-1227	835-1270	60
----	---------	----------	-----------	-------------	----------	----------	----

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
37	ごしょの保育園	(福)山王平成会	H13. 1. 1	御所野地蔵田二丁目9-6	892-7555	892-7226	120
38	ふじ保育園	(福)翼友会	H14. 4. 1	飯島飯田一丁目12-40	816-0550	816-0551	120
39	こどものくに保育園	(福)こどものくに	H14. 4. 1	東通二丁目10-22	834-9548	827-6777	60
40	ウェルビュートびとども園	(福)いずみ会	H14.11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	90
41	あきたチャイルド園	(福)風の遊育舎	H15. 4. 1	土崎港西三丁目8-28	846-6731	846-6751	150
42	あさひ保育園	(福)太東会	H16. 4. 1	手形字中谷地56-1	832-8833	836-1036	90
43	上北手保育園	(福)大空会	H18. 4. 1	上北手猿田字苗代沢87-6	839-3595	853-5010	90
44	ノースアジア大学附属のびのび保育園	(学)ノースアジア大学	H21. 5. 1	茨島四丁目1-20	823-4540	863-4918	60
45	にいだベビー園	(学)仁井田幼稚園	H21. 5. 1	仁井田本町三丁目5-48	839-2048	839-2171	45
46	わかこま保育園	(福)若駒会	H22. 4. 1	山王六丁目7-26	862-0266	兼用	90
47	あきた中央保育園	(福)秋田中央福祉会	H22. 9. 1	保戸野千代田町1-10	896-0121	896-0119	90
48	秋田駅東保育園	(福)さわらび会	H22.12. 1	東通三丁目6-5	837-4152	兼用	69
49	南通りすこやか 保育園(本園)	(福)はなづな	H23. 1. 1	中通五丁目10-14	874-8102	874-8103	60
	こどものいえ 保育園(分園)		H23. 1. 1	外旭川字三後田172	893-4340	893-4341	30
	こぐま保育園(分園)		H23. 1. 1	泉菅野二丁目9-11	866-7767	兼用	30
50	ナーサリーふじ	(福)翼友会	H23. 4. 1	飯島西袋421-2	893-5880	893-5881	100
51	かわしり保育園	(福)山王平成会	H23. 4. 1	山王臨海町4-15	823-3254	874-9751	60
52	四ツ小屋幼稚園 附属保育園	(学)四ツ小屋幼稚園	H23. 4. 1	四ツ小屋字城下当場2-4	839-2734	兼用	20
53	こまどり幼稚園附 属保育園	(学)見真学園	H23. 4. 1	横森五丁目2-2	834-8130	兼用	50

へき地保育所

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	太平幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	太平目長崎字上目長崎144	838-2040	兼用	40
2	金足西幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	金足大清水字大清水台1-4	873-2152	兼用	40
3	上新城幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	上新城五十丁字大村屋敷22	870-2645	兼用	40

認定保育施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	カナリヤ保育園	有限会社	S52. 4.10	千秋北の丸5-64	835-8312	835-7376	150
2	大町子供の家	個人	S49.10. 1	大町五丁目7-38	823-4859	823-7554	60
3	豆の木保育園	個人	S60. 8. 1	外旭川字三後田111-2	868-5257	868-3525	70
4	めばえ保育園	個人	S60. 4. 1	八橋本町六丁目11-13	863-2571	兼用	30
5	どんぐりホーム	個人	H 5. 8.20	山王二丁目11-15	863-3606	兼用	20
6	くれよんハウス	有限会社	S60.10. 1	保戸野千代田町10-41	865-5029	865-9048	115

7	エンジェルハウスかつひら	個人	H10. 6. 9	新屋松美ガ丘北町16-28	867-0556	兼用	20
8	キッズステーションしょうくんの	学校法人	H15. 1. 1	将軍野青山町9-17	816-0760	816-0761	50
9	山王幼稚園附属さんさん保育園	学校法人	H15.12. 9	山王中園町4-17	863-0336	兼用	40
10	外旭川幼稚園附属わんわん保育園	学校法人	H19. 6. 1	外旭川字梶ノ目534	868-3400	868-6110	30

## 認可外保育施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	愛護保育センター	個人	S54.10. 1	広面字樋ノ沖44-2	832-7208	兼用	80

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
2	マミーズハウス	有限会社	H10. 4. 1	御所野元町六丁目2-3	826-0208	826-0233	36
3	すくすく保育園	有限会社	H16. 9. 1	千秋矢留町9-4	884-7474	884-7440	71
4	はなまる保育園	有限会社	H16.11. 1	山王三丁目4-1	824-7377	824-7378	46
5	勝平幼稚園附属保育園	学校法人	H17. 4. 1	新屋松美ガ丘東町9-23	863-6227	863-6886	15
6	けやき平幼稚園附属保育園	学校法人	H17. 6. 1	飯島字前田表248	845-7985	兼用	10
7	ちびっこランド秋田みなと園	個人	H17. 7. 7	土崎港西三丁目8-14	846-0415	兼用	31
8	保育園すいとまむ	個人	H18. 6. 1	飯島道東二丁目1-10	846-6423	兼用	70
9	24時間保育施設 えるむ	株式会社	H19. 6. 1	大町一丁目5-9	853-7676	兼用	15
10	旭川幼稚園附属保育園	学校法人	H20. 4. 1	泉東町8-56	868-3700	868-3718	20
11	ちびっこランドにいた園	個人	H20.11.28	仁井田二ツ屋一丁目3-47	835-7885	兼用	20
12	きらら保育園かんと通り	有限会社	H22.12. 1	大町二丁目5-1	895-7267	895-7268	43

## 事業所内保育施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	千秋保育園	(財)丁酉会	S39. 5. 1	広面字蓮沼44-2	834-1111	833-6631	45
2	久幸会院内宅育所	(医)久幸会	H 1. 5. 1	下新城中野字琵琶沼124-1	873-3011	873-5825	20
3	あおぞら保育園	(医)運忠会	H 8. 9. 1	土崎港中央四丁目4-26	845-4121	845-4124	20
4	オランジェリー	(株)レジャー・インターナショナル	H16.10. 1	新屋島木町1-172	888-9310	0570-051-999	26
5	明和会院内こども園	(医)明和会	H19.10.25	中通五丁目9-22	834-6461	835-7467	24

## 母子生活支援施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	土崎ポートハイム	秋田市	S27. 7. 1	土崎港中央六丁目10-6	846-7361	874-9619	20
2	秋田婦人ホーム	(福)秋田婦人ホーム	S 8.11.25	檜山古川新町41-2	831-1467	831-1482	20
3	秋田わかばハイム	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	S16.4.1	南通築地2-6	832-3624	832-5777	20
4	秋田聖徳会若草ハイム	(福)秋田聖徳会	S11.10. 1	川元小川町1-4	823-1208	823-1215	20

(仮称)第4次秋田市障がい者プラン(素案)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協会	S45. 4. 1	寺内後城6-41	880-1050	846-7801	110
2	海松園	(福)えびす会	S49. 6.20	下新城中野字街道端西233-47	873-3505	873-5079	54
3	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢216	882-3516	882-4544	50
4	大平荘	(福)晃和会	S53. 4. 1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338	838-2360	60
5	松涛園	(福)松寿会	S54. 2. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	828-7863	80
6	光峰苑	(福)ともしび会	S54. 4. 1	添川字鶴木台65-3	868-1188	868-1189	90
7	幸楽園	(福)幸楽会	S57. 4. 1	上新城中字片野4	870-2224	870-2225	60
8	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H 1. 4. 1	下新城笠岡字川向28	857-3811	857-3810	50
9	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	50
10	やすらぎホームけやき	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	100
11	新成園	(福)新成会	H10.11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	50
12	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	50
13	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11.10.25	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	50
14	リンデンバウムいずみ	(福)いずみ会	H12.11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	50
15	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	839-8338	50
16	八橋	(福)桜丘会	H21. 9. 1	八橋イサノ一丁目2-4	896-0377	863-0229	50

介護老人保健施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	友愛の郷	(福)新成会	H 1. 4. 1	浜田字元中村280-29	828-1100	828-1103	90
2	ニコニコ苑	(医)久幸会	H 1. 5. 2	下新城中野字琵琶沼138-1	873-2525	873-5825	100
3	桜の園	(福)桜丘会	H 1. 8.31	下北手梨平字登館8	839-5977	839-5971	100
4	悠久荘	(医)三愛会	H 2. 3. 1	柳田字鳥越68	831-5622	831-5623	100
5	三楽園	(医)久盛会	H 3. 6. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	150
6	千秋苑	(福)憲寿会	H 6. 3.23	外旭川字神田592	868-1355	868-5333	100
7	あいぜん苑	(福)愛染会	H 7. 6.17	上新城道川字愛染58	870-2001	870-2333	100
8	遊心苑	(福)遊心苑	H 8. 8. 1	添川字境内川原196-1	831-3666	831-3560	100
9	シルバークアセンター清遊園	(医)祐愛会	H 8. 9. 1	河辺戸島字上野4-3	882-3730	882-3729	98
10	なぎさ	(医)運忠会	H 8. 9.16	土崎港中央四丁目4-23	845-3526	845-3560	80
11	山盛苑	(福)賛成福祉会	H10. 7. 1	太平山谷字中山谷227-2	838-3700	838-3330	90
12	ふれ愛の里	(福)豊生会	H10. 9. 1	豊岩小山字中山216-27	888-8201	888-8205	100
13	かみの里	(福)成光会	H11. 7. 2	上北手百崎字二夕子沢1-6	889-6294	829-3767	100

短期入所生活介護(ショートステイ)

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)							
1	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢216	882-3516	882-4544	10
2	松涛園	(福)松寿会	S60.10. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	828-7863	7
3	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H 1. 4. 1	下新城笠岡字川向28	857-3811	857-3810	22
4	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協会	H 2. 4. 1	寺内後城6-41	880-1050	846-7801	10

5	大平荘	(福)晃和会	H 3. 4. 1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338	838-2360	40
6	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	20
7	やすらぎホームけやき	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	20
8	新成園	(福)新成会	H10.11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	20
9	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	15
10	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11.10.25	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	20
11	光峰苑	(福)ともしび会	H12.10. 1	添川字鶴木台65-3	868-1188	868-1189	36
12	リンデンバウムいずみ	(福)いずみ会	H12.11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	22
13	幸楽園	(福)幸楽会	H18. 2. 1	上新城中字片野4	870-2224	870-2225	20
14	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	839-8338	10
15	八橋	(福)桜丘会	H21. 9. 1	八橋イサノー丁目2-4	896-0377	863-0229	10
介護老人保健施設							
1	なぎさ	(医)運忠会	H15. 4. 1	土崎港中央四丁目4-23	845-3526	845-3560	18
単独施設							
1	ショートステイひなた	(福)新秋会	H16. 8. 1	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	880-5680	20
2	ケアセンターきらら	(有)太平プロジェクト	H17. 2. 1	太平山谷字中山谷317-1	889-7272	889-7273	51
3	ショートステイこころ	(有)ケアマネジメント	H17. 5. 1	添川字地ノ内5-3	869-9081	869-9083	30
4	ショートステイ色えんぴつ	(有)夢紡	H17. 8. 1	茨島四丁目5-10	863-2766	896-0037	28
5	ショートステイ陽福苑	(有)有明商店	H17. 9. 7	下北手松崎字上崎47-1	833-4029	833-4033	26
6	矢留の里	(株)総合医療福祉サービス	H18. 5. 1	千秋矢留町6-25	884-0611	825-1105	24
7	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18. 6. 1	泉中央五丁目1-16	838-4505	883-0370	28
8	シルバーステイ福寿	(有)福寿の会	H18. 8.16	飯島飯田二丁目9-28	880-5557	880-5558	24
9	ケアホテルのぞみ	(有)ケアセンターハコウ	H18.10.15	上北手荒巻字堺切48	839-8503	839-9901	30
10	ショートステイあい	(有)アイ・サポート	H18.10.15	仁井田字中新田68	826-1611	826-1622	30
11	高齢者介護施設めぐり山荘	(福)はまなす会	H18.11. 1	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	60
12	ショートステイ「美しき郷」	来楽株式会社	H19. 1. 1	金足小泉字潟向39-1	873-7213	873-7278	30
13	医療法人正和会 五十嵐記念病院 短期入所生活介護 施設在宅総合センター	(医)正和会	H21.12. 1	土崎港中央一丁目17-23	845-8105	845-8103	60
14	ショートステイななかまどの街	(有)エリアサポート秋田	H19. 2. 1	御所野下堤二丁目17-1	892-7880	892-7881	32
15	ショートステイもみの樹	(株)アーバンライフサポート	H19. 4. 2	茨島二丁目15-70	866-1061	866-1064	20
16	ショートステイゆうわの里	(有)ゆうわ	H19. 4.12	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-3711	881-3712	29
17	仁井田福祉センター	エーピー福祉(株)	H19. 4.15	仁井田字切上240-1	829-3115	829-3117	20
18	ハートフル秋田ショートステイ	(有)クリーンマジック	H19. 5. 1	牛島東五丁目2-52	884-7858	884-0870	20
19	短期入所生活介護事業所 あゆみの里	(有)ライフイン国見ノ里	H19. 8. 1	豊岩小山字前田表150	888-8858	828-9800	20
20	ショートステイあらや	(株)ももさだ	H20. 4. 1	新屋沖田町7-2	828-0008	828-0006	30
21	ショートステイとまと	(株)柴田建築	H21. 1.20	八橋イサノー丁目13-37	866-4445	866-4446	20
22	リフレッシュコア中通	(福)北杜	H21. 3. 1	中通四丁目3-23	874-8277	884-0505	108
23	ショートステイであい	(有)生保内福祉会	H21. 5. 1	中通六丁目4-12	884-0272	884-0273	20
24	ショートステイあい・ひかり	(有)アイ・サポート	H21.10.15	仁井田新田二丁目4-6	829-6130	829-6233	30

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

25	ショートステイ和楽	(有)恵の里	H22. 1.15	飯島川端一丁目3-6	874-8611	874-8612	20
26	ショートステイゆず	(株)プリング	H22. 6. 1	外旭川八柳三丁目6-41	874-8007	874-8008	20
27	ショートステイさるびあ(家族愛)	(株)ファミリーウェルフェア	H22.11.15	御所野元町一丁目1-16	892-7702	892-7715	26
28	きらら短期入所生活介護事業所竿燈通り	(有)太平プロジェクト	H22.12. 1	大町二丁目5-1 きららアーバンパレス4~7F	895-7274	895-7275	78
29	ショートステイ花さくら	(有)うめの木園	H22.12. 1	添川字添川170-7	893-4102	893-4103	30
30	短期入所生活介護御所の森	(株)和敬園	H22.12. 1	四ツ小屋末戸松本字地蔵田266	892-6717	892-6716	26
31	ショートステイ自由が丘	(有)せききれい	H23. 1.15	下新城中野字街道端西321	893-4401	872-4530	29
32	ショートステイおくら	(株)和倉	H23. 1.15	河辺和田字坂本北470-3	893-4546	893-4547	27
33	ショートステイ東通	(株)ケアワズShin	H23. 2.15	東通観音前1-2	874-9080	884-3055	21
34	ショートステイいちご	(株)A・S・F	H23. 2.15	牛島東七丁目8-37	893-3003	893-3004	21

通所介護(デイサービス)

NO	名 称	経営主体	開設月日	所在地	電 話	F A X	定員
1	大平荘	(福)晃和会	H 1.11. 1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338	838-2360	17
2	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H 1.10. 1	下新城笠岡字川向28	847-3271	857-3810	25
3	河辺荘	(福)河辺ふくし会	H 3.12.18	河辺大張野字水口沢216	882-3584	881-1218	30
4	松寿会	(福)松寿会	H 5. 2. 1	浜田字陳ケ原35-13	828-6678	828-7284	30
5	秋田市八橋	(福)秋田市社会福祉協議会	H 5. 4. 1	八橋南一丁目8-2	866-1343	866-1368	35
6	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-2223	33
7	光峰苑	(福)ともしび会	H 6. 1.20	添川字鶴木台65-3	868-7400	868-7401	30
8	秋田市旭南	(福)秋田聖徳会	H 7. 4. 1	旭南一丁目8-12	823-8119	823-8227	30
9	秋田市川口	(福)晃和会	H 7.10. 1	橋山登町10-64	832-3966	836-7720	30
10	緑水苑	(福)雄和福祉会	H 8. 2. 1	雄和石田字苗代沢25-1	886-5110	886-5557	30
11	秋田市河辺	(福)秋田市社会福祉協議会	H 9. 1.20	河辺三内字外川原34-2	883-2770	883-2771	30
12	秋田けやき会	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	45
13	秋田市外旭川	(福)幸楽会	H10. 4. 1	外旭川字鳥谷場136	868-5415	868-5416	37
14	新成園	(福)新成会	H10.11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	40
15	みそのホーム	(福)聖心の布教姉妹会	H11. 4. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	30
16	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11.11. 1	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	20
17	旭川	(有)ケアマネジメント	H12. 6. 2	添川字地ノ内143-5	884-1897	884-1886	30
18	リンデンバウムいずみ	(福)いずみ会	H12.11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	20
19	ファミリー園	(福)蹊仁会	H12.12. 2	桜一丁目4-21	887-3066	887-3065	25
20	ニチイケアセンター秋田	(株)ニチイ学館	H13. 5. 1	卸町五丁目1-33	895-7521	895-7524	30
21	安生庵	(有)みちのくアトリウムプラン	H13. 9. 1	手形田中4-34	833-8213	833-8235	10
22	ほくと	(福)北社	H13. 9. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	24
23	だまご亭	(有)夢介護	H14. 1. 8	土崎港南一丁目9-28	880-2236	880-2191	15
24	デイホーム古四王	秋田県高齢者・障害者(生協)	H14. 7. 1	寺内蛭根三丁目5-11	896-4770	862-2574	9
25	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14.11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	30
26	さくら	(有)優介護	H15. 6. 1	横森一丁目20-20	884-6784	837-2532	10
27	デイサービスゆうわの里	(有)ゆうわ	H15. 7. 1	雄和相川字向田表172	881-0880	881-0881	20
28	虹の街	(株)虹の街	H15.12. 1	牛島西一丁目3-8	831-5652	831-5776	27

29	デイビスひなたぼっこの家	(有)夢紡	H15.12.15	茨島四丁目5-10	896-0071	896-0037	38
30	手形 伊比 龍丸ふるさと	(有)介護センターふるさと	H16.4.1	手形字才ノ浜27-6	884-0350	884-0351	20
31	ケアセンター港北(認知症型)	(株)総合医療福祉サービス	H16.4.15	土崎港北七丁目1-17	816-0557	816-0558	12
32	特定非営利法人希望の家	(特非)希望の家	H16.6.15	土崎港相染町字浜ナシ山2-282	816-0380	816-0387	8
33	ひだまり	(福)晃和会	H16.7.1	東通仲町4-1	884-1400	884-3456	35
34	飯島	(有)福寿の会	H16.7.15	飯島字長山下18	847-2910	847-2912	25
35	ひなた	(福)新秋会	H16.8.1	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	880-5680	20
36	ア・ラ・ヤでデイ	(有) to be	H16.8.15	新屋扇町7-34	828-8170	888-8166	20
37	さとみ温泉りらくす倶楽部	(株)秋田温泉さとみ	H16.10.1	添川字境内川原142-1	835-2324	834-8225	50
38	稲庭クリニック(認知症型)	(医)わらべ会	H16.11.1	南通亀の町2-21	835-1221	835-1213	24
39	ケアセンター龍おす(認知症型)	(福)友遊会	H16.11.1	下北手松崎字岩瀬163-1	837-2335	887-7223	10
40	デイビス龍おす(認知症型)	(株)フォーエバー	H16.11.1	新屋松美ガ丘南町19-8	866-5977	兼用	12
41	ツクイ川尻	(株)ツクイ	H16.12.1	川尻御休町5-12	896-5442	896-5443	29
42	ケアセンターきらら	(有)太平プロジェクト	H17.2.1	太平山谷字中山谷317-1	889-7272	889-7273	10
43	悠楽館	新あきた農業協同組合	H17.2.1	外旭川字梶ノ目357-1	884-6821	884-6824	20
44	さくらデイサービス下川原店	(有)優介護	H17.2.7	下北手通沢字前田144	838-3124	837-2532	10
45	ツクイ茨島	(株)ツクイ	H17.3.22	茨島二丁目11-65	867-8801	867-8802	30
46	秋田ひまわりの家	(株)秋田介護支援センター	H17.4.1	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	887-5225	35
47	リフレッシュコア茨島	(福)北杜	H17.4.1	茨島四丁目12-43	867-7211	867-7233	30
48	ケアポートかたべ・くらぶ	(有)ケアポート秋田	H17.4.15	山王沼田町2-41	883-1578	883-1573	20
49	老人デイサービスコリウス	(有)コリウス	H17.7.15	仁井田字大野174-3	839-4600	839-4639	20
50	グリーンケアガーデン	(株)グリーンケアガーデン	H17.8.1	外旭川字堂ノ前174-1	869-7720	869-7730	15
51	スマイル輝	(有)スマイル薬局	H17.9.1	將軍野東一丁目4-38	846-6868	846-6869	30
52	ニチイケアセンター御所野	(株)ニチイ学館	H17.9.15	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	25
53	あいらんど	(福)愛染会	H17.10.1	飯島新町一丁目3-15	880-6688	846-6122	30
54	ツクイ土崎	(株)ツクイ	H17.10.1	土崎港相染町字中谷地182-1	816-0161	816-0162	15
55	御野場病院 デイビスセンター	(医)正観会	H17.11.1	御野場四丁目3-4	829-3434	829-3534	50
56	みらい	(株)みらい	H17.11.1	川尻上野町1-19	896-0707	896-6420	23
57	ほっと松崎	企業組合まつきデイサービス	H18.1.4	下北手松崎字家ノ前4-4	825-5011	825-5015	20
58	秋田市協賛 デイビスゆりかご	(有)ゆりかご	H18.3.1	飯島字寄進田94-1	816-0065	816-0075	15
59	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18.6.1	泉中央五丁目1-16	838-4505	883-0370	12
60	(有)ケアホームさつき	(有)ケアホームさつき	H18.6.15	雄和新波字竹ノ花37-1	881-4010	881-4070	15
61	ほろみ介護ネットワーク	地域福祉推進企業組合	H18.9.1	雄和田草川字太田40-1	881-3215	881-3216	10
62	みなみ風	(株)末優	H18.9.15	仁井田字新中島826-310	838-6725	838-6726	15
63	仁井田 デイビス龍丸ふるさと	(有)アンフィニ	H18.10.1	仁井田字仲谷地282	892-6333	892-6335	20
64	デイサービスセンターのぞみ	(有)ケアセンターハコウ	H18.10.15	上北手荒巻字堺切48	839-8503	839-9901	15
65	さとみ温泉ゆったり倶楽部	(株)秋田温泉さとみ	H19.1.4	添川字境内川原142-1	884-0602	884-0603	35
66	ひがし稲庭クリニック 認知症対応型通所介護	(医)わらべ会	H18.4.1	下北手松崎字岩瀬124	887-3355	887-3173	12
67	企業組合さくら家	企業組合さくら家	H19.1.15	牛島東二丁目1-9	835-3663	兼用	7
68	デイサービスもみの樹	(株)アーバンライフサポート	H19.4.2	茨島二丁目15-70	866-1061	866-1064	16
69	仁井田福祉センター	エーピー福祉(株)	H19.4.15	仁井田字切上240-1	829-3115	829-3117	25



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

70	デイサービスぬもり山荘	(福)はまなす会	H19. 5. 1	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	20
71	ハートフル秋田 デイサービスセンター	(有)クリーンマジック	H19. 5. 1	牛島東五丁目2-52	884-7857	884-0870	15
72	鹿嶋医院 デイサービスセンター悠々くらぶ	(医)土崎鹿嶋医院	H19. 5.15	土崎港東四丁目2-43	816-0520	816-0521	25
73	デイサービスセンターあきのとう	(企)秋田福祉サービス	H19.11. 1	濁川字家ノ前113	853-9073	853-9074	15
74	グループホーム・つばき苑(認知症型)	(有)グループホーム・つばき苑	H19.11. 1	雄和椿川字小鹿野戸39-2	886-5505	886-5506	3
75	高尾診療 デイサービス赤とんぼ	(株)グリーンリーフ	H20. 4. 1	雄和女米木字高麓沢8	866-4126	886-5005	25
76	バイタルケア秋田南	(株)バイタルケア	H20. 5. 1	新屋松美ガ丘東町2-20	853-4546	883-3500	12
77	療養所介護フォーチュン	(医)惇慧会	H20.10.15	外旭川字中谷地46	868-5718	868-5531	4
78	茶話本舗 デイサービス新屋	(株)メンタルサポート	H21. 6.15	新屋割山町5-44	874-8569	874-8379	10
79	茶話本舗 デイサービス御所野	(株)メンタルサポート	H21.12.15	御所野新町一丁目18-1	874-9049	874-9059	10
80	ジョイリハ秋田寺内	ヤマサ保険(株)	H22. 4. 1	寺内字イサノ60-2	896-4154	896-4155	20
81	認知症 デイサービス日吉坂(認知症型)	(福)はまなす会	H22. 7. 1	新屋比内町7-4	893-3800	893-3810	10
82	デイサービス石稜ハウス八橋	(株)シンワ	H23. 1. 1	八橋新川向9-24	893-4988	893-4987	10
83	デイサービスおぐら	(株)和倉	H23. 1.15	河辺和田字坂本北470-3	893-4546	893-4547	10
84	茶話本舗 デイサービス茨島	(株)メンタルサポート	H23. 3.15	茨島七丁目10番6号	893-5753	893-5754	10

秋田市八橋、秋田市旭南、秋田市川口、秋田市外旭川、秋田市河辺の設置主体は秋田市

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	もみの木の家	(医)久幸会	H10. 9. 1	下新城中野字琵琶沼138-1	873-6077	873-5825	6
2	みそのホーム	(福)聖心の布教姉妹会	H11. 4. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	9
3	りんどうの家	(医)久幸会	H12. 9. 1	東通明田7-5	834-2595	兼用	6
4	青竜	(福)友遊会	H13. 4. 1	下北手松崎字岩瀬122	887-7222	887-7223	9
5	グループホーム・サラ エン	(医)惇慧会	H13.11.19	新屋北浜町21-47	823-6711	兼用	18
6	ひふみ	(福)成光会	H14.11. 6	上北手百崎字二夕子沢1-6	892-6363	892-6635	9
7	グループホームさくら	(福)桜丘会	H15. 3.25	下北手梨平字登館8	892-7227	839-5331	18
8	グループホームひなた	(福)新秋会	H15. 4.16	土崎港中央四丁目4-16	816-0577	816-0578	9
9	ライフイン国見ノ里	(有)ライフイン国見ノ里	H15. 6. 1	豊岩小山字前田表158-3	828-9811	828-9800	9
10	なでしこの家	(医)久幸会	H15. 8. 1	金足追分字海老穴223	872-1155	872-1152	9
11	グループホーム野崎	(医)清流会	H15. 9. 1	河辺三内字野崎35-4	881-2131	881-2134	18
12	グループホームかぞく	(有)フラット	H16. 4. 1	新屋比内町26-1	888-9321	888-9322	9
13	グループホーム・つばき苑	(有)グループホームつばき苑	H16. 4. 1	雄和椿川字小鹿野戸39-2	886-5505	886-5506	18
14	グループホームフトンド	(有)ルーク	H17. 2. 1	新屋勝平町10-30	863-7322	863-7329	9
15	秋田まわり家グループホーム	(株)秋田介護支援センター	H17. 4. 1	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	887-5225	9
16	グループホームうららか	(有)ケアランドあきた	H17. 4.18	御所野元町四丁目2-3	889-8211	889-8212	9
17	グループホームフトンド茨島	(有)ルーク	H21.11. 1	茨島四丁目1-6	867-8871	867-1671	9
18	あじさいの家	(医)久幸会	H21.11. 1	山王沼田町4-11	862-2588	862-2588	9
19	正和会グループホームゆかり	(医)正和会	H21.12. 1	将軍野東三丁目3-27	816-0832	816-0833	9
20	グループホーム幸樹	(有)クラウド	H22. 7. 1	泉南一丁目4-20	883-0303	862-0131	18
21	グループホーム音符	(有)ライフ・ワーク	H22. 7. 1	土崎港北一丁目13-43	883-3212	893-3213	9

## 小規模多機能型居宅介護

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	グリーンケアガーデン	(株)グリーンケアガーデン	H18. 7. 1	外旭川字堂ノ前174-1	869-7720	869-7730	25
2	幸の家	(福)桜丘会	H18. 8. 1	南通亀の町12-22	832-3008	兼用	25
3	りんどう	(有)まつかさ園	H18.11. 1	仁井田本町二丁目12-14	889-6323	889-6332	25
4	たんせえ	(有)ライワーク	H18.11. 1	土崎港北一丁目13-37	880-6510	880-6511	25
5	ゆりかもめ	(株)ゆりかもめ	H18.11. 1	新屋南浜町3-16	866-2660	866-2761	25
6	ひかり苑	(株)ウエルフェア	H18.11. 1	新屋大川町11-18	828-8006	888-9511	25
7	なごみ	(有)湯の里	H19. 3. 1	仁井田字西潟敷127-2	892-7275	892-7276	25
8	ときわ野	(有)一輝	H19. 3. 1	港北松野町11-28	838-0038	838-0037	25
9	さるびあ	(株)ファミリーウエルフェア	H19. 3. 1	仁井田字中新田88	892-6682	892-6683	25
10	まめでらハウス	(有)to be	H19. 3. 1	新屋扇町7-30	828-8189	888-8166	25
11	愛好苑	(株)愛好苑	H19. 7. 1	柳田字境田140	834-2288	834-5011	25
12	マリアの家	(福)聖心の布教姉妹会	H19.11. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	25
13	和ごや家	(有)在宅ケアセンター	H19.11. 1	下北手松崎字前谷地141-1	853-9701	884-0112	25
14	ふきのとう	企業組合秋田福祉サービス	H19.11. 1	濁川字家ノ前113	853-9073	853-9074	24
15	よつば	(有)まつかさ園	H20. 3. 1	旭南二丁目3-17	896-6080	865-3161	25
16	花みずき	(有)うめの木園	H20. 3. 1	添川字添川170-21	869-7776	869-7779	25
17	ひかりの樹	(有)クラウド	H20. 3. 1	保戸野八丁1-14	896-6133	865-5222	25
18	太陽	(株)プロジェクト・バランス	H20. 3. 1	高陽青柳町9-20	867-0106	896-4471	25
19	はる風	(有)幹プランナーズ	H21. 3. 1	河辺和田字和田251-9	874-8088	874-8033	25
20	日吉坂	(福)はまなす会	H22. 7. 1	新屋比内町7-4	893-3800	893-3810	25
21	ありがとう	(株)ウエルフェア	H22.11. 1	浜田字後谷地9-2	888-8288	888-8289	25
22	きらら竿燈通り	(有)大平プロジェクト	H22.11. 1	大町二丁目5-1(3階)	895-7272	895-7273	25
23	ミモザ	ヴォルフアート(株)	H23. 4. 1	新屋松美町13-12	863-6560	863-6570	25

## 養護老人ホーム

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田聖徳会	(福)秋田聖徳会	S 7.11.22	旭南一丁目5-6	862-3267	862-4998	100
2	松寿園	(福)松寿会	S40. 7. 1	浜田字陳ケ原15-5	828-3618	828-3616	50
3	松峰園	(福)松寿会	S49. 1. 1	浜田字陳ケ原15-8	828-6600	828-6640	55

## 軽費老人ホーム

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
<b>A型</b>							
1	だいせん	(福)松寿会	S56. 2. 1	新屋大川町17-3	828-1851	兼用	50
<b>ケアハウス</b>							
1	ケアハウス弥生が丘	(福)秋田県厚生協会	H 6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	15
2	ウェルハウス御所野	(福)秋田けやき会	H 9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-7	826-0681	826-0682	100
3	ケアハウス大地	(福)新成会	H10.11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	15
4	ケアハウス花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	15

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

5	ケアハウス魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11.10.20	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	15
6	ケアハウススプリングヒル	(福)いづみ会	H12.11.1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	40
7	ケアハウスファミリー園	(福)蹊仁会	H12.11.21	桜一丁目4-21	887-3066	887-3065	40
8	ケアハウス土崎	(福)はまなす会	H16.1.5	土崎港中央三丁目4-40	845-4575	857-3371	50

生活支援ハウス

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	ウェルビューいづみハウス	(福)いづみ会	H14.11.1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	20

地域包括支援センター

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田地域包括支援センター(基幹型)	(福)秋田市社会福祉協議会	H19.4.1	八橋南一丁目8-2	862-8114	862-8124	
2	八橋地域包括支援センター社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H19.4.1	八橋南一丁目8-2	883-1465	883-1467	
3	泉地域包括支援センターリンデンパラム	(福)いづみ会	H19.4.1	泉菅野二丁目17-11	896-5960	864-3006	
4	東通地域包括支援センターひたまり	(福)晃和会	H19.4.1	東通仲町4-1 秋田拠点センタービル5階	884-1405	884-3456	
5	広面地域包括支援センター桜の園	(福)桜丘会	H19.4.1	桜二丁目17-45	853-7240	884-7322	
6	河辺地域包括支援センター社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H19.4.1	河辺北野田高屋字上前田表66-1	882-5565	882-3467	
7	新屋地域包括支援センターエンターバー	(医)惇慧会	H19.4.1	新屋大川町18-7	888-8761	888-8762	
8	御所野地域包括支援センターけやき	(福)秋田けやき会	H19.4.1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	
9	雄和地域包括支援センター緑水苑	(福)雄和福祉会	H19.4.1	雄和石田字苗代沢25-1	881-3511	886-8810	
10	寺内地域包括支援センター寿光園	(福)秋田県厚生協会	H19.4.1	寺内後城6-41	853-6300	846-7666	
11	下新城地域包括支援センターニコニコ	(医)久幸会	H19.4.1	下新城中野字琵琶沼421-2	872-1300	872-1305	

在宅介護支援センター

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	大平荘	(福)晃和会	H3.1.1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338	838-2360	
2	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H5.1.1	下新城笠岡字川向28	847-3270	857-3810	
3	光峰苑	(福)ともしび会	H6.1.20	添川字鶴木台65-3	868-1444	868-2168	
4	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H6.4.1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0991	829-2223	
5	千秋苑	(福)憲寿会	H6.4.1	外旭川字神田592	869-7800	868-5333	
6	松寿会	(福)松寿会	H7.4.1	浜田字陳ヶ原35-31	828-7630	828-7863	
7	三楽園	(医)久盛会	H7.5.1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	
8	土崎	(医)運忠会	H8.4.16	土崎港中央四丁目4-30	845-4123	845-4124	
9	幸楽園	(福)幸楽会	H9.3.4	上新城中字片野4	870-2226	870-2228	
10	秋田市川口	(福)晃和会	H9.4.1	檜山登町10-64	832-7506	836-7720	
11	新成園	(福)新成会	H10.11.1	浜田字元中村280-9	828-0021	828-0029	
12	南通	(医)明和会	H10.12.2	中通六丁目14-18	837-2502	837-2526	
13	河辺せせらぎ苑	(福)秋田市社会福祉協議会	H11.9.1	河辺三内字外川原34-2	883-2773	883-2771	

14	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11.11.1	新藤田字治郎沢52-6	884-1077	836-1661	
15	秋田市医師会	(社)秋田市医師会	H13.2.1	八橋南一丁目8-5	896-7707	896-7708	
16	桜の園	(福)桜丘会	H14.4.1	下北手梨平字登館8	839-5977	839-5971	
17	ふれ愛の里	(福)豊生会	H15.4.1	豊岩小山字中山216-27	888-8201	888-8205	

## 老人福祉センター

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田市老人福祉センター	秋田市	H 3. 4.10	八橋南一丁目8-2	866-1341	865-2099	

## 老人いこいの家

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	八橋老人いこいの家	秋田市	S47. 9.15	八橋本町一丁目4-3	862-6025	兼用	
2	飯島老人いこいの家	秋田市	S50. 5. 6	飯島字堀川84-191	845-3692	兼用	
3	大森山老人と子どもの家	秋田市	S55. 4. 1	浜田字出小屋333-1	828-1651	兼用	

## 保育所等訪問施設・秋田県新生児難聴検査事業療育拠点機関

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	オリブ園	(福)グリーンローズ	S47.11.10	新屋表町8-5	828-7750	828-8185	30

## 障害児通所支援(平成24年4月1日～)

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	インクル	(福)グリーンローズ	H22. 4. 1	新屋表町8番19号	828-0140	828-8185	10
2	若竹	(福)秋田県厚生協会	H23. 4. 1	横森二丁目24-7	832-3484	831-5363	10
3	あきた児童サ-ビスセンター	(株)こうせい	H23.11.1	仁井田路見町3-8	893-6795	8-5363	10
4	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H22. 4.19	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	140

## 居宅介護

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	(株)虹の街秋田営業所	(株)虹の街	H18.10.1	牛島西一丁目3-8	831-5652	831-5776	
2	キョクタク(株)	キョクタク(株)	H18.10.1	山王三丁目1-17	864-7712	863-1131	
3	松寿会指定訪問介護事業所	(福)松寿会	H18.10.1	浜田字陣ヶ原35-31	828-7856	828-7863	
4	割山ホームヘルプステーション	社会医療法人 明和会	H18.10.1	新屋勝平町3-21	823-0775	823-9531	
5	南通ホームヘルプステーション	社会医療法人 明和会	H18.10.1	中通六丁目14-18	884-1350	884-1350	
6	港北ホームヘルプステーション	社会医療法人 明和会	H18.10.1	土崎港北六丁目1-5	816-0789	857-4999	
7	仁井田ホームヘルプステーション	社会医療法人 明和会	H18.10.1	仁井田新田三丁目1-15	889-9025	829-1941	
8	川口ホームヘルプステーション	(福)晃和会	H18.10.1	檜山登町10-64	832-2327	836-7720	
9	ひだまりホームヘルプステーション	(福)晃和会	H18.10.1	東通仲町4-1	884-1401	884-3456	
10	(有)秋田在宅介護サ-ビスセンター	(有)秋田在宅介護サ-ビスセンター	H18.10.1	横森一丁目20-30	833-7073	833-7075	

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

11	秋田市社協ホームヘルプ-事業所	(福)秋田市社会福祉協議会	H18.10.1	八橋南一丁目8-2	862-7929	862-7939	
12	アースホーム秋田	アースホーム(株)	H18.10.1	広面字家ノ下98-3	836-6811	836-6800	
13	(有)ホプラケアサービス	(有)ホプラケアサービス	H18.10.1	保戸野桜町15-10	896-5092	896-5093	
14	ほほえみ介護福祉センター 訪問介護センター	地域福祉推進企業 組合	H18.10.1	雄和田草川字太田40-1	881-3215	881-3216	
15	リビングホームヘルプ ヘルプ-ステーション	(福)いずみ会	H18.10.1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	
16	ニコニコヘルプ-センター	(医)久幸会	H18.10.1	下新城中字野琵琶沼232-1	873-7158	873-4786	
17	三楽園ヘルプ- ステーション	(医)久盛会	H18.10.1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	
18	ホームヘルプ-ステーションほくと	(福)北社	H18.10.1	下新城中字野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	
19	河辺荘訪問介護事業所	(福)河辺ふくし会	H18.5.22	河辺大張野字水口沢216	882-3516	882-4544	
20	悠悠ケアサービス	(有)MUTSU企画	H19.5.15	寺内油田三丁目12-6	880-5503	880-5504	
21	ニイケアセンター 秋田	(株)ニイ学館	H19.8.1	卸町五丁目1-33	895-7521	895-7524	
22	ニイケアセンター 御所野	(株)ニイ学館	H19.8.1	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	
23	ニイケアセンター こうや	(株)ニイ学館	H19.8.1	寺内字三千刈70-1	883-1030	867-1366	
24	千秋苑ホームヘルプ-ステーション	(福)憲寿会	H19.11.1	外旭川字神田592	869-7800	869-7801	
25	在宅ケアサービス 秋田	(有)ライオンケアサービス秋田	H20.1.1	八橋本町四丁目10-15	883-3711	867-7378	
26	ライオンホームヘルプ-サービス	(株)ライオンホームヘルプ-サービス	H20.2.1	卸町五丁目1-357-1 ライオン管鉄 1F	863-5651	866-1064	
27	JA新あきたホーム ヘルプサービス	新あきた農業協同 組合	H20.5.1	外旭川字梶ノ目357-1	869-9300	869-9722	
28	ジャパンケア秋田八橋	(株)ジャパンケアサービス	H20.7.1	八橋大畑二丁目1-2	867-7180	867-7181	
29	ジャパンケア秋田仁井田	(株)ジャパンケアサービス	H20.7.1	仁井田新田一丁目5-15	889-6311	889-6312	
30	土崎ヘルプ-ステーション	(医)運忠会	H20.9.1	土崎港中央四丁目4-26	845-4122	845-2831	
31	ケアセンター 亀はうす	(福)友遊会	H21.1.1	下北手松崎字岩瀬163-1	837-2335	887-7223	
32	在宅介護サービス たんぼぼ	(株)東北リスケア メント	H21.7.1	寺内字イサノ101	866-0888	865-7378	
33	合同会社 グレイ	(合)グレイ	H21.9.1	河辺諸井字下諸井32-2	881-1355	881-1366	
34	企業組合 さくら家	(企)さくら家	H22.2.1	牛島東二丁目1-9	835-3663	835-3663	
35	在宅介護支援おお きた	ホームヘルプ-広域自 薦登録保障協会	H18.10.1	南通みその町4-55	836-7159	836-7159	
36	秋田在宅ケアセンター	(有)秋田在宅ケアセンター	H22.5.1	下北手松崎字前谷地142-1	887-3886	825-1137	
37	サポート彩り合同会社	サポート彩り(合)	H23.8.1	御野場新町二丁目2-11	829-4018	874-8636	
38	ヘルプ-ステーションあかり	(福)友遊会	H23.12.1	八橋本町三丁目21-24	893-5011	865-2522	
39	ケアセンター ひばり	(合)ひばり	H24.3.1	茨島二丁目15-297-1 ライオン管鉄 -101	893-3317	893-3318	
40	バイタルケア秋田	(株)バイタルケア	H24.3.1	泉字登木221-1	824-3417	867-8477	
41	御野場ホームヘルプ- ステーション	(医)正観会	H24.3.1	御野場七丁目2-32	829-3200	829-3401	

## 同行援護

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	(株)虹の街秋田営業所	(株)虹の街	H18.10.1	牛島西一丁目3-8	831-5652	831-5776	
2	わが たくし(株)	わが たくし(株)	H18.10.1	山王三丁目1-17	864-7712	863-1131	
3	秋田市社協ホームヘルス事業所	(福)秋田市社会福祉協議会	H18.10.1	八橋南一丁目8-2	862-7929	862-7939	
4	アースホーム秋田	アースホーム(株)	H18.10.1	広面字家ノ下98-3	836-6811	836-6800	
5	三楽園ホームステーション	(医)久盛会	H18.10.1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	
6	ニイ学館 秋田	(株)ニイ学館	H19.8.1	卸町五丁目1-33	895-7521	895-7524	
7	ニイ学館 御所野	(株)ニイ学館	H19.8.1	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	
8	ニイ学館 こうや	(株)ニイ学館	H19.8.1	寺内字三千刈70-1	883-1030	867-1366	

## 短期入所

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	竹生寮	(福)秋田育明会	H18.10.1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	8
2	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H18.10.1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	2
3	療護センターほくと	(福)北社	H18.10.1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	3
4	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H18.10.1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	2
5	雄高園短期入所	(福)秋田県厚生協会	H18.10.1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	6
6	秋田県高清水園短期入所	(福)県社会福祉事業団	H18.10.1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	8
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H18.10.1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	4
8	杉の木園短期入所	(福)一羊会	H18.10.1	山内字上台15-1	827-2310	827-2311	3
9	小規模多機能ホーム ふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H20.4.1	濁川字家ノ前113	853-9073	853-9074	4
10	小規模多機能型居宅介護 事業所 ゆりかもめ	(株)サウスビーチ	H20.4.1	新屋南浜町3-16	866-2660	866-2761	9
11	若竹学園短期入所	(福)秋田県厚生協会	H20.8.1	横森二丁目24-7	832-3484	831-5363	40
12	短期入所事業所 紫陽花	(医)回生会	H18.10.1	牛島西一丁目6-7	825-5252	825-5250	1
13	すずらん短期入所	(医)久盛会	H18.10.1	飯島字堀川84-20	846-6125	846-6842	17
14	げんきハウス金足	(医)久幸会	H20.4.1	金足追分字海老穴222	872-1116	872-1117	4
15	秋田県立医療療育センター	(独)秋田県立療育機構	H22.4.19	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	6

## 生活介護

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田県高清水園	(福)県社会福祉事業団	H9.4.1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	52
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H3.4.10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	48
3	ふきのとう	(福)秋田育明会	H8.4.1	柳田字竹生168-1	837-1320	837-5730	18
4	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14.11.1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	15
5	ほくと	(福)北社	H10.8.1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	66
6	ひだまり	(福)晃和会	H16.7.1	東通仲町4-1	884-1400	884-3456	14
7	つどいの家	(福)ゆたか会	H13.10.1	浜田字境川52	828-4472	兼用	15
8	杉の木園	(福)一羊会	H7.11.1	山内字上台15-2	827-2310	827-2311	20
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H11.4.1	新屋下川原町2-10	883-0711	883-0712	14

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋174-1	827-2271	827-2271	7
11	愛心苑	(福)愛心会	H16. 4. 1	金足浦山字岩崎174	873-7922	873-6533	20
12	竹生寮	(福)秋田育明会	S46. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	80
13	柳田新生寮	(福)秋田育明会	S57. 4. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	50
14	小又の里	(福)秋田福祉協会	H11.10. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	42
15	障がい福祉センター 聖和	(福)秋田聖徳会	H23. 4. 1	川元小川町1-8	874-8415	874-8716	30
16	雄高園	(福)秋田県厚生協会	S52.12. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
17	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	S36. 7. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	40
18	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H22. 4.19	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	20

経過的生活介護

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	若竹学園	(福)秋田県厚生協会	S39. 4. 1	横森二丁目24-7	832-3484	831-5363	20
2	秋田県高清水園	(福)県社会福祉事業団	S27. 8. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	40

機能訓練

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	S36. 7. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	30
2	らいふサポートほくと	(福)北社	H10. 8. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	4
3	ひだまり	(福)晃和会	H16. 7. 1	東通仲町4-1	884-1400	884-3456	6

生活訓練

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田県高清水園	(福)県社会福祉事業団	H 9. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	8
2	ふきのとう	(福)秋田育明会	H 8. 4. 1	柳田字竹生168-1	837-1320	837-5730	12
3	ウェルビューいづみ	(福)いづみ会	H14.11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	10
4	愛心苑	(福)愛心会	H16. 4. 1	金足浦山字岩崎174	873-7922	873-6533	20
5	ニコニコ寮	(医)久幸会	H 2. 6.25	下新城中野字琵琶沼123	873-5759	873-6381	26
6	手形ハウス	(医)久幸会	H23. 8. 1	牛島西一丁目6-7	825-5252	825-5250	12
7	紫陽花	(医)回生会	H15. 4. 1	牛島西一丁目6-7	825-5252	825-5250	39

就労移行支援

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H 3. 4.10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	12
2	ウェルビューいづみ	(福)いづみ会	H14.11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	15
3	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H11. 4. 1	新屋下川原町2-10	883-0711	883-0712	6
4	夢・究塾 明日葉	(福)一羊会	H23. 1. 1	手形字大松沢79-1	836-1730	836-1730	10
5	げんきハウス下新城	(医)久幸会	H15. 2. 1	金足追分字海老穴222	872-1116	872-1117	6
6	あさひの郷	一般社団法人旭陽会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	831-8010	831-8009	10

## 就労継続支援A型

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H 3. 4. 10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	10
2	アクール	障がい者雇用促進ネットワーク	H23. 6. 1	川尻町字大川反170-26	896-0200	896-1168	20
3	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面2-1	874-8931	874-8935	10
4	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	831-8010	831-8009	10

## 就労継続支援B型

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H 3. 4. 10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	30
2	いなほ作業所	(福)秋田いなほ福祉会	H15.12. 1	山手台二丁目17	829-4422	兼用	25
3	つどいの家	(福)ゆたか会	H13.10. 1	浜田字境川52	828-4472	兼用	12
4	希望園	(福)秋田希望ふくし会	H14.10. 1	泉中央二丁目6-26	862-6072	兼用	20
5	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14.11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	20
6	明成園	(福)秋田旭川福祉会	S60. 4. 1	添川字地ノ内10-1	868-4868	868-4856	50
7	緑光苑	(福)緑光福祉会	H12.10. 1	下北手宝川字種ヶ崎81-17	889-7001	889-7002	40
8	スクラム	(福)友愛の園	H22. 4. 1	飯島字穀丁大谷地1-33	893-3760	893-3761	20
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H11. 4. 1	新屋下川原町2-10	883-0711	883-0712	10
10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋174-1	827-2271	827-2271	13
11	夢・究塾 明日葉	(福)一羊会	H23. 1. 1	手形字大松沢79-1	836-1730	836-1730	10
12	サンハウス	(福)サンふくし会	H17. 7. 1	上北手荒巻字荒巻312	892-6650	892-6651	30
13	小又の里	(福)秋田福祉協会	H11.10. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	18
14	げんきハウス下新城	(医)久幸会	H15. 2. 1	金足追分字海老穴222	872-1116	872-1117	44
15	クローバー	(医)久盛会	H12. 2. 1	飯島道東二丁目13-20	846-9608	846-5358	30
16	ニコニコ工房追分	(医)久幸会	H21. 4. 1	下新城長岡字毛無谷地265	873-5759	873-6381	10
17	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面2-1	874-8931	874-8935	10
18	手形ハウス	(医)久幸会	H23. 8. 1	牛島西一丁目6-7	825-5252	825-5250	20
19	白樺	(社)五輪坂秋峰会	H23.11. 1	中通三丁目3-1	874-8931	874-8935	20
20	ごろりんはうす	あきた福祉共生会	H23.11. 1	山王新町13-21	893-6991	893-6992	20
21	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	831-8010	831-8009	20
22	ほのぼの	(株)サポートワーク	H24. 4. 1	大町二丁目5-1	866-8880	866-8887	20
23	あさひの郷	一般社団法人旭陽会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	831-8010	831-8009	20

## 施設入所支援

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田県高清水園	(福)県社会福祉事業団	H 9. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	60
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H 3. 4. 10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	54
3	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	S36. 7. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	60
4	ほくと	(福)北社	H10. 8. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	55
5	竹生寮	(福)秋田育明会	S46. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	80
6	柳田新生寮	(福)秋田育明会	S57. 4. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	50
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H11.10. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	50



(仮称)第4次秋田市障がい者プラン(素案)

8	雄高園	(福)秋田県厚生協会	S52.12.1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
---	-----	------------	----------	----------------	----------	----------	----

経過的施設入所支援

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	若竹学園	(福)秋田県厚生協会	S39.4.1	横森二丁目24-7	832-3484	831-5363	40
2	秋田県高清水園	(福)県社会福祉事業団	S27.8.1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	40

療養介護

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	秋田県立医療療育センター	(地)秋田県立療育機構	H22.4.19	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	40

グループホーム・ケアホーム

NO	名称	経営主体	開設月日	所在地	電話	FAX	定員
1	グループホーム結	(福)県社会福祉事業団	H14.10.1	広面字碓21-9	837-3012		5
2	グループホームみのり	(福)県社会福祉事業団	H16.11.1	広面字鬼頭109-3	832-2125		5
3	グループホームさくら	(福)県社会福祉事業団	H18.5.1	桜四丁目18-21	832-4211		4
4	ささこやま	(福)秋田育明会	H13.10.1	広面字大巻36-3	835-3371	835-3219	6
5	みんなのいえ	(福)秋田育明会	H16.10.1	広面字大巻32-1	834-7854		4
6	グループホームバストラル	(福)秋田旭川福祉会	H15.10.1	外旭川字神田937-2	868-6044	兼用	4
7	花つばみ	(福)友愛の園	H22.5.1	土崎港相染町字大谷地33-10	847-0011	兼用	6
8	絆(きずな)	(福)友愛の園	H23.4.1	土崎港相染町字沖谷地151-2	846-7502	兼用	7
9	ケアホームあおぞら	(福)県社会福祉事業団	H20.4.1	上北手百崎字境田30	839-6552		6
10	ケアホームずっと	(福)一羊会	H20.10.1	山内字上台15-1	827-2310	827-2311	16
11	ケアホーム彩	(福)県社会福祉事業団	H21.4.1	横森五丁目10-24	835-8660		5
12	竹飛歩	(福)一羊会	H12.10.1	桜二丁目24-7	837-4819	兼用	7
13	にぎやか倶楽部	(福)一羊会	H15.10.1	東通仲町23-19	836-6019	兼用	5
14	あいしんホーム	(福)愛心会	H17.6.1	土崎港中央五丁目9-30	846-7682		6
15	あいしんホームみなと	(福)愛心会	H19.4.1	土崎港中央四丁目3-7	846-7682	兼用	4
16	あいしんホームあおやま	(福)愛心会	H22.4.1	將軍野青山町12-5	857-0121	兼用	5
17	福寿草(男性のみ)	(医)久盛会	H6.4.1	飯島字堀川84-21	845-4700		6
18	かすみ草(女性のみ)	(医)久盛会	H8.4.1	飯島字堀川84-21	845-2079		6
19	鶴	(医)久盛会	H4.4.1	土崎港中央四丁目4-24	846-5885		7
20	すずらん	(医)久盛会	H8.1.1	飯島字堀川84-29	846-6125		17
21	トマト荘	(医)久幸会	H10.4.1	下新城中野字琵琶沼232-1	873-3011		12
22	にんじん(男性のみ)	(医)久幸会	H19.6.1	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011		7
23	じゃがいも(女性のみ)	(医)久幸会	H19.6.1	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011		7
24	なすび荘	(医)久幸会	H7.4.1	下新城中野字琵琶沼232-1	873-3011		10
25	杉翠荘	(医)仁政会	H15.12.1	土崎港中央六丁目3-3	847-7550		12
26	あやめ荘	(医)回生会	H18.10.1	牛島西一丁目6-24	836-7551		6
27	さくら荘	(医)回生会	H18.10.1	茨島四丁目6-68	832-3203		6
28	げんきハウス金足(姉妹)	(医)久幸会	H15.2.1	金足追分字海老穴222	872-1116		18
29	雀(浮き雲)	(福)友遊会	H21.7.1	下新城中野字琵琶沼156-19	873-8158		7

30	雀(青空)	(福)友遊会	H21. 7. 1	下新城中野字琵琶沼156-19	873-8158		7
31	ケアホーム雪やなぎ	(福)秋田育明会	H23.10. 1	柳田字佐渡端34-2	893-6711		5
32	Tune(ツネ)	NPO法人秋田マック	H23.11. 1	桜三丁目14-10	874-7021		6
33	あざみ	(医)久盛会	H24. 4. 1	飯島鼠田一丁目10-6	873-8158		10

## 地域活動支援センター

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田はまなす共同作業所	秋田はまなすの会	S62.11. 1	新屋比内町11-16	828-7817	兼用	12
2	工房こすもす	工房こすもすの会	H 9. 4. 1	濁川字堀尾田1-126	868-9660	兼用	10
3	やすらぎの家	やすらぎの家	H 7. 4. 1	土崎港中央五丁目9-3	845-3158	兼用	10
4	クローバー	(医)久盛会	H12. 2. 1	飯島道東二丁目13-20	846-5328	846-5358	20
5	秋田のび地域種加援カ	秋田市	H15. 4. 1	八橋南一丁目8-2	863-4481	兼用	20
6	秋田南浜地域種加援カ	秋田市	H15. 4. 1	新屋南浜町7-10	867-1650	兼用	20

## 児童養護施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	感恩講児童保育院	(福)感恩講	M38.12.18	寺内神屋敷2-1	845-0483	845-0483	60
2	聖園天使園	(福)聖心の布教師妹会	S23. 5. 1	保戸野すわ町1-58	823-2696	823-2699	80

## 乳児院

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田赤十字乳児院	日本赤十字社秋田県支部	S24. 8. 1	広面字釣瓶町100-3	884-1760	884-1762	30

## 児童自立支援施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	千秋学園	秋田県	M37. 4. 1	新屋下川原町1-2	862-2614	863-2416	75

## 婦人保護施設

NO	名 称	経営主体	開設日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	秋田陽光園	県母子寡婦福祉連合会	S33. 6. 1	手形住吉町4-26	834-0906	833-4246	16

## 救護施設

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	玉葉荘	(福)秋田県厚生協会	S37. 9. 1	雄和向野字吹欠下36-2	887-2235	887-2310	150
2	河辺総合福祉交流センター	秋田市	H11. 8. 1	河辺北野田高屋字上前田表66-1	881-1201	882-3467	
3	河辺高齢者健康づくりセンター	秋田市	H16. 3. 1	河辺三内字丸舞1-1	884-2111		
4	雄和ふれあいプラザ	秋田市	H12. 1.20	雄和妙法字上大部77-1	886-5071	886-5077	
5	雄和農林漁家高齢者センター	秋田市	S62.10. 9	雄和神ヶ村字大橋248	887-2340	兼用	

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

福祉複合施設(再掲)

NO	名 称	経営主体	開設月日	所 在 地	電 話	F A X	定員
1	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14.11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	

一つの建物に、保育所、生活支援ハウス、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービスセンター、老人デイサービスセンターが入居する複合施設であり、1階には地域交流スペースも設置されている。

特定・障害児・一般(地域)相談支援(平成24年12月1日現在)

NO	名 称	所 在 地	電 話	F A X	事業種別			主たる 対象者
					特 定	障 害 児	一 般	
1	秋田県身体障害者更生訓練センター	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393				特定無し
2	秋田県高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578				特定無し
3	グリーンローズ	新屋表町8-5	828-7750	828-7750				障がい児
4	秋田聖徳会相談支援事業所	川元小川町1-8	874-9888	876-8416				特定無し
5	障害者生活支援センターほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7804	873-7804				特定無し
6	若竹	横森二丁目24-7	832-3484	846-7801				知的
7	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577	834-2219				特定無し
8	クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-5328	846-5358				精神
9	いんく・ぽっと	大町一丁目5-9	893-3836	893-3836				特定無し
10	秋田県立医療療育センター	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407				特定無し
11	ラポールほくと	中通四丁目3-23	874-8864	884-0505				特定無し
12	秋田ワークセンター	下北手柳館字前田面134	831-8010	864-2781				身体・知的

指定相談支援事業者

内 容	名 称	所 在 地	電 話	F A X
身体障がい関係	障害者生活支援センターほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7804	873-7804
知的障がい・療育支援関係	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577	834-2219
精神障がい関係	指定相談支援事業所クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-5328	846-5358

その他の相談機関

内 容	名 称	所 在 地	電 話	F A X
発達障がい関係	秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-8030	826-2414
就労とそれに伴う生活支援 関係	障害者就業・生活支援センター 「ウェルビューいずみ」	泉菅野二丁目17-27	896-7088	896-7078

## 特別支援学校の概況

各年5月1日現在

	種別	盲学校					ろう学校					養護学校					
	年度	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	
学校数	本校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	3	3	
	分校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学級数	幼稚部	-	-	-	-	2	5	4	4	4	1	-	-	-	-	-	
	小学部	1	2	2	2	2	6	7	6	6	6	37	35	34	35	37	
	中学部	0	0	1	1	2	4	3	4	4	3	32	31	34	32	33	
	高等部	9	9	9	10	12	6	6	6	6	7	37	36	41	36	38	
	総数	10	11	12	13	18	21	20	20	20	17	106	102	109	103	108	
児童・生徒数(人)	幼・小学部	男	1	1	2	1	4	9	10	10	9	9	59	50	56	58	67
		女	0	1	0	1	1	10	13	10	11	8	39	40	34	34	29
	中学部	男	0	0	1	1	1	4	3	4	4	3	56	58	64	67	69
		女	0	0	0	0	1	3	3	5	3	4	37	33	36	33	40
	高等部	男	16	19	15	14	14	13	11	10	7	9	83	90	91	94	98
		女	7	3	5	8	13	6	6	4	6	8	56	56	61	60	64
	総計	男	17	20	18	16	19	26	24	24	20	21	198	198	211	219	234
		女	7	4	5	9	15	19	22	19	20	20	132	129	131	127	133
		計	24	24	23	25	34	45	46	43	40	41	330	327	342	346	367
教員数(人)		36	35	37	39	41	49	50	53	51	51	269	266	277	254	265	
職員数(人)		11	18	18	13	12	10	20	19	14	13	24	47	44	42	41	

本資料は、「学校統計一覧(秋田県教育長総務課)」を基に、本市に所在する特別支援学校のデータを集計したものである。

### 【主な取組・事業の概要】

事業名および実施期間等については、平成24年度末時点のものであり、計画の実施過程において、社会・経済情勢等の変化により、記載内容が変更されることがあります。

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
1 広報あきた等の発行	広報広聴課					
<p>(概要)</p> <p>広報あきた、市民便利帳にて、障がい者への様々な行政サービス等をお知らせしているとともに、制度改正等についてはわかりやすい紙面づくりに努めている。</p> <p>また、障がい者への理解を高めるため、障がい者の活動・取り組みなども紹介するようにしている。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
2 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい者にとって必要な情報を集約した冊子「障がい者のためのくらしのしおり」を、障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を交付する際に配布している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
3 インターネット等による情報提供	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい者がいつでも必要な情報を収集できるよう、随時障がい福祉課のホームページを最新の情報に更新しているほか、「障がい者のためのくらしのしおり」や各種申請書などをダウンロード可能としている。</p> <p>また、秋田市のホームページに関しては、アクセスしやすい、読みやすいページの作成に努めている。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
4 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい者が障害福祉サービス等に関する情報を適切に得られるよう、随時最新の情報を広報あきたへ掲載する。</p> <p>また、障がい者施策に関する広報テレビ番組の製作などを随時行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
5 声の広報の配布	広聴広報課					
<p>(概要)</p> <p>広報あきたの内容を朗読してカセットテープに録音し、希望する視覚障がい者に年24回発送し、市政情報等を定期的に提供する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
6 点字広報の配布	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>点字を読む視覚障がいのかたに対して、点字広報を年4回発行し、希望する視覚障がい者に送付している。その内容については、保存して繰り返し読むものとして活用されている。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
7 精神障がいについての正しい知識の普及	健康管理課					
<p>(概要)</p> <p>精神障がいについての正しい知識を普及し、市民の精神障がい者に対する誤解や偏見をなくし、社会参加と自立についての理解と関心を深めるとともに、市民自らがこころの健康づくりに関心を持ち、こころの健康問題に対処できる力を養う。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
8 福祉教育の推進	学校教育課					
<p>(概要)</p> <p>各校の特色ある取組を支援する「学校きらめきプラン支援事業」の実施により福祉施設への訪問活動やボランティア活動を支援するほか、教職員研修の充実を図ることにより、小・中学校における福祉教育を推進する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
9 選挙等における障がい者への配慮	選挙管理委員会事務局					
<p>(概要)</p> <p>点字器および点字の氏名掲示は全投票所へ配布を行っているが、その他の物品が全投票所への配布がされていないため、今後は必要な投票所への低記載台、車いす、スロープを設置できるようにする。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
10 郵便等による不在者投票	選挙管理委員会事務局					
<p>(概要)</p> <p>身体に重度の障がいがあり一定の要件に該当する選挙人が、あらかじめ申請していただき、秋田市選挙管理委員会委員長が交付する郵便等投票証明書を発行後、自宅等で郵便により投票ができる制度。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
11 障がい者の職場実習の受け入れ	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設等での職場実習の受け入れを行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
12 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進	商工労働課					
<p>(概要)</p> <p>障害者就業・生活支援センターが民間企業の協力のもと職場実習を実施する際に、受入事業所の募集のPRに協力する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
13 障害者週間	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>国が定めた障害者週間(12月3日～12月9日)にあわせ、看板掲示等の広報活動や趣旨に基づいた事業を実施する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
14 障がい者製作製品の周知促進	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい者の製作製品について、市の公共施設での展示や、市が主催する各種イベントにおける展示や販売について支援する。 また、市が発注する製品について、障がい者施設等への発注を促進する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
15 小・中学校と障がい児(者)との交流	学校教育課					
<p>(概要)</p> <p>特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流学習を計画的に実施する。</p>						



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
16 男女共生社会の推進	市民協働・地域分権推進課					
<p>(概要)</p> <p>「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画」による各種施策・事業の推進をする。</p> <p>秋田市男女共生推進会議を開催する。</p> <p>未来づくり女性セミナーを通じ女性人材の育成を進め、政策立案や意思決定の場への女性の参画を増やし、男女ともに提言のできる環境づくりをする。</p> <p>本市の各種審議会等の女性委員比率を調査し、女性人材リストを活用するなど、女性の参画を推進する。</p> <p>男女共生フォーラムや男女共生出張講座・研修会などを開催し、男女共生社会への意識を市民に広く浸透させる。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
17 地域福祉権利擁護事業	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>秋田市社会福祉協議会(中央地区福祉生活サポートセンター)において、専門員が利用者の各種相談に応じて支援内容を決定し、契約に基づいて生活支援員が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
18 成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>判断能力が不十分なため、財産の管理や契約の締結等の法律行為が困難な障がい者に代わり、法律行為を代行する成年後見制度の利用について支援する。判断能力が不十分な障がい者のうち、身寄りがいる場合においては、相談支援事業者等が制度利用について支援する。身寄りがない場合など当事者による申立が困難である障がい者については、審判の請求を行い、その費用を一時立て替える。</p> <p>また、審判請求による費用や後見人等の費用については、必要に応じ全部または一部を助成する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
19 地域包括支援センター運営事業	長寿福祉課					
<p>(概要)</p> <p>介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護等の包括的支援事業等を社会福祉法人および医療法人へ業務委託し実施している。平成19年度から、東西南北中央の日常生活圏域に地域包括支援センターを10か所、各地域包括支援センターの指導・連絡調整業務等を行う基幹型センターを1か所設置している。</p> <p>なお、平成25年度から地域包括支援センター5か所を増設し、合計15か所とする予定である。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
20 障がい者虐待防止センター事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい者虐待の防止のため、障がい者虐待に関する情報や、通報先としての障がい者虐待防止センターの周知を徹底する。</p> <p>また、虐待が起こった場合の対応について、相談支援事業者等関係機関との円滑な連携を図ることができるよう、体制づくりをすすめます。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
2 1 相談支援等事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>相談支援事業 障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供、助言およびその他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を委託相談支援事業者に配置する。</p> <p>住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 賃貸契約による公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な連絡調整等に係る支援を行う。</p> <p>障害児等療育支援事業 在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育支援等が受けられる療育機能の充実を図る。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
2 2 民生委員活動推進事業	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、障がい者等に対する援護活動や相談・助言活動など地域社会の福祉向上にむけたさまざまな取り組みを行っている。秋田市民生児童委員協議会では民生委員の指揮監督、推薦および指導訓練を行うとともに、指導訓練等に関する費用を負担している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
2 3 ふれあいのまちづくり事業	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>秋田市社会福祉協議会内に、ふれあい福祉センター(相談所)を設置し、多様な福祉ニーズへの対応をするとともに、地区社会福祉協議会毎に、見守り世帯を定期的に声かけ・訪問する「見守りネットワーク事業」を推進する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
24 障がい者相談員の設置	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>地域において障がい者や保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行う「身体障害者相談員」および「知的障害者相談員」を委嘱している。</p> <p>また相談員の研修会についても実施し、資質向上に努めている。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
25 子ども未来センター相談事業	子ども未来センター					
<p>(概要)</p> <p>各関係機関と連携しながら、家族や児童等からの相談に応じている。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
26 消費生活相談事業	市民相談センター					
<p>(概要)</p> <p>老人会、婦人会、学生向け出前講座の他、地域包括支援センター職員等障がい者に接する機会の多いかたを対象に、サポート情報を盛り込んだ出前講座をPR・開催する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
27 地域自立支援協議会	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>秋田市地域自立支援協議会（社会福祉審議会委員障がい者専門分科会委員兼務：委員数13人）では、委託相談支援事業者の運営評価のほか、関係機関のネットワーク構築に向けた協議をおこなっている。</p> <p>秋田市地域自立支援協議会の下部組織として、相談支援部会（委託相談支援事業担当コーディネーター、相談支援機関相談員、特別支援学校教諭、ハローワークの担当専門官など 委員数12人）を設置し、具体的な課題解決のための協議の場を設けている。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
28 私立保育所障がい児保育事業	子ども育成課					
<p>(概要)</p> <p>保育に欠け集団保育が可能な障がいのある就学前児童のうち、特別児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳交付対象児童は中度障がい児として、その他小児療育センターなど専門機関からの診断書等を持つ児童は軽度障がい児として、私立認可保育所での受入れを促進するため、保育士の加配に係る費用の一部を補助する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
29 幼稚園における特別支援教育の充実	子ども育成課					
<p>(概要)</p> <p>県が実施する「特別支援教育総合推進事業」が秋田市で開催された場合の協力・支援等。</p> <p>「特別支援教育総合推進事業」</p> <p>発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進するもの。(文部科学省HPより)</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
30 就学時健康診断	学事課					
<p>(概要)</p> <p>学校保健安全法第11条の規定に基づく健康診断を実施し、疾病を有する就学予定者の保護者に対し、入学までに必要な治療を行うよう勧告する。</p> <p>また、学校生活に支障となる疾病(知的障害、肢体不自由、病弱等)を有する、または疑いのあるときは、就学相談・就学指導を実施する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
3 1 特別支援教育就学奨励費	学事課					
<p>(概要)</p> <p>小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じて就学に必要な経費（通学費、給食費、学用品費、修学旅行費など）を援助する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
3 2 小・中学校における特別支援教育の充実	学校教育課					
<p>(概要)</p> <p>教育上特別な支援を必要とする児童生徒のためにサポーターを派遣する特別支援教育推進事業（学校行事等支援、学級生活支援、日本語指導支援）を実施する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
3 3 就学相談	学校教育課					
<p>(概要)</p> <p>保護者や学校からの、特別な支援を必要とする児童生徒の就学に関わる相談（特別支援学級への入級、転籍や特別支援学校への転学、進路など）のほか、家庭での養育や学校での対応の仕方などについて、電話相談、来所相談に応じる。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
3 4 心身障がい児就学指導委員会の開催	学校教育課					
<p>(概要)</p> <p>心身障がい児の適正就学に関する審議、心身障がい児に係る調査および学習相談などを実施する。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
35 放課後支援事業(地域生活支援事業)	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>本市が社会福祉法人等に委託し、特別支援学校に通う児童生徒のうち、保護者の就労などの事情により、放課後や学校の長期休みの間、介護者がいないかたについて、活動の場所や介護を受ける場所を確保する事業。</p> <p>現在、県立秋田きらり支援学校、県立栗田養護学校および県立天王みどり学園に秋田市の利用者が在籍している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
36 放課後児童健全育成事業	子ども育成課					
<p>(概要)</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです(厚生労働省HP)。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
37 乳幼児健康診査事業	子ども健康課					
<p>(概要)</p> <p>乳児(4か月児、7か月児、10か月児) 幼児(1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児)を対象に健康診査を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
38 経過観察クリニック	子ども健康課					
<p>(概要)</p> <p>1歳6か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
39 養育指導教室	子ども健康課					
<p>(概要)</p> <p>幼児健康診査等で行動や養育上の問題で養育支援が必要と認められた幼児および保護者を対象に、幼児の発達状況に応じた適切な養育支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
40 疾病や障がいのある子どもまたは保護者に対する健康相談	子ども健康課					
<p>(概要)</p> <p>小児慢性特定疾患等の疾患や障がいのある子どもまたは保護者に対し健康相談を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
41 育成医療給付事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>18歳未満の児童で、身体上の障がいを有するか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められるかたが、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けることができる。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
42 未熟児養育医療給付事業	子ども健康課					
<p>(概要)</p> <p>入院医療を必要とする未熟児に対し医療の給付を行う。</p>						



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
43 小児慢性特定疾患治療研究事業	子ども健康課					
<p>(概要)</p> <p>小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満の児童(継続の場合20歳到達まで)に対し、医療費の給付を行う。</p> <p>また、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
44 身体障がい児(者)補装具給付等事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具を交付(修理)し、身体障害児(者)の日常生活や社会生活の向上を図る。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
45 難聴児補聴器購入費助成事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>身体障害手帳の交付の対象とならない程度の18歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
46 視覚障がい者用電子白杖購入費助成事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>視覚障がい者および視覚障がいがある障がい児が視覚障害用電子白杖を購入する際に、その費用の一部を助成する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
47 人工内耳体外部装置購入費助成事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>人工内耳を装用する障がい者および障がい児に対し、人工内耳用の体外部装置の買換えに要する費用の一部を助成する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
48 障害児通所支援	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>身体に障害のある児童、知的障害の児童または精神に障害のある児童に対して給付決定するものである。</p> <p>障害児通所支援には、未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う「児童発達支援」、肢体不自由があり、理学療法等の訓練または医学的管理下の支援が必要な「医療型児童発達支援」、就学児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う「放課後等デイサ - ビス」、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う「保育所等訪問支援」がある。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
49 日中一時支援事業短期入所型	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい児者の介護を行う者が急病、冠婚葬祭、介護疲れその他やむを得ない理由で当該障がい児者を介護することができない場合に、施設において一時的に介護するもの。</p> <p>平成24年4月1日現在、13事業所と委託契約を締結して事業実施しており、利用については、利用時間に応じて利用単位を設け、その単位数は、4時間以下が1単位、4時間を超え、かつ8時間以下では2単位、8時間以上では3単位とし、1人の利用単位を1月につき原則6単位としている。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
50 児童扶養手当の支給	子ども総務課					
<p>(概要)</p> <p>父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童、もしくは父又は母が障がい者である場合の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
51 教育相談事業	学校教育課					
<p>(概要)</p> <p>スクールカウンセラー、心の教室相談員、学校派遣相談員等を小・中学校に配置し、教育相談を実施する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
52 就労移行支援	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>一般企業などで就労を希望するかたに、指定された事業所で、企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着のための支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
53 就労継続支援A型・B型	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>【A型】一般企業などでの就労が困難なかたに、指定された事業所で、原則、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練と支援を行う。</p> <p>【B型】一般企業などで雇用されることが困難なかたに、指定された事業所で、就労・生産活動の機会を提供(雇用契約は結びません。)するとともに、就労に向けた支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
54 地域活動支援センター運営事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい者に対し、創作活動または生産活動の機会の提供や社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
55 知的障害者就労環境支援事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>リサイクルプラザにおいて知的障がい者が安全かつ効率的に作業訓練を行えるよう指導員を配置し、就労に対する自信を与え、一般就労を目指す。</p> <p>また、訓練生の修了後の進路についてサポートするため、ハローワーク等関係機関の担当者を集めてサポート連絡会議を開催する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
56 精神障害者社会適応訓練事業	健康管理課					
<p>(概要)</p> <p>精神障がい者が協力事業所に通所し、社会適応訓練を通して再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰をすすめる。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
57 障がい者スポーツ大会・教室開催事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>スポーツ大会・教室を通じて、障がい児者の体力増強、交流および余暇活動等に資するため、スポーツ大会およびスポーツ教室を開催し、障がい児者の社会参加を促進する。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
58 更生医療給付事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上のかたが、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療(人工透析や人工関節の手術など)を指定医療機関で受けることができる。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
59 訪問入浴サービス	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>寝たきりのため、入浴が困難なかたに入浴車を派遣し、入浴の介助を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
60 居宅介護(ホームヘルパー)	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>家事の援助や身体の介護などのために、ホ-ムヘルパ-を利用する費用を支給する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
61 同行援護	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を受けるもの。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
6 2 移動支援事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>外出等に支援が必要であると認められる障がい児者が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇生活等社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援するもの。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
6 3 重度訪問介護	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者が、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行うもの。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
6 4 短期入所(ショートステイ)	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>在宅の身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者を介護している家族が、急病、冠婚葬祭、介護疲れなどで介護できなくなった場合、施設で一時的に介護するもの。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
6 5 生活介護	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障害者支援施設等で、主に昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行うもの。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
66 療養介護・療養介護医療	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者や筋ジストロフィ - 患者または重症心身障害者が、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の介護を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
67 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>機能訓練・・・身体障がい者が、障害者支援施設等に通所し、または当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>生活訓練・・・知的障がい者、精神障がい者が、障害者支援施設等に通所し、または当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
68 救急救命体制の充実	消防本部救急課					
<p>(概要)</p> <p>民間の患者等搬送事業者の認定と乗務員に対する適任証の交付を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
69 介護保険のリハビリテーション	介護保険課					
<p>(概要)</p> <p>訪問リハビリテーション…病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士が要介護者等の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。</p> <p>通所リハビリテーション…介護老人保健施設や病院・診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
70 介護保険の訪問看護	介護保険課					
<p>(概要)</p> <p>介護保険法で定める訪問看護とは、居宅要介護者（主治医の医師がその治療の必要の程度について厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る）について、その者の居宅において看護師その他省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。</p> <p>訪問看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士などの専門職によって提供されるサービスである。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
71 救急医療情報キット(安心キット)の普及	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>秋田市社会福祉協議会が実施主体である救急医療情報キット(安心キット)は、主に高齢者等に対し、救急医療情報キット(かかりつけ医療機関や持病などの救急情報を保管する)を配布し、いざというときにその情報を活かせるようにする。</p> <p>救急医療情報の更新し忘れを防ぐため、「見守りネットワーク事業」と連携して、年1回程度利用者宅への訪問活動を実施する。</p>						



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
72 地域福祉計画推進事業	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>第2次秋田市地域福祉計画に掲げた重点事業「孤立死を出さない地域づくり」、「災害時の要援護者の避難支援」を推進するため、地域福祉推進関係者連絡会や地域での説明会を通して、地域全体が連携して取り組む体制の構築づくりを支援する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
73 緊急通報システム事業	長寿福祉課					
<p>(概要)</p> <p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与し、利用者が緊急事態に陥ったとき、緊急通報装置を用いて緊急通報先に通報させ、救助や援助等を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
74 ふれあいのまちづくり事業(見守りネットワーク事業)	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>秋田市社会福祉協議会への委託業務で、一人暮らしの高齢者宅や見守りを必要とする世帯への福祉協力員、民生委員等による月に1回程度の声かけ活動・訪問活動を通して、安否確認や健康状態を把握する等の地域の実情に応じた様々な地域福祉活動を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
75 手話通訳者設置事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能等の障がい者が安心して生活できるよう、手話通訳者を設置し、障がい福祉課窓口および派遣場所における手話通訳や派遣コーディネートを行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
76 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>手話奉仕員および要約筆記奉仕員の人材確保のため、手話奉仕員および要約筆記奉仕員を養成する。</p> <p>奉仕員養成講座修了生が、秋田県が実施する手話通訳者・要約筆記者養成事業へ進むことができるよう、県事業との連携を図る。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
77 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能等の障がい者が安心して生活できるよう、手話通訳者および要約筆記奉仕員の派遣登録を行い、必要に応じて、登録者の派遣を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
78 音声コードの普及	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>視覚障がい者(2級以上)が音声コード付き文書を読むことができるよう、「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」を日常生活用具の指定品目とする。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
79 視覚障がい者への図書館サービスの充実	中央図書館明徳館					
<p>(概要)</p> <p>対面朗読・・・目の不自由な方が特定の日に来館し、ボランティアの人がその方の希望を聞き、新聞記事や書籍を朗読する。</p> <p>テレフォンサービス・・・目の不自由な方が特定の日に関書館に電話をし、ボランティアの人がその方の希望を聞き、新聞記事や書籍を電話で朗読する。</p> <p>朗読ボランティアの育成・・・ボランティアの能力維持のために元アナウンサーのかた等から朗読の技術の話を聴いたり、ボランティア研修会に参加したりする。</p> <p>弱視者を主な対象とした大きな活字の関書の収集を継続的に収集する。 点字関書の収集についても検討している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
80 障がい者関係団体等への支援(身体・知的)	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>「障がい者のためのくらしのしおり」や、障がい福祉課ホームページにおいて、各障がい者関係団体の活動内容を掲載し、紹介する。</p> <p>秋田市身体障害者協会等が行う事業等に対し、予算額の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>秋田市身体障害者協会...ふれあいの集い、「身障だより」発行等 秋田市手をつなぐ育成会...福祉大会の開催、会報「きずな」発行等</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
8 1 身体障害者手帳の交付	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>身体障害者手帳の交付対象となる障がいの種類は、視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がいとなっている。</p> <p>本市の判定に基づき、障がいの程度に応じて1級～6級までの手帳を交付しており、その際「障がい者のためのくらしのしおり」を配布し、各種制度の説明をおこなっている。</p> <p>審査において、秋田市社会福祉審議会審査部会の判断が必要な時は、3ヶ月に1回の審査部会へ諮問するため、交付が保留となる場合もある。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
8 2 日常生活用具の給付	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>在宅の障がい者のかたが自宅での家庭生活の不便を解消し、円滑な日常生活が送られるように、必要な用具を給付する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
8 3 特別障害者手当の支給	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>20歳以上で身体障害者手帳おおむね1～2級程度の障がい重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とするかたに対し、特別障害者手当を支給している。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
84 障害児福祉手当の支給	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>20歳未満で、身体障害者手帳おおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかたに対し、障害児福祉手当を支給している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
85 特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>身体か知的に中程度以上の障がいがある20歳未満の子どもを扶養している父や母、または父母に代わって養育しているかたに対し、特別児童扶養手当を支給している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
86 心身障害者扶養共済掛金給付事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>「秋田県心身障害者扶養共済制度」に加入している低所得者に対し、納付する掛金の一部を給付する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
87 共同生活介護(ケアホーム)	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事の介護等の支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
88 共同生活援助（グループホーム）	障がい福祉課					
<p>（概要）</p> <p>地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
89 施設入所支援	障がい福祉課					
<p>（概要）</p> <p>施設に入所している障がい者に対し、安定した日常生活が営めるよう、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
90 119番FAX通報	消防本部指令課					
<p>（概要）</p> <p>FAXによる119番通報の際、より具体的な状況を取得するため、平成23年度に通報様式を改めた。改めた通報様式は各関係機関に配布し、秋田市消防本部のホームページ上にも公開している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
91 療育手帳の交付	障がい福祉課					
<p>（概要）</p> <p>療育手帳の申請交付、交付事務を行っており、障がいの程度については、秋田県がA（最重度・重度）又はB（中度・軽度）の判定をする。交付時には、「障がい者のくらしのしおり」を配布し、各種制度の説明を行っている。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
9 2 精神障がい者交通費補助事業	健康管理課					
(概要) 通院および訓練施設への通所のために路線バスを利用する精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、福祉特別乗車証を発行し、バス運賃を無料化する。						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
9 3 心の健康相談	健康管理課					
(概要) 心の健康について、本人や家族等からの相談を受け、状況に応じて受診を勧める等の支援を行う。						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
9 4 自立支援医療(精神通院)支給認定申請の受付	健康管理課					
(概要) 障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給認定申請(精神通院)を受け付ける。支給認定は秋田県が行う。						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
95 精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付	健康管理課					
(概要) 精神障害者保健福祉手帳の申請を受け付ける。判定は秋田県が行う。						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
96 難病患者等ホームヘルプサービス事業	健康管理課					
(概要) ホームヘルパー派遣により在宅での療養生活を支援する。 「平成25年4月1日より、障害者総合支援法へ移行の可能性がある。」						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
97 難病患者等日常生活用具給付事業	健康管理課					
(概要) 日常生活用具の給付により、難病患者等の在宅での療養生活を支援する。 「平成25年4月1日より、障害者総合支援法へ移行の可能性がある。」						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
98 医療相談事業	健康管理課					
(概要) 専門医による講話、個別相談に併せて患者同士の交流、情報交換会を開催し療養上の不安の軽減を図る。						



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
99 訪問相談事業	健康管理課					
<p>(概要)</p> <p>在宅での難病患者、家族の精神的負担の軽減を図るため訪問等による相談を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
100 特定疾患治療研究事業申請受付	健康管理課					
<p>(概要)</p> <p>難病56疾患について、申請により特定疾患医療受給者証所持者が交付され、医療費の自己負担が軽減される。</p> <p>「将来、難病の適用範囲が拡大されるとともに、給付のあり方も変更される可能性がある。」</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
101 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請受付	健康管理課					
<p>(概要)</p> <p>申請により先天性血液凝固因子障害等医療受給者証が交付され、医療費の自己負担が軽減される。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
102 一般健康相談	保健予防課					
<p>(概要)</p> <p>地域等で、保健師、栄養士、歯科衛生士による個別の状況に応じた健康相談を実施する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
103 福祉医療費給付事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>乳幼児(未就学児)および小学生、ひとり親家庭等の児童、重度心身障がい児(者)(身体障害者手帳1～3級または療育手帳A所持者)、高齢身体障がい者(65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者)の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
104 インフルエンザ定期予防接種費用の助成	健康管理課					
<p>(概要)</p> <p>予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種の接種対象者である60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸機能に一定の障害のある者の接種費用の一部を助成している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
105 企業に対する障がい者雇用の理解促進	商工労働課					
<p>(概要)</p> <p>ハローワーク秋田主催の障がい者と企業が面接する「きらめき就職面接会」のPRに協力する。</p> <p>9月の障害者雇用支援月間には、障がい者の雇用に関するパンフレットでの普及啓発に努める。</p> <p>障害者法定雇用率の達成を図るための秋田労働局・ハローワーク秋田・秋田障害者職業センターなどの関係機関が行う取組に協力する。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
106 障がい者の就労のための支援	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>各相談機関(相談支援事業者、ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター、秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田、ハローワーク秋田、秋田障害者職業センター)と連携を図りながら、障がい種別や状況に応じて適切な支援機関を紹介する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
107 障がい者スポーツ大会・教室開催事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>スポーツ大会・教室を通じて、障がい児者の体力増強、交流および余暇活動等に資するため、スポーツ大会およびスポーツ教室を開催し、障がい児者の社会参加を促進する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
108 市民スポーツの振興	スポーツ振興課					
<p>(概要)</p> <p>子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努める。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
109 学習機会の充実	生涯学習室					
<p>(概要)</p> <p>社会の大きな変化に伴う高度化、多様化した市民の学習ニーズや、様々な課題に応える学習機会を提供する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
110 施設整備の推進	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障がい者の増加、並びに障がい者の心身状況などから障がい者のニーズに応じた施設整備が求められている。</p> <p>営利法人等の参入に伴い、特に就労系の施設の運営が増えている状況からも、特定のサービスに偏ることのないよう、並びに障がい者の利用状況などを踏まえ、施設整備を図っていく。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
111 福祉ホーム	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>障害者自立支援法の施行により、平成18年10月より「福祉ホーム事業」が市町村地域生活支援事業となったことから、実施主体が秋田県から市町村に移行された。福祉ホーム利用者の出身市町村が複数にわたるため、各市町村で入所人数の按分により補助を実施するもの。(平成24年12月1日現在入居者なし)</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
112 自動車運転免許取得費、改造費助成事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>自動車運転免許取得費助成事業・・・障がいのあるかたが、普通自動車運転免許に限り、その取得に要した費用のうち10万円を助成する。</p> <p>対象者は、身体障害者手帳(上肢・下肢・聴覚などの4級以上)または療育手帳の交付を受けたかたで、自動車運転免許を取得することで就労などの社会参加が見込まれ、公安委員会でおこなう障がいを持つかたに対する適正試験において、条件を付せられたかた。</p> <p>自動車改造費助成事業・・・障がいのあるかたが自動車を運転する場合、障がいにあわせて自動車の運転装置や駆動装置などの一部を改造する改造費のうち、10万円を上限に改造にかかった実費を助成します。</p> <p>対象者は、身体障害者手帳(上肢・下肢・体幹機能障害3級以上)の交付を受けているかたで、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造するかた。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
113 秋田市ボランティアセンター運営事業	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>福祉ボランティアの活動希望者と派遣希望者を結ぶ機能として、秋田市ボランティアセンターにコーディネーターを設置し、福祉ボランティアの登録・紹介・調整相談業務を行うほか、ボランティア養成講座の開催、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
114 市営住宅の整備	住宅整備課					
<p>(概要)</p> <p>高齢者や障がい者等が安心して安全に暮らすことができるようバリアフリーなどに配慮した市営住宅の建替を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
115 新庁舎のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進	新庁舎建設室					
<p>(概要)</p> <p>現本庁舎等が抱える、耐震性の不備、老朽化、市民サービスの低下、バリアフリー化への対応の不備、事務効率の低下および防災拠点施設としての機能不備等の解消のため、分館を有効活用しつつ、新庁舎を建設する。</p> <p>今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>25年度：新庁舎建設(着工)</p> <p>27年度：新庁舎建設(竣工)、現庁舎解体、分館改修</p> <p>28年度：外構整備(工事完了)</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
116 バリアフリー基本構想の推進	都市計画課					
<p>(概要)</p> <p>高齢者、障がい者、市、特定事業の実施主体等が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、構想に位置づけた事業の進捗管理を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
117 障がい者バス無料化事業	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>市内に居住する在宅の「身体障害者手帳」「療育手帳」をお持ちの方を対象に、申請に応じて、「福祉特別乗車証」を交付している。</p> <p>「福祉特別乗車証」と手帳による割引との併用で、秋田市内の路線バスに限り、無料でバスに乗車することが可能となっている。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
118 通院移送費給付事業(タクシー料金一部助成)	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>以下に該当する身体障がい者に対し、タクシー利用券を交付し、通院費用の一部を助成している。</p> <p>タクシー利用券は1回の乗車につき1枚(580円引き)使用することができる。</p> <p>対象者：内部機能障害1級、下肢および体幹機能障害1～3級、視覚障害1～3級            交付枚数：1か月あたり4枚。ただし、じん臓機能障害1級で、人工透析のためタクシーで通院加療しているかたは1か月あたり12枚追加。</p>						

(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
119 福祉有償運送	障がい福祉課					
<p>(概要)</p> <p>特定非営利法人等が、高齢者や障がい者など、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償による移動サービスを行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
120 食の自立支援事業	長寿福祉課					
<p>(概要)</p> <p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯等を対象に、居宅に昼食又は夕食を配食するとともに、利用者の安否確認を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
121 除雪ボランティア支援	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>秋田市社会福祉協議会で行っている除雪ボランティア派遣に対して、ボランティア保険の費用を負担し、安心してボランティア活動が行えるように補助している。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
122 敷地内の雪寄せ支援 (概要)	長寿福祉課					
<p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯等を対象に、玄関先から道路に出るまでの通路の雪寄せを行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
1 2 3 玄関間口の雪寄せ支援	道路維持課					
<p>(概要)</p> <p>概ね65歳以上の高齢者だけの世帯または身体の不自由な方だけの世帯を対象に、除雪の際に生じた雪の塊などについて玄関先や車庫前に限り、事前に除排雪対策本部に申し出のあった世帯を対象に雪寄せする。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
1 2 4 避難標識整備経費	防災安全対策課					
<p>(概要)</p> <p>避難標識を整備し、市民へ避難場所の周知を図るとともに、津波対策の一環として、津波避難に有効な標識を設置する。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
1 2 5 自主防災組織育成事業	防災安全対策課					
<p>(概要)</p> <p>自主防災組織の未組織町内会に対して説明会や訪問を実施するなど、組織の必要性を訴えながら結成を促進するとともに、防災資機材を助成するなど、既存組織の育成を図る。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
1 2 6 防災ネットあきた運用経費	防災安全対策課					
<p>(概要)</p> <p>災害の種類や規模に応じた情報をより迅速かつ正確に地域住民や防災関係機関へ提供するための「災害時情報提供システム」の円滑な運用を行う。</p>						



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
127 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進	福祉総務課					
<p>(概要)</p> <p>身体障がい者や精神障がい者等の災害時要援護者が災害時に地域の支援で無事に避難できるよう、平常時には要援護者一人ひとりについて避難支援プランの作成、情報伝達体制整備等の避難支援体制づくりを行い、災害発生時には避難情報の伝達、安否確認や避難生活支援等の一連の避難支援を行う。</p>						

事業名	担当課	実施期間				
		H25	H26	H27	H28	H29
128 災害対策緊急救援物資備蓄事業	防災安全対策課					
<p>(概要)</p> <p>災害時に避難者に提供するため、県と市町村が協議のうえ決定した食糧や生活必需品等の共同備蓄指定品目を備蓄する。</p>						

## コミュニケーション支援事業の概要

## 手話通訳者設置事業

設置場所	秋田市社会福祉協議会	1名
	秋田市障がい福祉課	2名

## 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

事業委託	手話通訳者	9名
	要約筆記奉仕員	19名

手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業は、平成18年10月1日より実施

手話通訳者・要約筆記奉仕員の人数は、平成24年10月末現在

各年度末現在 単位：件

年 度	件 数			
	手話通訳者			要約筆記奉仕員
	設置 活動件数	派遣登録者 対応件数	小計	派遣登録者 対応件数
19年度	1,563	76	1,639	24
20年度	1,578	103	1,681	35
21年度	1,533	82	1,615	42
22年度	1,663	197	1,860	70
23年度	1,882	161	2,043	59

- ・設置活動件数は、市設置の専任手話通訳者（3名内市社会福祉協議会委託1名含む）の活動件数です。
- ・派遣登録者対応件数は、市に登録している手話通訳者（9名）・要約筆記奉仕員（19名）が派遣対応した件数です。

第4次障がい者プラン策定経過(予定)

		スケジュール	内容
24年	5月8日	第4次秋田市障がい者プランの策定について (諮問)	諮問
	5月23日	平成24年度第1回秋田市社会福祉審議会	策定方針 決定
		平成24年度第1回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会	基本方針 審議
	6月5日	平成24年度第1回地域福祉計画等推進庁内連絡会 障がい者プラン部会	策定方針 決定
	9月3日	平成24年度第2回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会	素案審議
	9月21日	平成24年9月市議会定例会 厚生委員会	策定方針 説明
	11月1日	平成24年度第3回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会	1次修正案 審議
	12月	平成24年11月市議会定例会 厚生委員会	意見聴取
	12月~ 25年1月	パブリックコメント	意見公募
25年	1月	パブリックコメント後の調整(予定)	
	2月	平成24年度第4回秋田市社会福祉審議会障がい者 専門分科会(予定)	成案審議
	2月	平成25年2月市議会定例会 厚生委員会(予定)	成案確認
	3月	平成24年度第2回秋田市社会福祉審議会(予定)	成案決定
	3月		成案答申
	3月	第4次秋田市障がい者プラン策定(予定)	
	3月	第4次秋田市障がい者プラン公表(予定)	

## 秋田市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日条例第9号  
改正 平成12年9月29日条例第48号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。(平12条例48・一部改正)

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。(平12条例48・一部改正)

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例(平成8年秋田市条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成12.9.29条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

## 秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例(平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。)の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者(児)の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「令」という。)第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(母子保健部会)

第5条 母子保健に関する事項を調査審議するため、児童専門分科会に母子保健部会を設置する。

(部会)

第6条 審議会が必要と認めるときは、審査部会および母子保健部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会(審査部会および母子保健部会を含む。以下同じ。)に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第7条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第8条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱(平成9年5月9日審議会決議)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

## 秋田市社会福祉審議会委員名簿

平成24年5月9日現在

	氏名	団体名	団体肩書	専門分科会
1	石村 照子	公益社団法人「認知症の人と家族の会」秋田県支部	世話人	高齢者
2	稲庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡協議会	会長	高齢者
3	熊谷 肇	秋田市医師会	理事	高齢者
4	熊澤 由美子	国立大学法人秋田大学医学部保健学科	講師	高齢者
5	佐藤 孝男	秋田市老人クラブ連合会	副会長	高齢者
6	佐藤 保	秋田市民生児童委員協議会	会長	高齢者
7	佐藤 広美	秋田市老人福祉施設連絡協議会	会長	高齢者
8	佐藤 めぐみ	社団法人秋田中央薬剤師会	理事	高齢者
9	清水 由美子	秋田県中央地区介護支援専門員協議会	会員	高齢者
10	菅原 梯 祐	秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会	委員	高齢者
11	千葉 利昭	社団法人秋田市歯科医師会	理事	高齢者
12	花田 正志	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	会員・監事	高齢者
13	山崎 弘子	社団法人秋田県社会福祉士会	会員	高齢者
14	池田 重子	秋田市保育協議会	副会長	児童
15	岩本 孝一	秋田商工会議所	専務理事	児童
16	神谷 浩悦	社団法人秋田市歯科医師会	理事	児童
17	堺 澤 大	秋田県臨床心理士会	会員	児童
18	佐々木 洋吉	秋田市民生児童委員協議会	副会長	児童
19	佐藤 央子	秋田労働局雇用均等室	室長	児童
20	佐藤 誠子	秋田市小学校長会	幹事・研究部長	児童
21	佐藤 真知子	秋田市連合婦人会	副会長	児童
22	鶴田 悦子	秋田県中央児童相談所	主幹	児童
23	中川 聖子	秋田市母子寡婦福祉連合会	会長	児童
24	原田 健二	秋田市医師会	理事	児童



(仮称) 第4次秋田市障がい者プラン(素案)

25	古田 由美子	一般社団法人秋田県助産師会	副会長	児童
26	細部 あけみ	C A P あきた	代表	児童
27	堀川 隆三	連合秋田中央地域協議会	事務局長	児童
28	山崎 純	特定非営利活動法人子育て応援Seed	理事長	児童
29	渡辺 丈夫	秋田市私立幼稚園協会	会長	児童
30	五十嵐 潤	秋田公立美術工芸短期大学	教授	障がい者
31	石原 芳人	秋田県立医療療育センター	センター長	障がい者
32	川田 直政	秋田市身体障害者協会	会長	障がい者
33	菊池 加奈	医療法人 久幸会	げんきハウス施設長	障がい者
34	進藤 香代子	秋田県知的障害者福祉協会	会員	障がい者
35	田中 勉	秋田市手をつなぐ育成会	副会長	障がい者
36	成田 裕一郎	秋田市医師会	理事	障がい者
37	花田 幸隆	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田障害者職業センター	所長	障がい者
38	濱田 啓子	秋田県高等学校長協会特別支援学校部会	会員	障がい者
39	堀井 三男	特定非営利活動法人秋田けやき会	理事長	障がい者
40	茂木 重雄	秋田公共職業安定所	所長	障がい者
41	蓬田 興信	社会福祉法人グリーンローズ	常務理事	障がい者
42	和田 士郎	秋田県高清水園	園長	障がい者
43	石沢 真貴	国立大学法人秋田大学教育文化学部	准教授	地域福祉
44	遠藤 善衛	秋田市ボランティア連絡協議会	副会長	地域福祉
45	加賀谷 俊雄	北部地域住民自治協議会	会長	地域福祉
46	澤田 賢一	国立大学法人秋田大学医学部	学部長	地域福祉
47	野口 良孝	秋田市社会福祉協議会	会長	地域福祉
48	渡邊 剛	秋田経済同友会(秋田ゼロックス株式会社取締役相談役)	常任幹事	地域福祉
49	越後屋 哲志	秋田市視覚障がい者協会	副会長	障がい者 臨時委員
50	小川 絢子	秋田県難聴者・中途失聴者協会	副会長	障がい者 臨時委員
51	小野寺 浩	秋田県重症心身障害児(者)を守る会	事務局長	障がい者 臨時委員

52	加藤 薫	秋田市ろうあ協会	理事	障がい者 臨時委員
53	加藤 倫 紀	秋田市医師会	会員	障がい者 臨時委員
54	加藤 雅 史	秋田県精神保健福祉士協会	会長	障がい者 臨時委員
55	工藤 摂 子	秋田県社会福祉士会	事務局次長	障がい者 臨時委員
56	下村 辰 雄	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	診療部長	障がい者 臨時委員
57	室岡 守	秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田	センター長	障がい者 臨時委員
58	渡邊 充	秋田県難病団体連絡協議会	理事長	障がい者 臨時委員

秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱

平成15年4月7日  
市長決裁

(設置)

第1条 秋田市地域福祉計画ならびに秋田市地域福祉計画を上位計画とする秋田市高齢者プランおよび秋田市障害者プラン(以下「地域福祉計画等」という。)の推進を図るため、秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 地域福祉計画等の施策および事業の実施
- (2) 地域福祉計画等の進行管理
- (3) 地域福祉計画等の見直し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進についての必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 鎌田副市長
- (2) 副会長 福祉保健部長
- (3) 委員 福祉保健部次長、福祉総務課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、介護保険課長、監査指導室長および各部局の連絡調整課長

3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、連絡会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 連絡会に次の各号に定める部会を置き、事務を分掌させる。

- (1) 高齢者プラン部会  
第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市高齢者プランに関するもの
- (2) 障害者プラン部会  
第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市障害者プランに関するもの

2 部会は、部会長および部会員をもって組織する。

3 部会長は、副会長をもって充て、部会の会務を総理する。

4 部会員は、委員のうちから部会長が指名する。

5 部会長不在のときは、部会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第7条 連絡会に幹事会を置き、第2条各号に掲げる事務のうち、重点事業に関する事務を分掌させる。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって組織する。

3 幹事長は、福祉保健部次長をもって充て、副幹事長および幹事は、委

員のうちから幹事長が指名する。

- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めたときは、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年6月9日から施行する。
- 2 秋田市高齢者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成11年4月21日施行）および秋田市障害者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成13年4月16日施行）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会名簿

会 長 鎌田副市長

副会長 福祉保健部長

委 員 以下掲載のとおり

	部局	課所室	職名	氏名
委員	福祉保健部		次長	田口 光宏
	総務部	総務課	課長	秋山 尚子
	企画財政部	企画調整課	副理事兼課長	本間 斗
	市民生活部	生活総務課	副理事兼課長	佐々木 公秀
	福祉保健部	福祉総務課	課長	松山 則人
		障がい福祉課	副理事兼課長	辻 直文
		長寿福祉課	課長	渡部 厚子
		保護第一課	課長	宮野谷 智敬
		保護第二課	課長	碓谷 一峰
		介護保険課	課長	松前 克美
	保健所	保健総務課	課長	加賀谷 誠
	子ども未来部	子ども総務課	副理事兼課長	佐々木 吉丸
	環境部	環境総務課	課長	佐藤 悦紹
	商工部	商工労働課	課長	山田 裕之
	農林部	農林総務課	副理事兼課長	小熊 伸司
	建設部	建設総務課	課長	高橋 寛彰
	都市整備部	都市総務課	課長	井上 正敏
	美術工芸短期大学	事務局管理課	課長	佐藤 聡
	市立秋田総合病院	事務局総務課	課長	古木 孝夫
	会計管理者	会計課	課長	斎藤 徹
	議会事務局	総務課	課長	佐々木 倫夫
	選挙管理委員会	事務局	課長	石川 真
	監査委員	事務局	事務局長	黒丸 惟之
農業委員会	事務局	事務局長	柴田 守	
教育委員会	総務課	課長	千葉 孝之	
消防	消防本部総務課	課長	佐藤 好幸	
上下水道局	総務課	課長	金森 久幸	

**第 4 次 秋 田 市 障 が い 者 プ ラ ン ( 素 案 )**  
**平 成 2 4 年 1 2 月 発 行**

**【 編 集 ・ 発 行 】**

秋 田 市 福 祉 保 健 部 障 が い 福 祉 課

〒 0 1 0 - 8 5 6 0 秋 田 市 山 王 一 丁 目 1 番 1 号

T E L 0 1 8 - 8 6 6 - 2 0 9 3

F A X 0 1 8 - 8 6 3 - 6 3 6 2

e-mail ro-wfsc@city.akita.akita.jp